

第六十八回国会 衆議院 外務委員会議録第七号

昭和四十七年四月十二日(水曜日)

午前十一時四分開議

出席委員

委員長 櫻内 義雄君

理事 青木 正久君 理事 石井 一君

理事 坂本 三十三君 理事 正示 啓次郎君

理事 永田 亮一君 理事 松本 七郎君

理事 西中 清君 理事 曾根 益君

小坂 徳三郎君 田川 誠一君

福永 一臣君 勝間田 清一君

黒田 寿男君 堂森 芳夫君

中谷 鉄也君 横崎 弥之助君

中川 嘉美君 松本 澄明君

出席國務大臣

外務大臣 福田 赳夫君

國務大臣 竹下 登君

(内閣官房長官)

出席政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君

内閣法制局第一部長 真田 秀夫君

外務政務次官 大西 正男君

外務大臣官房長 佐藤 正二君

外務省アメリカ局長 吉野 文六君

外務省欧亜局長 有田 圭輔君

外務省経済局長 平原 毅君

外務省条約局長 高島 益郎君

外務省国際連合局長 影井 梅夫君

外務省情報文化局長 加川 隆明君

局文化事業部長 渡辺 栄一君

文部政務次官

委員の異動

四月八日

辞任

補欠選任

大平 正芳君 田川 誠一君

同月十二日

辞任

山田 久就君

勝間田 清一君

黒田 寿男君

三宅 正一君

同日

辞任

中谷 鉄也君

横崎 弥之助君

横路 孝弘君

同日

理事山田久就君同日理事辞任につき、その補欠として石井一君が理事に当選した。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

連合審査会開会に関する件

参考人出頭要求に関する件

国際交流基金法案(内閣提出第五六号)

国際情勢に関する件

○櫻内委員長 これより会議を開きます。

この際、理事辞任についておはかりいたします。

理事山田久就君から理事を辞任したい旨の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○櫻内委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

引き続き、理事の補欠選任を行なうのであります。

が、先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○松本善明君 この国際交流基金法案につきま

して、外務大臣が国会冒頭の外交演説で、わが

国の対外活動が経済的利益の追求に偏するとの批

判や、さらには日本軍国主義の復活を懸念する声

すら聞かれる状況であります。こういうときにあ

たり、誤った認識の払拭にとめるのがわが外交

の急務であるという事で、このために新たに国

際交流基金を設立するという事を述べておられ

るわけでありまして。私はこの国際交流基金法案

が、わが国の対外経済活動や日本の軍国主義復活

という誤った認識、それを払拭するということが

一つの動機になっておるといふことであります。

るに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○櫻内委員長 御異議なしと認めます。よって、

理事に石井一君を指名いたします。

○櫻内委員長 国際交流基金法案を議題として審

査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。松本善明君。

○松本善明君 この国際交流基金法案につきま

して、外務大臣が国会冒頭の外交演説で、わが

国の対外活動が経済的利益の追求に偏するとの批

判や、さらには日本軍国主義の復活を懸念する声

すら聞かれる状況であります。こういうときにあ

たり、誤った認識の払拭にとめるのがわが外交

の急務であるという事で、このために新たに国

際交流基金を設立するという事を述べておられ

るわけでありまして。私はこの国際交流基金法案

が、わが国の対外経済活動や日本の軍国主義復活

という誤った認識、それを払拭するということが

一つの動機になっておるといふことであります。

で、この点についていろいろお聞きしたいと思

います。

日本の対外活動に対していろいろ言われている

というのはどういふことがあるのか、またそれが

誤った認識というのはどういふ点が誤っているの

か、外務大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○福田國務大臣 私は外務大臣に就任して九カ月

目になるのですが、その前は外務大臣をやつて

おつた。その間私がひしひしと感じますことは、

世界におけるわが日本の立場というものが非常に

高くなつてきている。世界じゅうから日本に對す

る期待というものがあつた。その期待という

のは一体何であるかといふことをよく観察して

み

ますと、これは日本は経済大国なんだ、経済的に

世界に寄与する立場になつた、こういうことで

です。ですから、南米でもアフリカの諸国でも、あ

るいは中近東の諸国でも、もう国という国がほと

んど日本に寄り添つてきて、何がしかの経済協力

を得たい、こういう要請をする、私はそれはたい

へんけつこうなことだ、こういうふうに向うので

す。

ところが、この経済を軸とした結び方、これは

私は非常に脆弱なものである、こういうふうに向

うのです。一たび経済関係で亀裂が生ずると、利害

の不一致が生ずるといふことになる、せつかく

結びついたこれらの国々との関係といふものは途

絶しちゃう。のみならず、あるいは対立するとい

ふようなことにもなりかねない。私は、せつかく

そういう結びつきが世界の国々との間に出てきた

この機会に、経済の結びつき、これをよすがとい

たしまして、その上に立つて、これらの国々との

間に心と心の結びつきをひとつ設定したい、こ

ういふふうに向うに至つたわけなんです。つま

りそういうこと、これは非常に経済関係から見

ればより長い時間の問題になります、少し時間は

かけても、日本といふものをよく理解してもら

う、それから同時に相手方をもよく理解する、そ

してそこに血の通つた信頼感といふものを生み出

す、こういうことが大事な時期になつてきている、

こういうふうに向うわけでありまして、そういう

ことを考えながら文化交流を中心とした心と心

のつながり合いを確立したい、こういう

考え方を抱くに至つた、そういうことでございま

す。

○松本善明君 できるだけ能率的に審議を進

めたいと思ひますので、お答えも簡潔に願ひたい

と思ひます。

海外での軍国主義復活の懸念といふのは、一体

第一類第四号

外務委員會議録第七号

昭和四十七年四月十二日

第一類第四号

外務委員會議録第七号

昭和四十七年四月十二日

第一類第四号

外務委員會議録第七号

昭和四十七年四月十二日

第一類第四号

外務委員會議録第七号

何を根拠にしておるのだろうか。海外では軍国主義復活というのを言う人たちが、日本の憲法第九条を一体知らないのだろうか、こういう点については外務大臣はどういうふうにお考えになっていきますか。

○福田外務大臣 私は、海外諸国にいま日本が軍国主義化しておるという考え方を持っておる人は非常に少ないと思うのです。ただその懸念がある、つまりいままでの世界の歴史の中で、経済大国は常に軍事大国になる、日本もおそらくこの歴史の道を歩むであろう、こういう見方をするんじゃないか、そういうふうに思います。

憲法第九条に対する理解、こういうようなことにつきましては、私はさほど浸透しては思いません。日本を特別に理解している、日本に心を寄せているという人は、私と会話をいたしたとしても、かの有名な憲法第九条なんというところを使いますけれども、これが普遍化しておる、こういうふうな認識は私は持っておりません。

○松本(善)委員 日本の軍事費の伸び率は世界一であります、これが海外から批判を受ける一つの原因になっているというふうにはお考えになりませんか。

○福田外務大臣 これはさほどには思いません。

○松本(善)委員 憲法九条との関係で、この軍事費とGNPとの比率、これはどこまで許されるというふうには外務大臣はお考えになっていらっしゃるでしょうか。

○福田外務大臣 これは理論的にはGNPと憲法第九条は関係ない、こういうふうには私は思いません。

○松本(善)委員 ただ、日本の経済成長率が非常に高いために、これに比例して軍事費が伸びていけば、あるいはこれは近い将来に世界の二位、三位くらいに非常に大きな軍事力を持つようになる、これがいま外務大臣の言われた経済大国が軍事大国になるという懸念の根拠になっているわけ

です。だから、いまのままの伸び率でいけば、これはもうそういうふうになるだろう、一体GNPとの関係では、いまのような比率が維持されていくんだらうかという懸念は当然にあるわけなんです。これについての見解というか、そういうようなものについて外務大臣は別にお考えはないということでしょうか。

○福田外務大臣 わが国が持たんとすれば、強大なる軍備を持てる。戦前ですけれども、予算の四五%、平時におきましても軍事費に使っているわけなんです。またGNPからいいますれば、六%これを使つたのが日本です。それが今日、GNPに比べてはむしろ九%、そういうような状態である。これがまあ日本のGNPがずつと伸びていく長い将来のことになればいいが知らず、当面GNPに比例してわが日本の軍事費が同じ比率を保つていくということについては、これはゼロから出発したわが国の防衛力であり、それから、私はこれが一つの強大なる軍備になる、あるいは他国を脅威する軍備になる、そういうふうには考えません。

○松本(善)委員 アメリカの元駐日公使のジョン・K・エマーソン氏が一九六九年一月のフォーリン・アフェアーズの論文でこういうことを言っておられます。「憲法上の合法性が明らかに挑戦を受けているという形で軍隊を保持している国は、世界じゅうさがしても日本以外にない、だろ。日本の自衛隊は憲法第九条の戦力保持禁止規定にもかかわらず、厳として存在するのである。」こういうふうな論文ではっきり指摘をされておるわけなんです。これについて、外務大臣はどうお考えになるか。これについての反省はないだろうか。

憲法九条を当然によく知っているはずの元駐日公使がこういう矛盾を感じてこの自衛隊を見ているわけですね。この点についての外務大臣のお考えを伺いたいと思います。

○福田外務大臣 私は、憲法第九条は、これは国の自衛の立場を禁止しておるものであるという見解はとりません。まあエマーソン氏はどう

言つたか、私はよく知りませんが、私どもはかたくさうな考え方を持っております。

○松本(善)委員 外務大臣に伺いますが、そうすると自衛の立場を禁止しているものとは考えないということは、自衛のためには戦力を持てる、そういうお考えだ、こういうことでございましょうか。

○福田外務大臣 他国を侵してはならない、他国を脅威してはならない、しかし、みずからはみずから守る権利がある、これは国際法の通念であり、わが国の憲法第九条もこれを否定しておるものではない、かように考えております。

○松本(善)委員 私どもも自衛ということ、そのものは否定いたしません。私がお聞きしておるのは、憲法九条は、自衛のための戦力を持ち込むことを許しているというのを外務大臣はお考えかというところをお聞きしておるわけでございます。

○高辻政府委員 憲法の問題についてのお尋ねでございますのでお答えを申し上げます。この憲法九条、これからのいろいろ御質疑があるのかもしれませんが、憲法九条二項に「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と書いてあることは言うまでもないのでございまして、そこにいわゆる陸海空軍その他の戦力、これは自衛のために必要相当な限度をこえない実力部隊に限定されるというわけではありませぬ、この字句そのものとしては、そういう意味でわが国は憲法九条所定の陸海空軍を保持したり、あるいは憲法九条所定の戦力を保持したりすること、つまり無条件の、そういうものができるわけのものではないことは確かでございます。

続いて申し上げたほうがいいのかどうか、一応それだけ申し上げておきます。

○松本(善)委員 たくさんのことを一度に言われども困りますが、まず私がお聞きしたいのは、いまも外務大臣が、自衛の立場を否定しておるものではないということを言われた。前にもNHKのテレビの討論会で江崎防衛庁長官が、自衛のため

には戦力を持てるかのごとき発言をされた。そういう点で、いま日本の政府の閣僚は、この憲法九条についてどういうふうにお考えなのかということをお伺いしたいのであります。そのあとで法制局長官にいろいろ伺おうと思っておりますけれども、まず外務大臣、自衛のための戦力を持つことができるといふふうにお考えかどうか、これを伺いたしたいと思います。

○福田外務大臣 いかなる国も、みずからの国を守る権利を持っておる、こういうふうには思います。したがって、憲法第九条は、これがあるがためにわが国の自衛力を保持することを禁止しておるものではない、こういう見解です。

○松本(善)委員 それを区別して伺いたいのです。自衛のための戦力、憲法に言っておる自衛のための戦力と、あるいは自衛のための陸海空軍、こういうものは持てるというお考えかどうか、この点にしばってお答えをいただきたいと思っております。

○高辻政府委員 全く憲法問題で、憲法問題については私は責任を負わされておりますから、私からお答えを申し上げます。

外務大臣がおっしゃったことを、それなりに政府の考えとしてお受け取り願っていいわけでありますが、きわめて理論的にいえば非常に微妙なる問題がそこにあるので……

先ほど申し上げたように、憲法九条二項というのはどうしても法律の解釈になりますから条文をもとにして言わざるを得ませんが、この憲法が、保持しない、保持することを禁止している陸海空その他の戦力、これは自衛のための戦力、というものを問わない、陸海空軍その他の戦力は、という場合は問うておりませんので、そういう意味の陸海空その他の戦力を持つてないことはこれは当然でございます。しかしながら戦力ということば、このことばも実はきわめてあいまいでございます、きわめて広くいえば一億の国民そのものも戦力かもしれませんが、そういうことをここで言っているのではなくして、やはり一定の規

模、組織を持った一つの組織体である、物的、人的組織体であるというふうに限定していいいます。ならば戦う力というふうにも言えましょう。そういう意味では自衛隊もまた戦う力、外国からの侵略に對してこれを防衛するということの意味で戦力ということでは言えると思います。そういう意味で戦力という場合に、自衛に奉仕する以外に奉仕し得ないもの、つまりその限界を越えないもの、その限界以内のもの、そういうものであれば戦力と申してもこれは間違いないであらう。言うか言わないかそれは別として、つまり憲法が禁止している戦力ではない、保持を禁止している戦力ではないということになると思います。

○松本(善)委員 ちよつと大事な問題なんで法制局長官によく聞いておきますが、そうすると、いまの自衛隊は憲法九条にいう戦力といつてもいい。しかしこれは自衛のためであるから憲法九条違反にはならない、こういう趣旨の御答弁でありますか。

○高辻政府委員 二つに分けて言っておるつもりでございます。

一つは、憲法が戦力を禁止しているという戦力は、そういう限界を問題にしてない戦力でございまして、その前提を置けば自衛隊は戦力ではないと言わざるを得ない、限界を持ってゐるものでありますから。しかしそういうことをきちょうめに考えないで、一つの戦力であるかどうか、戦う力であるかどうか、これは前に答弁したことがあります、政府答弁として、戦う力と読めば、ただことばどおりとしてれば、そういう意味の戦力ではあるであらう、それが自衛の限界にとどまるものであれば憲法が保持を否認する戦力ではない、こういうことです。

○松本(善)委員 これは法律解釈ですからかなり明確にしないでいかぬと思うのですよ。だから、結局は自衛のための戦力というのは持つて、そしていまの自衛隊は戦力ということは言つても差しつかえない。しかし憲法九条はそれを禁止しているものではない、結論はそういうことでは

すか。

○高辻政府委員 松本さんは法律家であらうと思いますが、要するに戦力というものは、憲法九条の縛りの意味を備えた戦力ということばでいえば、自衛隊といふものは戦力に当たらない。しかし戦力という用語それだけをとりえていけば、自衛隊も侵略に對してこれを防衛するといふ意味で戦う力であらう、そういうものは、そういう限界内のものであれば憲法九条が否認するものではない、こういうわけですね。

○松本(善)委員 法律家であらうと普通の国民であらうとわかるように話をしなければならぬと思つて思ふのです。私は、いまの法制局長官のお話では、国民はともわからぬと思ひますよ。専門家がわかつたらいいというふうなものでもないです。

これは大事な問題だからいかにげんにするわけにいかないので、端的にお聞きしておきます。自衛のための戦力を持つことを憲法は禁止をしていないのかどうか、これをまずお聞きしておきたい。

○高辻政府委員 私が前々からお答えしていたものを基本に置きながらお答えをいたしまして、そのとおりでございます。

○松本(善)委員 自衛のための戦力を持つことは禁止してない。そうすると、自衛のための陸海空軍を持つことは禁止してない、こういう解釈になりますか。

○高辻政府委員 そこに当然御質問がくるものだと思つておりましたが、これまたもう一ぺん私が誤解をされないように申し上げたいと思ひます。憲法でいう陸海空軍というのは、自衛とか自衛でないとかいう限界を置かないものでございまして、そういうものは持つてない。また自衛隊はそういう意味で憲法九条所定の陸海空軍ではない。しかし戦力について、いま松本さんがことばの意味だけに對しておつしやいました陸海空軍というものを一つの實力組織——これまた陸海空軍という

場合に、日本は、憲法九条のもとの戦力、日本の部隊というものは、どうしても一般にいう陸海空軍のような活動ができないわけでございますので、そういう意味の陸海空軍と同視できるかどうか、はなはだ疑問であります。もしそんなことを無視して、對外戦闘に役立つものを陸海空軍といふのであれば、やはり、自衛の限界内のものであれば、お説のとおりにかまわないということになります。

○松本(善)委員 結論だけ。こういう解釈というのは二義を許されない、きちつとはつきりしなければならぬと思つて思ふのです。

結論においては、自衛のための陸海空軍は持つて、そういうことですね。

○高辻政府委員 それが、何といひますか……(松本(善)委員「国民にわかるようにしなければいかぬ」と呼ぶ) わかるようにといひますが、非常に誤解を来たされるわけですから、陸海空軍といふのは持つてゐるということ自身が、そこで、陸海空軍といふ呼称を用いないとか、自衛隊は陸海空軍であるかどうか、軍隊であるか、総理大臣は、軍隊とは申しませんが、軍隊といふようなお答えをしておりますが、そのために憲法九条一項を直視して、自衛隊といふものを説明できればいいものを、他の概念にそれを持つていきまして、そこからまた出発して論議を展開するといふことがあり得るものですか、そこを間違ひのないように非常に神経を使つてお話を申し上げてゐるつもりであります。これも陸海空軍の定義にかかるといふことです。けれども、御質疑の中で陸海空軍といふものが外国の侵略に對して防衛する組織体であるといふことであれば、それがもつたら自衛のためにも限定するものもまた陸海空軍といひ得るものであれば、陸海空軍と言つてよろしうござい

ます。

○松本(善)委員 そうすると、そういうことばを、いま法制局長官が限定されたようなことばの意味であれば、自衛のための陸海空軍は持つて、こういうことですね。

○高辻政府委員 要するに陸海空軍の定義いかんがございまして、陸海空軍といふものが外国の侵略に對して防衛に當たる一つの武力組織、これを陸海空軍といふのであれば、自衛隊はそういうものであるといふことを言つて差しつかへございせん。

○松本(善)委員 そうすると、防衛に當たるといふものが陸海空軍といふならば、これは持つてゐる。自衛隊はそういう防衛に當たる陸海空軍といふならば言える、こういう見解ですね。

○高辻政府委員 ちよつと、言うまでもないことではあります。侵略に對して防衛に當たる武力組織である。しこうして、一般の陸海空軍といふ場合には、外国ではそういう実力の限界といふものが憲法上の問題になつてゐるところは、少なくとも私の知る限りでは明瞭な規定を置いたところはないと思ひます。行動の範囲についてはよく憲法の上には規定がございまして、日本の憲法はそういう意味で特異なものだと思ひますが、そういう限界が日本の憲法で問われるといふことがあるといふことをつけ加えておけば、それで足りると思ひます。

○松本(善)委員 法制局では昭和二十七年の十一月二十五日に、戦力に関する統一見解をつくつたことはありませんか。

○高辻政府委員 私のほうでは、いろいろ問題につきまして研究の素材をつくることはございまして、二十七年にもそういうことがあつたと思ひます。しかし、むろんそれで決定をしたといふようなことではございません。

○松本(善)委員 いままで、この統一見解、新聞に出ました統一見解に沿つて大體法制局長官の答弁がされてゐたと思ひます。その答弁は、侵略の目的と自衛の目的とを問はず戦力を持つてゐることを憲法九条は禁止をしてゐる、こういう立場の答弁であつたと思ひます。私は、きよりの法制局長官の答弁は、この見解から一歩変わったものだと、いふふうに考えますけれども、これはいつから変わったのですか。

○高辻政府委員

お答え申し上げますが、いまの二十七年のものは、いまごろになつてゐるのだから、それかどうか知りませんけれども、新聞に発表したことはもとよりございません。法制局で新聞に発表することはいまだかつてないと思ひますが、おそろく私もこの研究の素材としたものが材料になつたのであるかもしれません。それはよくわかりませんが、ところで、いまごろになつてゐるものが法制局の見解として最終局に決定してゐたというものは少なくないと思ひます。しかし、いままで九条の論議というものはずいぶん長いことやつておりました、確かに説明のぐあい、少し変わったように見えるところがあると思ひます。少なくとも私はいま気がつくのは二つございしますが、一つは、文民の解釈が変わりました。これは明瞭に変わりました。文民の解釈について、自衛官もまた文民であるという解釈を長くとつておりましたが、私が法制局長官になりましてから、これはお許しを得まして自衛官は文民にあらず、したがつて自衛官は閣議大臣になるわけにはいかないというのを社会党の石橋さんにお答えしたことが二回ございします。これは明瞭に変わった一つでございます。そのほかには変えたものはございしません。しかしもう一つありますと言つたのは、近代戦争遂行能力であるということ、しばしば吉田内閣では使つておりました。これはなほだ間違つてゐると思ひませんけれども、何か非常に説得力が薄いのではないかと、いろいろなことで、もう少しそれを分解してものを言つておるといふことはございします。まあそのくらいなものではないかと思ひます。

○松本(善)委員

たいへん大事なことを次々と言われるもので、ちよつととめることができないのですけれども、近代戦争遂行に役立つ程度のもので、いままでは戦力と言つた。この点について変わつてきてゐるということですが、これは非常に大事なんだから聞いておきたいと思ひますが、日本のいまの自衛隊の持つてゐる実力というものは、軍事力というものは、これは外務省でも

らいました「海外論調」の中にあります、ロサンゼルス・タイムズの七月十四日付のものですけれども、日本の防衛力は世界の非核国の中で第一級の軍事力に達してゐる。だから、近代戦争遂行能力といふことであれば、まさにこれに達してゐるわけですね。そういう点で、これを戦力といふふうにか考へてきてゐる、こういうふうな意味でしょうか。

○高辻政府委員

近代戦争遂行能力、先ほども申し上げましたように、吉田内閣までです、使ひましたのは、鳩山内閣になりましてから以後は使つたことがございしません。したがつて、最近この前の話をもち出されて、いまの政府の解釈としてそのまゝの形で聞かれると、正直なところ実は困るのであります。昭和三十年ごろからもう十七年ばかりにわたつて、いまのようなことを使つて御説明を申したことはございしません。もつぱら自衛のために必要相当な限度を越えないもの、これだけでございします。その説明は、また必要があれば防衛庁当局からでもお聞きになればいいと思ひますが、理論的な言い方としてはそういうことでございします。

○松本(善)委員

そうすると、近代戦争遂行能力といふものはもう問題にならない。自衛のためというだけでは問題になつてきてゐるわけでありま

○高辻政府委員

そこでは、近代戦争遂行能力といふものは、これはしばしばいままでの質疑応答で出てゐることだからおわかりと思いますが、全くいゝゆる刑法上の概念の正当防衛にも似た、きわめて厳格な意味の自衛といふことでございしますが、自衛に必要なもの、その限度、これは大きな限度ではないかといふふうに考へておるわけでありま

○松本(善)委員

外務大臣に伺いたいと思ひます。法制局長官とのやりとりが少し長引いてしまひましたけれども、いまの議論でもわかりますように、憲法九条というものの解釈が陸海空軍を持つてゐる、自衛のためなら陸海空軍を持つてゐる、あるいはその規模については限度もない、こういうような

日本の政治の実態があれば、幾ら軍国主義復活という問題を、もうではないんだということを海外に宣伝をしましても、これは信用されない。先ほどエマーソン元公使の論文を引用いたしましたけれども、事実は、だんだん憲法九条はなくなつていく、事実上意味のないものにしていく、こういうような方向が進んでおり、そして自衛隊は世界で現在ではもう第九位の軍隊になつてゐる。先ほどGNPとの関係で外務大臣にお聞きしたところ、これについては別に制限はない。そしてまた、すまず大きくなつていくだろう。これはもう日本人だつてそう考へるのはあたりまえの話なんです。私どもはこれを軍国主義の復活と言つていますけれども、こういう実態を変えないで幾ら海外に文化交流をやつても、軍国主義ではないという宣伝をしてもこれは役に立たない、根本を変えることのほうが必要ではないかと思ひますが、この点について外務大臣の見解を伺いたいと思ひます。

○高辻政府委員

先ほど私が言ひましたことに関連がございしますので、一言だけ言ひましていた

はない。つまり、それが自衛隊でございしますから、そういうことを申し上げたわけでありまして、いきなり陸海空軍を持つてゐることから出

○福田内閣大臣

わが国は、先ほども申し上げましたが、持たんとすればたいへん強大な軍備が持つてゐる立場にあるわけですね。戦前のあれでい

○松本(善)委員

外務大臣、六%といふことを言われま

いう言論が自民党の中にありますね。憲法を変えて、明確に——いま法制局長官が言ったのは非常に回りくどい、たいへん国民をごまかすような言い方だというふうに思いますけれども、もっと明確に自衛のための戦力、自衛のための陸海空軍を持てるんだというふうにしよという意見が自民党の中にあるでしょう。自民党の憲法調査会長稲葉さんの意見ではそうですね。外務大臣がこういうことに賛成かどうか伺いたいと思います。

○福田外務大臣 私には憲法改正問題を検討したことがございせんけれども、自衛のために自衛力を持つ、これは国際通念上当然のことである、わが国だけがその例外であつては相ならぬ、こういうふうには考えております。

○松本(善)委員 私の言いましたのは、自衛のために軍隊を持つということができるように明確に憲法を変えたいという意見が自民党の中にあるが、それについて御賛成か、こういうことであります。

○福田外務大臣 自衛のための軍備の条項、いまそういうお話ですが、憲法全体について私はまだ改正を検討したことがございせんです。

○松本(善)委員 それではこの問題は一応おきまして、文化交流についてであります、前の委員会でも外務大臣はお答えになっておりましたが、社会主義国とは差別をしないということを一応言われしました。言われましたが、実際上はベトナム民主共和国や朝鮮民主主義人民共和国、こういうところとは、いわゆる分裂国家ということを名目にして、事実上これとの交流はそうはいかぬという趣旨のことも言われしました。実際上そうなりますと、一番重要なところですか、ベトナムはいま侵略戦争が行なわれているところであり、それから朝鮮も日本にとっては非常に近くて、むしろ朝鮮民主主義人民共和国との交流というのは非常に要望される。そういうところについてはこれはやらないということになっていくならば、この文化交流というものもたいへん片手落ちの、一方的な、場合によっては反共諸国家と交流をしていく

ということになっていくようなことになりはせぬか、こう思います、その点についての外務大臣の御見解を伺いたいと思います。

○福田外務大臣 私は、外交政策全般といたしまして世界じゅうのどの国とも仲よくしていく、こういう基本的な考えを持つておるのです。つまり脱イデオロギーというか、そういうふうな姿勢で外交をやつていきたい、こういうふうな考えでおります。ただ、それは言うものの、わが国と国交を持たない国との間には、多少の制約がある、多少の差異が出てくる、こういうことは当然そういうふうになるだろう、こういうふうに思います。

○松本(善)委員 もう少しで質問を終わりたいと思いますが、経済援助、海外におけるわが国の経済活動ですね、これがいろいろ批判を受けているというところであります、経済援助についての基本的な態度、これを伺つておきたいのですけれども、七〇年十月の佐藤・ニクソン会談後、当時の木村官房副長官が、インドシナ援助はこれまでの人道的援助の立場から社会的安定のための援助となると述べられました。そして、七〇年以前の援助と七〇年以降の援助の性格、方法に違いがあるというのです。社会的安定のための援助あるいは計画的援助、こういうことが盛んに使われるわけでありまして、この基本的な違いというものを外務大臣のお口で説明をしていただきたいと思ひます。

○福田外務大臣 わが国は、経済援助につきましては非常に基本的に大事な政策である、こういうふうな考えでおります。つまり、私どもは持たんとすれば持ち得るところの軍備を持たない、そこには余力が生ずる、その余力の半分はおくれた国内のわれわれの生活環境の改善に使う、しかし残された半分は、これは世界のおくれた国々の開発、安定、そういうものに使つていく、こういう考え方なんです。そういう考え方を各国に対して適用していく。ただ先ほどから申し上げておるとおり国交を持たない国との間で、この関係は

国交を持つておる国との間に微妙な違いが出てこざるを得ない、こういうふうな考えております。

○松本(善)委員 七三年度のニクソンの予算教書は、この援助について安全保障援助ということをおつております。日本のそういう経済援助が安全保障上の意味を持つておるのかどうか、このアメリカでのいろいろな議論と引き比べて考えますと、それに当てはまつておるようには思ひますけれども、その点について外務大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○福田外務大臣 安全保障という意味はどういうことか知りませんが、私どもの与える援助、協力は、その与えられる国の社会の安定のためである、こういうふうな考えております。

○松本(善)委員 これは結局において、ニクソンの予算教書でいへば安全保障援助です。その反対に諸諸国家——国交の回復してないところといふところといふことの区別をもつていま外務大臣はお話しになりましたけれども、実際上は、東南アジアなどの例を見ればわかりますけれども、その社会の安定、いわゆる安全保障ということにすぐながら問題なんです。この経済援助でありまして、その援助を受けた国は、その援助のために軍事費に予算を回すことができるようになる。そういう意味ではまさに安全保障援助の性格を持つておる。私はそういうことが海外で批判をされている内容なのだと思う。先ほどは軍国主義復活の問題について申しました。それから経済援助の性格の問題について申しました。こういう態度、日本の海外活動の根本的な態度を改めることなしに、それをそのままにしておいて、文化交流そのものだけが切り離して進んでいくわけのものではない。私は、この点を考えるならば、外務大臣のお考えは、この国際交流基金の構想というものはその根本をかねない、そしてその実態を、何といひますか、そうでないかのように宣伝をしていく結果になるのではないかと、こういうふうに思ひます。この点についてはまだ若干の質疑もありま

あるようでございますからこの程度で質疑を終えたいと思ひますけれども、外務大臣はそれらの諸点をさらにお考えをいただきたいと思ひます。

○福田外務大臣 安全保障という意味、あなたがおつしやる意味が、これが平和だ、こういう意味であるとするれば、私はまさにわが国の経済協力を通じて国際社会に臨む態度、つまりこれは平和を希求するものである、こういうふうな考えます。この考え方には私は間違ひない、間違ひがあれば見解の相違である、こういうふうに思ひます。

○松本(善)委員 最後に、外務大臣言われたので、一言言つておきますけれども、その平和のためといつても、アメリカも平和のためといつて東南アジアに兵を出しておるわけですから、それと一致するようないわゆる安全保障援助ということになると、これは日本の海外に対する経済援助というものは重大な、考え方をかえなければならぬ侵略的なものだというところを言つて私は質問を終わりたいというふうに思ひます。

○櫻内委員長 永田一君。

○永田委員 福田外務大臣は連日非常に御多忙でお疲れのことだらうと思ひます。いじめられてお気の毒に思つておるので、きょうは私はいじめる質問じやない。のんびりした少しの長い話かも知れませんが、これはしかしまじめな質問でありますので、そのつもりでお答えを願ひたいと思ひます。

今度の国際交流基金法案というのは私は非常にいい法案だと思つておる。外務省が自主的に出された法案として、私はまことにけっこうだと思ふ。外務省は最近黒星続きでまことに評判が悪いのであります、この法案を出されたことは私はたいへんよかつたと思つておるのであります。ただ、欲をいへばこし五十億、来年度百億というふうな、それをまるまる使うというのじやなくて、基金にするというので、いかにもみみっちい話でありまして、できればもっとふやしていったらいいと思ひますので、たまたま外貨もこういう方向に使つていくことが必要な

じやないかと思うのであります。この前の提案理由の御説明を伺ったときに、中にも書いてありますが、「わが国に対する諸外国の理解を深め」特にその「心と心の触れ合いをつちかう」、そして国際親善を促進する、こういうことが書いてある。特にこの「心と心の触れ合い」を通じて日本というものを理解してもらい、国際親善を促進する、このことはたいへんけっこうなものであります。こういう目的に向かつて進んでいくときに一番障害になるのは何か、これはことばの問題だろーと思ひます。日本語というものが非常に難解でありまして、外国の人にはなかなか理解しにくい。このことばの問題についてお尋ねをするわけでありまして、この間後宮大使が書かれた経済と政治でしたか、外交でしたか何かという雑誌、こへ持ってきてあったのを読んでみますと、後宮大使がタイ国におられて七年間の経験を書いておられる。その中に、タイの外務大臣が、日本に留学生を送りたいのだけれども、日本語が非常にむずかしいで困るのだ、不便だ、わずか一年ぐらゐ日本語を勉強しても、日本語で自然科学であるとか法律であるとか経済であるとか、そういう日本語の講義を聞いてもさっぱりわからない、たいへんむずかしい、理解が困難だ、それでしかたがなしに欧米とかあるいはオーストラリアとか、そういうところへ留学させる、こういうことを後宮大使が書いておられたのを読んだのであります。が、私はそのとおりだと思ふ。ことばの障害というところが大臣の意欲されておる心と心の触れ合いというふうなことに非常にネックになっておるのではないか。このことばの障害を克服するということが大臣はどういうおつもりを持っておられるか、まずそのことをちよつと伺いたいと思ひます。

世界でもただ一つの民族である。そういうこと、それから風俗、宗教、習慣、そういうような点につきましてもこれは独自の立場に日本はある。こういうことを考えますと、わが国が国際社会における立場というものを考えまして、これに溶け込むという上にずいぶん障害が多いのです。それだけに私ども日本国は、それらの障害を乗り越えて国際社会の中でその任務を尽くさなければならぬ、こういう努力をしなければならぬ、こういうふうな考えをしておりますが、その中でもことばの問題ですね、これはほんとうに越えがたい障害だ、こういうふうな考えておるわけでありまして、そこで、私の考えを率直に申し上げます。これは日本語をもう少し海外に普及したらいいじやないか、こういうような考えを打ち出しておる人もあります。しかし、私はこれはなかなかむずかしいことだ、言うべくしてむずかしいことだ、こういうふうな思ふのです。今日においては何といつても英語をしゃべる人口というものが非常に多いわけでありまして、その辺は実問題、現実政治の問題として十分考えておかなければならぬ問題ではあるまいか。しかし、日本に親近感を持つという以上、英語が世界語である、こういうふうないたしまして、やはりある程度の日本語への理解というものは、これは捨ててはならない、こういうふうな思ふのです。ただ、日本語を主軸にした国際交流というものを考えたら、これはとうてい実現できないことである、こういうふうな思ひます。

世界じゅうの人がそれぞれ自分の国のことばは使つておるかも知れませんが、国際会議なんかで世界語を使つてほしい。これは日本が一番利益をするわけでありまして、いま世界語としてあるのはエスペラント語なんです。実は私がまだ学生時代に、いまから三十五、六年前でありましたか、エスペラント語が一時流行したことがあるのです。私も夜学へ行きましてエスペラント語を習つた。半年習つたらもう卒業なんです。それは非常に簡単なんです。半年といつても月水金ですから一週間に三日しか行かない。一時間ずつやつて半年やつたら、卒業しちゃつた。もうやることがない。なぜこんなに簡単に覚えられるかというと、これは人間がつくつたことばですから、動詞の変化とかなんかいつても不規則動詞というものは一つもない。みんな規則的になっております。それからたとえば名詞の語尾はOで終わつてゐるし、形容詞の語尾はAで終わつてゐる。それから字を讀んでも読まない字なんというものはないので、字のとおりに読めばいいのだし、発音も簡単だし、聞いておつてもよくわかる。そういうことと半年エスペラント語を習つたら、もう習うことはない。当時、私はエスペラント語で書いた小説だとか新聞なんか読んで、よくわかる。非常に便利だと思つておつた。それから三十九年使わないう経験があるのです。半年やつたらもうあとは単語さえ覚えておればそれで役に立つのがエスペラント語でありました。

いま、この地球が非常に狭くなった。世界は一つだというふうな考え方がだんだん広がつてきております。世界連邦というふうな考え、国会でも世界連邦の議員連盟なんかできて、世界が一つになりつつある。経済の問題でも、これは大臣は御専門であります。経済でも通貨でも、IMFその他国際通貨というものを使つてゐる。ドルでなくとも世界に共通する国際通貨を使う時代になつてきた。こういう時代のあと十年、二十年先のことを考えてみますと、ことばが世界語ができ、一向おかしくない。私はこの世界語というものを日本が率先して世界に普及するように思ひます。たらどうかと思ひますが、大臣のお考えを聞きたいと思ひます。

○福田外務大臣 いまお話を承りましてずいぶん御熱心なエスペラント派がおるものだと思つて感銘を受けて聞いておつたのです。私も実は若いころエスペラントというものに興味を持ちまして、教科書も買つたり、それをもとにして学習をしてみたり、ある程度のところまでいっちゃつた。ところが今日は全部忘れております。あなたと同じです。しかし、さあこのエスペラントというものが普及し得る可能性があるか、こういうことを考えてみると、なかなかこれはむずかしいことじやないか、そういうふうな思ひます。永田さんのような、そういう熱心な方がおつて、また、同志が各国におつて、そしてこれを盛り上げるということになると、あるいはこれは可能性がない問題とは言えないかもしれない。しかし、これは現実の問題として、さあそれがどこまで行けるかということについては、私はそう明るい見通しというものを持ち得ないのです。私は世界語がほしいと思ふ。ほしいと思ふが、現実政治の問題として、やはり英語あたりが基盤になるのが、これが実際のじやないか。こんなような感じもするのですが、しかし、あなたがエスペラント語に情熱を燃やしておる、これはたいへん敬意を表する次第でございますから、どうかひとつ大いにやつていただきます。そして成果がありそうかどうかという、こういうふうな思ひます。

○永田委員 いままでの問題と云つたわけじやないのですが、いまの現実の問題では、やはり大臣がおっしゃつたように、英語なんかを主として使うのが現実的だと思ふのです。しかし、これをいつまでもほつておいたら、いつまでたつても世界語というものはなかなか広がらない。これはなぜかという、英語とか、フランス語とか、ドイツ語と

か、そういうものは大体親類同士なんです。語源はラテン語か、ギリシア語か、そういうものから来ているから似たようなものであって、国際会議をやっても英語でしゃべってればフランス人も大体のことはわかるし、フランス語でしゃべってれば英国人も大体のことはわかる。西洋人は不自由を感じないわけですか。ところが日本語とか、中国語とか、こういうものは全く別個のものなんです。国際会議なんかをやっても日本が通じないために非常に不利な立場に立つ。困るのは日本なんです。英国やフランスやドイツやスペイン、そういう国はあまり困らない。だから黙っているわけだ。これはどうしても日本が率先して言わなければ、いつまでたってもこの世界語というものは普及しないと思うのです。このエスペラント語にしても、これはザメンホフというポーランド人が発明したことばなんです。語源は三分の二がラテン語で三分の一がギリシア語だ。だから、英語やフランス語やドイツ語に非常によく似ているから、彼らは習いやすいのです。それでも日本が率先してこれを言わなければ彼らが自分から世界語を使おうなどということは言わない。不自由を感じないから。不自由を感じているのはわれわれなんです。われわれが言わなくてはだれが言うか、こういう感じがするわけでありまして。私はそれでこの国際交流基金、ある一部分を通じてこそしからやれというのじゃありませんけれども、大臣にお考えをいただきたいのですけれども、日本でこのエスペラント語の普及に多少ずつ使ってもらおう。それから諸外国で、この前堂森議員の御発言に対して、日本が文化センターを各国につくっていくというお話がございましたが、そういうところでエスペラント講座というようにものをやっても補助金を出す。そういう形の——日本だけがエスペラント語を一生懸命やっただけではかの国が使ってくれなければ何にもならぬわけですから、よその国でも徐々にエスペラント語というものを浸透していくように、この国際交流基金を活用していくってほしいのです。そして二十年先、

三十年先にもう国際会議というものはエスペラント語でやるのだ、これが実は私の夢なんです。もう前からそう思っておることなんです。そういう講座をつくったり、あるいは諸外国に、そのエスペラント講座に補助を出したり、こういうことを将来やってほしい。さああたつては日本でエスペラント語の辞書なんか発刊するときに、この基金から補助金を出す、そういう形にして徐々に世界語というものを日本がインシアチブをとって世界に広げていってほしい、こういう希望を持っておるのですが、大臣いかがですか。

○福田外務大臣 非常に遠大な御構想でございますが、私はこれは世界津々浦々でそういうような空気でも盛り上がりまして、そうして各国協力してそういうことをやってみようというような体制になれば、私はそれは一つの考え方かと思えます。

あなたのおっしゃったように昭和の初期、大正の末期、あのころはそういう空気があつて、世界のそういうことに關心のある方々がずいぶん努力された。ところが、やってみただけでも、どうも実現の可能性はないというので、その後エスペラント運動というものがなくなつたといつてもいいような状態の今日である。それを盛り上げることができかねないか。そこが、再び盛り上げることができかねないかというところは、これは問題だらう、こういうふうに通うのですが、御努力等によつて世界のすみずみからそういう運動、そういうふうにしてみようじゃないか。——私はわが日本だけじゃないと思うのです。アフリカの諸国なんかはみんなことばが違ふ、こういう国々もずいぶん不便をしておるのじゃないか。中近東の国々もそうです。そういうようなことで、私はエスペラント運動の可能性、そういうものについて私は私はいふの期待は持ちますけれども、かなりこれは日本だけの努力ではどうにもならぬ。もし、そういう運動でも盛り上がるというようになつてなれば、私も日本としても率先して

これに指導的役割りを演ずる、これはたいへんいいことだ、こういうふうに思います。

○永田委員 文部政務次官来ていらつしやるので、ちよつと関連して私の意見を申し上げますが、政務次官は、それはたいへんいい考えだから考へておく、そういう御答弁でけっこうなんです。私の考へでは、中学校の一年生に入るとき、義務教育で英語をやるわけです。それから……英語を——ぼくも中学から大学を出るまでずいぶん英語をやつたけれども、さっぱり役に立たぬ現状であります。この中学校の一年生で英語をやるかわりに、エスペラント語をやつたらどうかと思うのです。これは私の経験で言うと、半年エスペラント語を習つたあと、ほかのことはやるのが非常に入りやすいのです。私は夜学へ行つたときはフランス語の夜学でありましたけれども、先にエスペラント語をやつておくと、あとでフランス語をやつたら、もうとてもやさしくやれたという感じがしたので。それで、日本でも、いますぐやれというわけじゃないのです。よ、そういう考へを私は申し上げるわけですが、中学校の一年生ときはエスペラント語をやる。私は半年でも卒業したくらいですから、一年やればもうエスペラント語では習うことはないのです。このエスペラントを一年やつたあと二年から英語をやる、あるいはほかのことばをやつても非常にやさしい。私はそういうことを将来考へていただけなら、非常にエスペラント語の普及には役に立つ、またほかの外国語をやるにもやりやすい、こういう考へを持っておるのですが、政務次官の御意見をちよつと伺いたいと思ひます。

○渡辺(衆)政府委員 お答えを申し上げますが、実は現在の中学校の教育の中では英語は別に必修になつておるわけではございませんので、現在選択になつておるわけでございます。現在中学校におきまして外国語を指導しておりますのは、主として外国語を聞き、話し、あるいはまた読み、書くという能力の基礎を養いますが、これを通じましてそれぞれの国の人たちの生活であ

るとかもの見方でありまして、先生は心の触れ合いということをおっしゃつておりましたが、そういうようなものを基礎的に理解をさせまして、そして国際理解の基礎を深めていく、こういうところから語学をやつておるわけでございます。そういう意味で現在中学校の外国語としましては英語、ドイツ、フランスというように各国のことばを指導しておるわけでございます。したがつて、いまエスペラント語、たいへん御熱意をお持ちでございますが、私も敬意を表しますけれども、現在のところはエスペラント語を国語として扱つておる国はないわけでございますし、そういうような立場からいいますと、現在直ちにこれを中学校の必修にするということは非常に困難ではないかと思ひます。ただ現在、クラブ活動というのが必修になつておるのでございまして、そういうようなクラブ活動等におきましてエスペラント語を指導していくというようなことは非常に望ましいことではないかと思つております。そういうようなことを出発点として今後エスペラント語が普及を、非常に盛り上がり、よくなることになれば、先生の御趣旨に沿うようなことになるのではないかと思ひます。目標としてしまつてはいまそのような考へ方を持つておるわけでございます。十分私も検討してまいりたいと思ひます。

○永田委員 外務大臣に御質問を申し上げますが、いまことばの問題というのは世界の政治家がみんな非常に關心を持ち悩んでおる問題だと思ひます。実は、去年二月に私は藤山訪中団の一人として中国に行きましたけれども、周總理にお会いしたときに周總理が非常に注目すべき発言をされた。それはどういふことかと申すと、周總理がわれわれと会つたときに質問をしたので、どういふ質問をしたかという、日本は明治維新以来非常に急激に発展をした、すばらしい躍進を遂げた、それは一体何が原因だと思ふかと向かうから聞いたわけです。こつちは何て答えていかかわからぬから、みんな顔を見合せておつた

のですが、そうしたところが周總理が言われるのは、それは日本が昔かたかなとひらがな、こういうものを発明した、これがないと文化の発展に貢献したんだ、そういう話だったので。いまその中国で子供がむずかしい漢字を覚えるのにたいへん時間がかかる、努力がかかる、エネルギーを費やす。それでもなかなかむずかしい漢字を覚えるための時間とエネルギーをほかの、たとえば化学であるとか物理であるとか数学であるとかそういう勉強に費やせば、どれだけ中国の子供が助かるか、また伸びるかというのを考えると、このむずかしい中国の漢字というものは何とかしなきゃいかぬ、こういう発言がありました。

それでいま中国では全力をあげて略字の運動をやっている。私も人民日報を読んでみても、見たことのないような略字がたくさんあるのだから、ああこれはほんとうはこういう字だということとわかる。そういう略字の運動を盛んにやっておる。これはちょっと余談であります、そのとくに、日本でも略字の研究をしておる学者がいるのだったから中国へ招待をして一緒にわれわれと略字の研究をやろうじゃないかという話もしておられたのです。その周總理のことばを聞いておいて、さらに注目すべき発言があったのです。それはどういふことかという、いままで中国では略字運動というものを一生懸命やって、やさしい漢字をつくっておる、しかしいまから二十年先、三十年先、二十一世紀になったころ、周總理はもう自分分はそのときは死んでいないだろう、その二十年先、三十年先の自分の理想は、もう漢字を全廃してしまふのだという話をしたので。どうするかといったら、ローマ字にする。これは注目すべき発言だったと思うのです。日本の新聞は身近な政治問題とか非常に紙面をさいて事ここまかに報道されますけれども、この周總理が、二十一世紀には自分の考えだけでも、中国の漢字をやめてしまふ、そうしてローマ字にするのだ、そうしなけ

れば中国の科学技術その他の発展というものがなかなか急速に進歩しない、そういう発言をされたのであります。私はそれを聞いておつてさすがに大政治家というものは三十年先の民族の将来のことを考えるものだと思ひましたのであります。福田外務大臣も近く総裁になられる方でありまして、大政治家であります。この周總理の言つたことをよくお考えいただいて、日本民族の発展のために世界語というものを普及する、これによつて西に周總理あり東に福田越夫あり、この提携によつて世界語というものを進めていただきたい、こういうふうに私は感じますが、いかがでしょうか。

○福田外務大臣 だいぶ遠大な御構想であります、しかし当面の問題としますと、私どもは現実の政治と取り組まなければならぬ、こういうふうに思うのです。周總理首相との会談のお話がありましたが、私は去年日韓閣僚会議がありましてソウルに行つた。そうして朴大統領に会つた。そのとき朴大統領にすすめたことがある。それは朴大統領が従来の漢語を入れて話す韓国語を一切漢字を抜きにしたわけだ。これは一種のナショナルイズムというところから出てきたのだらう、こういうふうに思いますが、その点を指摘しまして、いまアジアではとにかく八億の漢語を使う中国人がいるじゃないか、また漢語を中心とした日本語を使う一億の日本人がいるじゃないか、その間にはさまれて朝鮮半島、それが漢語を一切抜きにする、こういうことになった場合において一体この三国の交流関係はどうなるのだ、この辺も考えてもらわなければならぬ、これはぜひぶん強私見意見としてすすめたのです。そうしますと朴大統領はそのときは格段の反応を示しませんでした。朴大統領は非常なナショナルリストである、そういう立場から漢字はこれを追放する、こういうたてまえをとつたわけでありまして、ところが微妙な変化が最近あらわれてまいりまして、漢語を使うようになってきておる。これは私は私の意見を採用してくれたのだらう、こういうふうに思つており

ますが、やはり現実の政治とすると、何か身近なそういう問題から考えていく必要があるのじゃないか。ただ、漢語というものがお説のとおり非常にむずかしい、これを簡素化する、こういう問題も、アジアの漢語を使うところの人々、またアジアには中国、朝鮮半島あるいは日本ばかりじゃない、広く華僑というものがアジア諸国に蟠踞している、そういうようなことを考えますと、その辺から問題を整理していったらいいんじゃないかというような感じがいたしますが、先ほどのエスペラント運動、これも遠大な構想といつたし、あなたがお説のことは深く敬意を表します。そういうような敬意のもとに立つてあなたの提起される問題、これも私どもの検討問題、考えるべき問題といつたしたい、かように存じます。

○永田委員 もう一問で終わります。

私の考えは、自分の理想を申し上げたわけで、いますぐやれということではございませんが、お心にとめておいていただきたいと思つてあります。

最後に、この国際文化交流基金法案というのは非常にいい法案だと私は思いますが、この前も堂森委員が御質問になつたときに、この金額ではどうにもしようがないじゃないか、ことし五十億で来年は百億になるけれども、それをまるまる全部使つてしまふんじゃないかと、それを基金として使うというのではいかにもみみっちいといふことであります。私もこれくらい金でやりたいことはできないと思つておるわけでありまして、堂森委員が、野党がもっと増額修正するならば私も賛成しようと思つておるのですが、将来も増額をしないでいただきたい、このことだけ申し上げて終わります。

○櫻内委員長 松本七郎君。

○松本(七)委員 たいへん時間が詰まりました、まだ同僚議員がおられるわけですから少し急いでおもな点だけをきょうは質問したいと思つて

同僚の松本善明議員が指摘した憲法との関係、これはやはり文化交流の基本的な問題として非常に大事だと思つて。しかしなるべく重複を避けて、この交流基金をつくるに至つた基本的な発想といひますか、さらにそれが、運営にあたつての基本的な問題にも及んでくるわけですが、そういうことを一つ。それからさらに、今後の基金の運営をどうするかという、この二点を柱にして質問したいと思つて。

最初の点は、これは松本善明さんが指摘したように、施政方針のときの外交演説にも出ております。さつき松本善明さんが指摘したように、やはり経済大国になつていろいろ外国から非難、批判を受けておる、それを何とか理解を深めたいという発想が根本にある。それは三月二十二日の本委員会でこの基金法が審議されたときにも外務大臣の答弁の中にやはり出ております。それを一応ここであらためて読み上げる予定でしたが、時間もありませんから省略します。ただ私が言いたいのは、真の文化交流なり真の理解というものは、日本が経済大国になつて外国から、やれエコノミックスニマルじゃないか、軍国主義が復活し、強化されるのではないか、そういう非難が出てきたからひとつこれを打ち消すために日本を理解してもらふんだ、根本はこういう発想なんだ。私はそこに問題があると思つて。やはりほんとうの文化交流というものは、もちろんここにも相互理解ということが一応はうたてられてありますが、日本を理解させるという態度が基本になる。この基金法自体がそうなんです。それはなぜそういうふうになつたかといへば、先ほどから松本善明さんも指摘しているように、あの外交方針演説にも出ています。経済的には大国になつた、しかし非難が出てきたし、今後その非難が強くなる危険がある、だから日本をもっと理解をさせるんだ、こういうたてまえです。これではほんとうの文化交流はできない、ほんとうの理解も得られないと私は思うのです。一番大切なことは、まず相手国を日本自身が理解すること、それが根本にあつて

相手を理解するということが中心になって、初めて外国にも日本はほんとうに理解を生んでくると私は思うのです。そこが逆になっておる——この第一がどういふことになっておるかというところが中心になっているのです。これを改めるべきじゃないか。いまの根本的な考え方からいへば、わが国が諸外国の国民及び文化への認識を深め、かつ諸外国のわが国に対する理解を助け、国際相互理解を増進するとともに、国際友好親善を促進するため、国際文化交流事業を効果的に実行し、もって世界の文化の向上及び人類の福祉に貢献することを目的とする、こうなれば、私はほんとうの文化交流の基本的態度として正しいものが出てくると思うのです。そのところはどうか考えられますか、外務大臣。

○福田外務大臣 その点は私は松本さんと全く同感です。すでに私はこの法案の提案理由の説明もしておりました。それに対する補足の説明もしておる。その際に私ははっきり申し上げておるのですが、これは二つの目的がある。第一は、わが国に対する正しい理解を求めることである、第二は、わが国が正しく外国を理解することである、こういうふうに思うのです。特に私が政治家として非常に頭にありますことは、いまわが国はもうアジアの一独立国じゃない、世界にも影響を及ぼすまで及ぼし得る日本国である。そういうようなことを考えますときに、わが国が外国の知識を持つ、一人一人がみんな国際感覚を持つ、これが非常に大事なことだと思ふのです。全国民が国際感覚を持つ、そういう状態になりませんと正しい外交政策というものは行なわれぬ。いまわが国は国際経済協力を雄大に進めておるわけでございしますが、これに對してもういふんこれは、国民コンセンサスというふうでは問題があるのです。つまり、国内がこんなにおくれているんじゃないか、そのおくれを取り戻す、これは当面の緊急課題ではないか、それなのに海外援助協力をする

とは一体何だ、こういう問題がある。これは国民に対して説得するのに非常に努力を要する問題だろと思うのです。しかし、問題はありますけれども、今日の日本国は戦後の五等国、六等国という日本じゃない、指折りの国の日本国です。その日本国が今後わが国を繁栄、発展させていくということを考えると、もう世界じゅうが繁栄しなければわが国には繁栄はありません。世界が平和でなければわが国に平和はないのです。そういうことを考えますときに、どうしても国際感覚、世界の繁栄の中に、世界の平和の中にわが国の平和、繁栄を求める、こういう考え方が国民全体にみまざるということによって、私は雄渾な日本外交というものが展開され、そこに初めて日本の使命、世界における使命感というものが生まれ出ていく、こういうふうな考えますので、あなたがおっしゃるとおりです。日本を知らしめる、これも非常に大事なことでありますが、外国を知る、その世界の中で日本は生きていくんだという、この感覚を持つこと、これもまた非常に大事なことである、そういうふうな認識しております。

○松本(七)委員 私の意見に賛成されたわけなんです、いままでは経済的に非常に進んだが、文化交流というのには非常に遅れていた、こういう認識なんですよ。それから、いま諸外国から経済的な発展に対していろいろな批判や何かが出てきた。あわててこういうものをつくって、さあこれから文化交流をやろうというかっこうです、ね、かっこうは。だからこれを取り返すだけの運営もそうでなければならぬ、それからこの基金法そのものがやはり、これを挽回するだけのはつきりした本質のものにする必要があると思うのです。だからいまこのことを条文的にいえばこういうことのはうがいいという形でわざわざ申し上げたのだから、それに賛成ならば私の言ったように修正に応じますね。

○福田外務大臣 委員会でもよく御協議を願います。
○松本(七)委員 そういうことで政府と国会とい

うものが別なもののように、困つてくると委員会まかせ、国会まかせ、そうしていいようにしろ。結局大臣がそういう態度ならば与党は原案どおりということを押しますよ。それがいままでの国会の運営の常じゃないですか。そういうことから国会で常に欺瞞の問題だとか、それから政府がほんとに国民に向いて答弁をしていないという問題も出てくるわけなんです。私はいまこういうふうにしたほうがよくないかとわざわざ具体的に読み上げた。それに対して委員会まかせというのは何ですか。あなた、賛成なら、けっこうですという答弁がなぜできないのですか。

○福田外務大臣 自由民主党の委員はそう硬直した考えは持っておりません。ですからよく御相談ください。そして御相談の結果、そういう文章が整うということになれば私も賛成します。私の考え方は、先ほど申し上げたとはり全国民に国際感覚を持たせたい、これがこれからの外交政策の基本になる。そういうことが表現されるということとは私としては非常にけっこうなことである、こういうふうな考えます。

○松本(七)委員 はい、わかりました。それじゃ、大臣は賛成ということですから、その賛成の意見をもとにして私も与党の諸君と折衝します。

○櫻内委員長 審議の経過はよく承知いたしました。委員長、よくそれを覚えておいてください。

○松本(七)委員 それから次に、これは運営の問題に入りますが、この基金ができて、国民がやはり一番関心を持っているのは——それは、そういう文化交流のお金がまだ足りないという点もあるでしょうけれども、もっとも金と金をふやしてせつかくこれを大きなものにして、いま言う基本的な取り組む姿勢と、それからそれに基づいて今後どう運営するかというこの基金の構成とそれから運営が、いままでよくこういう団体にあるようにもう結局官僚の管理にまかせるとか、役人の天下り人事が行なわれるとか、こういうことをこの機会に一切なくしたいというのが私は国民の一致

した期待であると思うのです。ですから、そういう観点からこれを見ますと、まず考えられる問題は、理事長一人、それから理事四人以内、監事一人、こういうことになっているのですが、そして職員数が五十五人ですか、そして予算案でいうと理事は三名ですね。その根拠はどういうところにあるのでしょうか。この職員数とそれからこういう役員の比率が一つの問題ですが、理事長一人、理事四人以内、予算面が三人、この根拠は。

○福田外務大臣 この機構は結局国費を使うものでありますからなるべく簡素なものがいい、そういうふうな考えておるのです。一番大事なこと何であるかという、その企画が私の申し上げたような趣旨に十分適合するものになり得るかどうか、その辺に問題があるのです。ですから、それは運営審議会というふうなものをつくりまして、そうしてこれは民間と私は申し上げませんが、そんな小さな問題じゃない、国民の総意がそこに結集されるような、そういうものにしてみたい、こういうふうな考えております。

運営につきましては、これは金は役所で出すからこうせいという、そんなけちな立場はとりません。

○松本(七)委員 この理事三人という根拠を伺っているわけです。

○加川政府委員 お答えいたします。

御指摘のとおり、法律的にはたゞいま理事長一名、それから理事は四名以内と書いてありますが、来年度の予算では三分と書いてあります。そこで、どうして三名かというお尋ねでございますけれども、私たちがいたしましては、ただいま総務部、講演展示部、文化事業部、人物交流部、海外普及部、視聴覚部というふうなものを大體考えております。もちろんこれはまだいろいろ各界と相談をいたしましてきまるものでございしますが、一つのたたき台としてそういうものを考えております。そこで総務部担当の理事が一人、それから人物交流、これは前々から御説明申し上げ

ていとうあり、今度の基金の一つの重要な仕事でございまして、人物交流担当の理事を一人、それからその他各部を統括する理事を一人、とりあえずそう考えております。これから海外等の支所でもできるようになりますと、またその担当の理事も要るかと思ひます。そういうことで四名という一つの目標にしている次第でございまして。

○松本(七)委員 そこで、大臣も天下り人事はなるべく避けるということをごの前の委員会でご覧のとおりですが、天下り人事はしないという保証はこの基金法にはないわけですね。だけれども、これは非常に大事な点なので、まあ聞くとこのようにと給与額との関連でやはりいわゆる民間から優秀な人をもつていってなかなかそれが困難だから結局外務官僚かどうか知らないけれども、役人の理事長就任ということに落ちつくのじやないかというようにもつていってらうわされてはいるのですが、もう今回は理事長は必ず役人からは天下りさせないのだという誓明はできますか。

○福田國務大臣 これは非常に大事な構想なんです。これは五十億円というところで出費しますが、これは数年後におきましては千億くらいの規模にはしたい。そしてわが国の国際社会における使命遂行という上から見ますとこれは非常に重大なものです。私はこれからこういう種類の海外経済協力、また海外との諸交流、これくらい大事な問題はわが日本の政治課題としてないというくらいにまで考えておるのです。その出発の機構をどういふふうに進捗していくか、これは非常に大事なことだ、こういうふうな認識です。ですからその陣容も、全国民的な立場から見ましてこれがベストであるというふうなものにしたい、こういうふうな考えでおります。役人の収容所、そんな考え方は全然持っておりませんから、その辺は御心配なくひとつお願い申し上げます。

○松本(七)委員 趣旨はわかりましたが、それでは理事長には役人を就任させるということはないと理解していいですね。

○福田國務大臣 私の念頭には理事長に役人を起用するというような考え方はたゞいまは持つておりません。

○松本(七)委員 それじゃ役人外で、いまここで発表できないでも、大体目当てがあるのですか。

○福田國務大臣 この基金の発足はことしの十月なんです。ですからいづいぶん間のあることでありまして、まだ私としては構想を固めておりません。おりませんが、これは十分私が申し上げたような趣旨において評価されるような人事をしてみたい、こういうふうな考えております。

○松本(七)委員 現在のところまだ具体的には考えてないが、まだ時間があるので今後検討する、しかし役人は避ける、こう理解していいですね。——はい、わかりました。

その次は国際文化振興会が今度一緒になるわけですが、国際文化振興会のいままでの実績その他かなり伺いたい点がいっぱいあるのです。時間がありませんから、ごく概略いままでの実績についてなるべく簡潔にお話し願ひます。

○加川政府委員 昨年度でございすけれども、大体外務省のほうから九七〇程度の補助金を出してあります。仕事といたしましては三億円程度の仕事をしていたいてあります。仕事の大宗は、もちろん日本の文化の紹介、たとえば歌舞伎を派遣するとか能を派遣するとか、そういうようなこととそれから出版、これはきわめて小さな仕事でございすけれども、日本文化の紹介をたゞ英語に語にする、あるいはフランス語にしたり出版をするというふうなことを主軸に、三億円の仕事をしていたいてあります。なお、これは、ただいま松本先生の御指摘のとおり、十月から国際交流基金の中に発展解消いたしますわけで、これから十月までの間には大体二億程度の仕事をしていたいてあります。それからあと基金になりましたら五億程度の仕事をいたします。仕事の内容は、寄付行為にございすように、この交流基金の仕事とはほとんど同じでございすので、ただいま申しましたように、日本文化の紹介、それから人物交流、それから外国の文化を日本に紹介するというようなことをする予定になっております。

○松本(七)委員 いままでの活動を反省されて、どういふところにおもな問題点、今後改善すべき点があるとお考えですか。

○加川政府委員 御指摘になりましたとおり、文化交流というものは、日本といたしましては世界の各国に比べて少し立ちおくれた、こう思っております。いままでやっておりますことで反省と申しますと、やはりお金が少なかった、これが根本の原因でございまして、やはりこういう仕事は予算がなくては、お金がなくてはできない。したがって、何とかしてお金を十分つぎ込んで幅広い活動をしたい、こう思つた反省が福田大臣の御構想とも結びつきまして今度の基金になった、こういうことでございす。

○松本(七)委員 いろいろ問題点があると思ひますが、金の少ないことももちろん大きな原因でしよう。しかし、この振興会の場合も、私は、外務省の影響というものが、管理というか、コントロール、そういうものが十分成果をおさめ得ない一つの大きな原因になっているのじやないかと思ひます。外国での振興会の職員の扱いだとか、外務省から行つてゐる大使館、公使館の館員との比較とかそういういろいろな問題があると思ひます。きょうはそういうところまで一々やっておられませんか素通りしますが、いづれ私はあとで、これは委員長にも御相談したいと思ひますが、今後この基金がうまく運営できるために、こういう問題をこの際洗いざらい整理してみたいと思つています。

それで、さしあたり、この振興会の職員は全部引き継がれるという確認を得たと見ていいですね。大臣から答弁してください。

○加川政府委員 本件につきましては、ついせんだつて国際文化振興会の理事会と評議員会がございまして、そこに大臣のかかりに参りまして申した述べた点でございすけれども、私たちがいたしましては、今度の基金というものは、新しい理事長が職員の任命その他の権限を持つておりますので、現在外務省といたしましては当事者能力は持つておりません。しかしながら、監督官庁という権限がございすので、監督官庁たる外務省といたしましては、話し合いによる退職というものがあればそれはもちろんそうでございすけれども、それ以外の場合は、国際文化振興会の職員は今度の新しい基金に一括して引き継ぐという方針で、今度の新しい理事長に引き継いでいきたい、こういうふうな考えております。

○松本(七)委員 そうすると、外務省としては話し合いによる退職があり得るといふようなことをいま言われましたが、いわゆる肩たたき、退職を勧告するとかそういうことは一切ないと理解していいですね。

○加川政府委員 私たちは、肩たたきというのは私もよくわかりませんが、別に特におまえさんやめろというふうなことを言うわけではございせん。ただ、こういう引き継ぎの際でございすから、たとえば自分は前からやめようと思つてたのだけれどもというふうなことがあれば、もちろんいい機会でございすので、私たちがとしては退職金等も特別に考えられると思ひます。したがって、もしそういう方があれば、そういう御希望であればという意味でございす。

○松本(七)委員 実は現在の振興会の理事長に対して、現在職員が要求書を出したのを御存じでしよう。——御存じですね。国際文化振興会労働組合の全員の一括雇用を保証すること、それから賃金その他労働条件の切り下げを行なわないこと、それから移行にあたり国際文化振興会労働組合員に対して不利益を与えないこと、これが出て、それに対して理事長のほうからは、第一項の全員の一括雇用については、去る三月三十日開催の当会理事會において、外務省文化事業部長が任意退職者を除き全員引き継ぎを旨言明したことを証明する、こういう証明が出ておるわけですね。また、いまの御答弁と現理事長の確約、これをあわせて

ましては、今度の基金というものは、新しい理事長が職員の任命その他の権限を持つておりますので、現在外務省といたしましては当事者能力は持つておりません。しかしながら、監督官庁という権限がございすので、監督官庁たる外務省といたしましては、話し合いによる退職というものがあればそれはもちろんそうでございすけれども、それ以外の場合は、国際文化振興会の職員は今度の新しい基金に一括して引き継ぐという方針で、今度の新しい理事長に引き継いでいきたい、こういうふうな考えております。

新しい理事長に十分これが実行できるように外務省としてもひとつ御努力願いたい。これを外務大臣から、ひとつこの確約をお願いしておきたいですね。

○福田國務大臣 その辺のことは文化事業部長にまかせてありますから、文化事業部長のお答えで御了承願います。

○松本(七)委員 それからいろいろ官庁からの出向が十人くらい予定されているというのですが、どうなんでしょう、なるべくならよその役所からの出向なんかはやめて、新職員で補充することが、こういう新しい官僚統制のいいものに、最大限そういうものになければ、せっかくのこれが生きてこないのですから、そういう出向もやめて、新職員で補充するという方針のほうが妥当だと思いますが、どうでしょう。

○加川政府委員 ただいま松本先生のおっしゃった、十名出向を予定しているというようなことは全くございません。先ほど大臣からも答弁がありましたように、十月一日からの発足でございますので、まだそういうふうには具体的に考えておりません。ただし、新しい事業団でございますので、先生のおっしゃる通りに、新しい皮袋には新しい酒を盛るといふ考えでやっていきたい、こういうふうにご考慮願います。

○松本(七)委員 新職員の採用はどういう方針ですか。試験をいつごろされるのか。

○加川政府委員 実は、私のほうでもそれとなく各大学等にたいてい当たっておる段階でございます。もちろん採用にあたりましては、ある種の試験というものは当然したいと思っております。ただし、なかなかむずかしい。ということ、十月一日の発足なものですから、たとえば新卒業生を四月にとるといふわけになかなかできません。それから、ここで法案を御審議いただいております段階なので、将来非常に不安というふうなこともございますので、たいへんむずかしい段階にありますけれども、私たちといしましては、たとえば大学の卒卒というふうな方の使命感に燃えた方という

ことが、この基金に参画してくださるということを考えております。ちなみにこれは予定でございますけれども、月給等も先ほどちょっとお話がありましたけれども、特殊法人でございますので、たとえば公務員よりはずっと高くなる、こういうふうにご考慮願います。

○松本(七)委員 それから、予算書によると管理職が大体十四人。全体の規模からいって十四人の管理職というのはちょっと多過ぎるような感じがしますがね。それと、部長、課長、係長、こういうものも考えられておるのでしょうか。こういう点、文化交流というふうな仕事はあんまり命令系統こまかくしたりしないで、やはり全員でもって文化交流全体に取り組むというふうな考えが来たと運営が大切じゃないかと思うのですよ。そういう点からいって、部長一人ぐらいで十分やれるんじゃないか、またそのほうがこういうものに全員が熱意を注いで仕事ができるんじゃないかという気がするのですがどうでしょう。

○加川政府委員 実は先ほど大臣からちょっとお話がありましたとおり、この基金はますます大きくなる、将来には千億円にもなるというのを頭に置いておりますので、予算折衝の段階で、たとえば管理職等の人数も将来のことを考えて、実は多くとっております。ただし、これは管理職の十四名ということで予算がはいっているから、管理職者が十四名できるということではございません。十名でもいいわけでありまして、あるいは二十名でもいいわけでありまして、これは今後実際の状況に照らし合わせて、われわれ各界とも相談してきめていきたい、こういうふうにご考慮願います。

○松本(七)委員 それからもう一つは、この運営にあたって大事な点で、第三章の二十一、三項、いわゆるさつき大臣が言われた運営審議会があるからということとをちょっと触れられましたが、これがこの法案でいうと、結局単なる諮問機関的なものになつていく。この審議会を形式化しないためには、もっとこの審議会の意見を反映させなければならぬという、はっきり義務づける必要があるのじゃないかと思うのですがどうでしょう。おそれるくこういう規定では最初のころは運営審議会活発にやっていたけれども、いつの間にか実際の運営にあたってたいした影響力もなくなる、形骸化するということは、いままでもたびたびあることなので、この際ひとつ運営審議会というものの力をもちつと法律そのもので保障することが必要じゃないかと思うのです。

○福田國務大臣 法律にもそのとおり書いてあるわけですが、意見を十分聞くような仕組みになっておるはずですが、また、運営といたしましてはこの審議会に非常に重点を置いていきたい、こういうふうには私は考えております。大事な仕事でございますので、これは国民の衆知を集めるといふ形の運営をしてみたい、これが私の基本的な考えでございます。

○松本(七)委員 意見を聞くということにしておいて、そして実際に運営にあたって、いま大臣の言われるような運営がなされれば、それはたいへんいいですが、しかし、過去においてそうじゃないのだ。この運営審議会というふうなものが、たいてい意見を聞いて聞きっぱなし、ほんとうに尊重されないから、意見というものがだんだん不活発になつてくるのですよ。だからせっかくこういう新しい基金をつくるなら、ここでひとつほんとうに運営審議会というものの意見が反映されるように義務づけに規定をして、そういうことがだんだんに普及した後は、それは義務づける必要はないでしょう。もう意見を聞くということの規定だけで、実際に生きてくることもできるでしょうけれども、いままでの日本のこういうやり方というものは、特に外務省なりその他が一応管理権を持つていこうという団体においては、どうしてもこの運営審議会というものが名目倒れになりやすいのですよ。だからこの際この運営審議会の意見は反映されなければならないというふうに入人もそれだけ迫力をもって運営に対する参画

ができますよ。それがなくて意見を聞くということにとどまっておるから、だんだんにその運営のしかたいかんでは、自然に運営審議会というものと役員が浮いてくる、分離してくるというふうな状態になるので、この際ひとつ義務づけるということ、どうですか。

○福田國務大臣 お話のように運営審議会というのはいろいろの機構についてありますが、これは実質的に非常に効果をあげておるといふものもある、お話のように形骸化している、空洞化しておる、こういうものもあるわけなんです。私どものいま考えておるこの新しい財団法人、この運営審議会は決して形骸化はさせません、これを十分尊重してやっていく、そういう考えでありますから、これはひとつそのように正しく御理解いただきたいと思ひます。ただ法律で幾らどうやってみても、実効があがらなければそれきりのものがありますから、その辺は、これは運営審議会という名前でごさいますけれども、その運営をどうするかというところに重大な意義がある。私どもはこれを極力尊重していくということで御理解願いたい。

○松本(七)委員 そこで今度は運営審議会委員の問題になるわけですが、結局人の問題になつてくるわけですが、その人選はどこでやるのですか。

○福田國務大臣 これは外務省でやります。

○松本(七)委員 そうでしよう、結局外務省が運営審議会を任命するのでしよう。これはどうかと思うのですよ。こういうところは何で外務省が介入する必要がありますか。

○加川政府委員 実はまだ発表しておりませんが、これは大臣の御発想もありまして、今度の基金の発足に際して、設立準備会議、仮称でございますけれども、そういうものを設けて、各界の意見を聞くということになっております。

そしていまそういう委員の方をお願いしておるわけですが、これはもう各界各層の方々でありますけれども、そういう方々の御意見も承つて、やはり将来の運営のしかたも考えていきたい、こう考

えております。

それから運営審議会の委員は、これは理事長が任命いたします。ただし理事長ができるまでのたき台みないものは、現実的にあそく外務省がいまの準備会議等の御意見も承つて、こんな人はどうだろう、こういうことになる。現実的にはそうなると思います。

○松本(七)委員 それはどうも形式は確かに理事長が任命するのしようが、それまでに人選を外務省が進めるというのはいわゆる外務大臣の認可事項、三章二十二条、これなんか要らないのじゃないかと思うのです。それから第五章三十四条一項ですね。大臣の承認、これもやはり自主交渉権というものを妨げるのではないかと問題が出てきますね。それからさらに第六章三十六條の一項、大臣の監督権、これもやはり自主運営審議会の意見は尊重すると言われるけれども、結局基金の自主性を侵す危険がここには入っているのではないかと。各所に出てくるのです。いままでと同じような団体になる危険がここには入っている。したがって、きょうはもうたいへん時間がおそくなりましたから、あと午後の審議に影響が出ますので、一応きょうはこの程度にしておきますが、これらの問題がまだ広範にあるということをお断り承つて今後の審議に備えたいと思います。

それで、これはそうそう何回も何回もこれを重ねるわけにもいかないので、ひとつ委員長に提案があるのです。それは、やはり私が指摘した問題点だけあげても、なかなかこれは大臣の言うように、そううまくいく保証がない、したがって、いままでのたとえば国際文化振興会の実情とか、あるいは海外技術協力事業団ですか、ずいぶんいろいろ労務管理の問題で問題が起こりましたね。ああいう問題を少し実情を調査したいと思うのですが、なかなか審議は急がれる、実情調査する日数もないというようなことで、むしろ能率をあげるためには、そうたくさん人数でないでいいですから、関係者を参考人として意見聴

取をお願いしたいと思うのです。具体的にはあとであれしすけれども、ひとつこのことを委員長にお願いして一応きょうはこれで終えておきたいと思ひます。

○櫻内委員長 ただいまの松本委員の申し出は理事會にはかつて善処をいたしたいと思ひます。西中清君。

○西中委員 時間が、午後の審議に差しさわるのでございいますから、質問は途中までになるかわかりませんが、少しやってみたいと思ひます。

重複するところはできるだけ避けたいが、先ほども現在の日本の置かれた状況から、この国際交流基金というものがどういう性格を持つか、こういう問題でわれわれとしては若干の危惧を持つわけであります。先ほど松本委員からも、一方的な目的の中の諸外国の理解を深めるということ論議がありました。この点は私も同じような危惧を持っております。この点は私も同じような危惧を持っております。格を持つてくるのではないかと。先ほど大臣から、修正には賛成だということがございました。それはそれとして、そういう對外宣伝機関としての性格を帯びるようなことは絶対ないかどうか、その辺について御説明をお願いしたいと思います。

○福田田務大臣 その辺は間違ひございません。西中委員、やはりこういう点では相手側を積極的に理解する、こういう基本的なものがほうの、日本のはうの姿勢というものが一番必要であらう。

先ほど論議が十分なされたようでございますので、次に移りますが、その点重ねてわれわれとしての考え方、危惧、そういうものを十分認識をしていただきたい、このように最初にお断りしておきます。

先ほども出ましたが、出向の役人が大勢を占めるのではないかと、こういう御心配が各委員から先日でも出ておたわけでございます。いま文化事業団のお話もございましたが、それに関連して、海外技術協力事業団の場合も外務省の監督のもとにあるのではないかと、いま盛んにチラ

シをまいておられるわけですが、このチラシの中に書いてありますことは、要するにこの事業団の場合、理事はもちろん、部長級の全部、課長級の四割が天下り出向者で占められておるということが述べられております。それはそれなりの御説明は当然であると思ひますけれども、こうしてみますと、外務省をはじめ各省からそうした天下り出向の方が来ておられるわけでございます。このためにはえ抜きの職員といひますか、そういう本来事業団で採用したと思われるその他の方々が、天下り人事、出向等によりまして仕事の意欲を失う、またはそういう人たちが一時的な腰かけの考え方で仕事を進めるためにどうも仕事がいまいきかないとか、責任がどうもないというよう訴えがここに述べられておられるわけでございます。この点、今回の基金の場合は役員は職員が五十五名、そのうち課長が二十名というようなことも述べられておられるわけですが、結局出向者、それから天下りといふことがあつて、しかも課長が二十名近くも占めるというような面であつて、これは仕事の上では非常におかしなものになるだろうと思ひます。先ほどは、この基金が将来大きくなるからそのかまえてとしてこういう形になつておられるような御説明でございすけれども、そういうことを考えた場合、むしろいまはそういう中途半端な役付きばかりを並べるのではなくて、大事なところはむしろ精鋭をそろえて仕事をするということだろうと思ひます。その点をもう一度、天下り出向はこの事業団をあわせて――

基金のほうは先ほど説明でわかりました。このところ、海外技術協力事業団の場合ももう一考する必要があるのではないかと私は思ひますけれども、その点はどうでしょうか。

○福田田務大臣 技術協力事業団については私はいま内容をよく承知しておりますからお答えできませんが、今度できるこの財団法人につきましては、よくこういう仕組みにあり得る、腰かけで一時期所から出ていってまた帰ってくる、そういうような腰かけ人事、これは絶対にいたしません

から御安心をお願いしたい、こういうふうに思ひます。

それから部課長が多過ぎるというようなお話でございす。これは先ほどお話がありましたように、将来かなり雄大な構想をもつてのスタートなんです。その仕組みを考えてのことである、こういうことでありますので、これは御理解をお願いたい、かように存じます。

○西中委員 時間があと六分くらいしかないので、もう少し質問が残つておりますので、次の機会にすると、一つだけ提案をいたしておきます。

せんだつて御承知のように高松塚の古墳が発掘されております。これについては非常な文化的な価値といふものが報道されておられるわけでございます。せんだつての質疑の中で、社会主義国等も特別に差別する気持ちはないというような意味の御答弁もあつたわけでありす。これは京大の長広教授、それから奈良の国立文化財研究所の坪井さんその他考古学の何人かの方が、日本、中国、そして朝鮮、こういう各国の学者がこの古墳のところで集まつて、そして研究、シンポジウムをしたらどうかというような、そういう夢をまた希望を提唱しておられるようでございます。私は、この国際交流基金といふものが文化交流といふことに純粋な立場に立つての事業を行なつていくということであれば、たとえばこういうたような問題なんかはまことに適切な援助すべき、また働きかけるべき性質のものではないか。これは一つの提案がございすから、私も非常にいいことだと思つておりますが、もちろんこれは政治的に外交が回復してない北朝鮮等の問題もございすから、むずかしい面はいろいろあるかと思ひます。こうした学術的な面については、私は政治を抜きに、イデオロギを抜きにした場合には実現の可能性も十分あるというように考えるわけでございますが、この点外務大臣としては、おもしろいじゃないかという、こういう学者の提案に対してはどういうふうにお考えになるか、またそれを

から御安心をお願いしたい、こういうふうに思ひます。

場合によつては推進してもいいというようにお考えになるかどうか、その辺について御答弁を願います。

○福田内務大臣 私はいさば申し上げておるとおり、文化交流には国境はない。脱イデオロギー、こういう姿勢でいきたいと思ひます。ただ国交のない国との間は、多少その適用上国交のある国との間と違つた問題が出てくる、こういうふうには思ひますが、いまお話しの問題ですね、これは文化庁がおそらく関係すべき問題じゃないかと思ひますが、考え方においては私は支障のない問題である、こういうふうに考えます。

○西中委員 それでは時間がございませんで、一応留保いたしまして、本日はこれで終わります。

○櫻内委員長 午後一時四十五分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時十二分休憩

午後一時四十六分再開

○櫻内委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、参考人出席要求に関する件についておはかりいたします。

ただいま当委員会が審査中の国際交流基金法案について、参考人の出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○櫻内委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、日時及び人選等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○櫻内委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○櫻内委員長 次に、連合審査会開会の件についておはかりいたします。

当委員会において調査中の国際情勢に関する件のうち、特に外務省機密漏洩問題について、内閣委員会、地方行政委員会及び法務委員会からそれぞれ連合審査会開会の申し入れがありましたので、これを受諾するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○櫻内委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、連合審査会の開会日時は、関係委員長の協議により、明十三日午前十時より開会する予定であります。

○櫻内委員長 国際情勢に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。青木正久君。

○青木委員 外務省のいわゆる機密漏洩問題につきまして御質問申し上げます。

この問題は、すでに参議院の予算委員会を中心にと一とりの質疑が続けられたわけでございまして、けれども、この質疑を通じて焦点が幾つかはつきりしてきて、いわゆる機密を漏らした点、二番目は国会における政府側の答弁とこれの真偽の問題、それからニュースソースが発覚したという問題、さらにいわゆる取材したニュースをほかのところに流した、大きく分けてこの四つくらいあると思ひます。それでこゝ一週間の問題で論議が集中いたしました。新聞報道が盛んに行なわれている。新聞社側でも異常と思はれるほどの熱意をもつてこの問題をフォローしているわけでございます。

最初にお伺ひしたいのは、大臣は、新聞のこの問題についての報道をずっとごらんになりまして、どういふ御感想を現在お持ちか、お伺ひしたいと思ひます。

○福田内務大臣 新聞の報道はたいへん混乱して

おると思ひます。いま青木さんが四つの問題に分けたあひう分け方をして、そうして一つ一つの問題の是非について論ずるということでありまして、国民もたいへん理解がしやすいんじゃないか、そういうふうに分けてありますが、それを全部一緒くたにして報道され、議論されておるといふところに私は問題があるんじゃないか、そんなような感じを持ちながら新聞を見ております。

○青木委員 実は私もそういう感じがいたしまして、いろいろな問題がごちゃごちゃになつていふ感じがするわけなんです。

そこでちよつと分けて御質問申し上げますけれども、機密を漏らした点、これは日本の新聞が非常に競争が激しくて、しかも世界的な体制をとつていふわけであります。いまは知りませんけれども、かつてはいわゆる夜討ち朝駆けというものは、日本の新聞記者とインドネシアの新聞記者だけしかやつていないといわれたほどであります。あるいは各外国におります特派員を見ましても、どの国よりもたくさんの特派員を出している。したがつて、極端にいうと、特だねといふものはほとんど全部が機密漏洩に關係してゐるのではないのか。機密をとらなければ特だねにならないのではないのかという歴史がずっとあるわけでありまして、私も身に覚えがないわけではございませんが、そういうものだと思ひます。したがつて、今度の西山記者、連見元事務官の關係の問題だけではなくて、日本の新聞界の體質と外務省の體質の違いがまたまた今度の問題になつてあらわれてきたのだ、こう思ふわけなんです。

そこで、外務省側に立つて考えてみますと、そういう日本の新聞の體質といふことにつきまして、どういふ認識を持っていたか。

そこで、具体的に今度の文書が出ましたことにつきまして、問題の文書の中に、秘密が漏れて困るといふことが出ていふわけなんです。マイヤー大使が、施設、区域の表とかあるいは企業に關する書類などが紙上に漏れ、本国政府も迷惑をしていふ、關係者によりしく御注意を願ひたい、これに

對して愛知大臣は、実は自分も困つており、常々注意しているが、日本のプレスは容易に防ぎきれない、こういうのが出ていふわけなんです。この段階で外務省としては何かの対策をとるべきだと思ひますので、この点いかがでしよう。

○福田内務大臣 私は、言論の自由、これは民主主義の鉄則である、こういうふうな考えておるのです。言論の自由また表現の自由、それに伴ひまして取材の自由、これもまた嚴重に尊重されなければならぬ、こういう立場をとるわけなんです。

しかし、これが絶對的に自由であるかといふと、そうじゃないのです。これは憲法によつて与えられた自由でありますけれども、憲法の与えておるところの自由は法律による制限がある。今回の事件は、その法律によるところの制限に關係するわけなんです。国家公務員は職務上知り得た機密を漏洩してはならない、こういう問題に關係をしてくるわけなんです。そこが問題になつてきておる。また、漏らした人の責任が問はれておる、こういうことであります。

そういう問題がありますけれども、わが日本の新聞社の方が非常に努力をされて取材活動を行なう、私はそれ自体に對しては深い尊敬の念を持っております。しかし同時に、その新聞報道の取材に当たられる各位も、これは自由自在にといふわけじゃない。取材のためには人を傷つけないのかとか、あるいは盗みをしていいのかといふと、そうじゃない。そういうことはそれとして社會規範として法律に規定されておる。その辺もまた御理解を願つての取材の自由、こういうことであるべきか、かように考えております。

○青木委員 そこで、そのニュースを漏らした連見元事務官ですけれども、たいへん大切な機密文書を取り扱つていた方ですけれども、連見さんは外務省のメンバーとして、当然資格があると思ひますけれども、どういふ資格の立場、たとえば初級公務員とかいふいろいろございませうけれども、どういふ資格の方でございませうか。

○佐藤(正二)政府委員 外務事務官でございま

す。いまの先生のお尋ねに答えるためには、おそらく試験出であるとかそういうふうなお尋ねであるかと思いますが、いわゆる雇いという形から入りました事務官でございます。省内で任官いたしました、事務官になったものでございます。

○青木委員 そうすると、初級公務員試験も通っていないわけですか。話によりますと縁故で入ったという話でございすけれども、この点いかがですか。

○佐藤(正二)政府委員 初級公務員試験も通っておりません。

○青木委員 縁故で入ったのでしょいか。

○佐藤(正二)政府委員 縁故でございす。

○青木委員 全然その資格もない方で、しかも縁故で入ったというふうな方に、たいへん重要な機密文書の責任を持たしたというところにも、私はいろいろ問題があると思うのです。蓮見さんの行動はいろいろ新聞に出ておりますけれども、料理屋やナイトクラブで西山記者にちそうになつた、こう伝えられておりますけれども、こういう招待ですね。プライベートの問題もございすけれども、また勤務時間外のこともあると思ひますけれども、外務省の秘書というのはいくつナイトクラブとか料理屋に招待されているのが慣例になっているのでしょいか。あるいはこの点をどう御指導されているのか、お伺いしたいと思ひます。

○佐藤(正二)政府委員 秘書という外務事務官としてよばれてどうかというふうにお尋ねになつても、これは全くプライベートの問題なものでございすから、何とも申し上げようがございませんが、重要な仕事をしている人間といたしましては、そういうふうな危険のあるところではなるべくしないほうがいいというところは、一般的にいえるのではないかと思ひます。

○青木委員 大臣にお伺いしますけれども、今度の問題で機密が漏れたのが、外務省の責任のある者から取材するのではなくて、秘書から関係文書が漏れたという点です。これをどうお考えになりますか。非合法とお考えになりますか。

○福田国務大臣 これは、これからの機密の扱い、そういうものに対して非常に大きな示唆を与える問題である、そういうふうな考へておるわけですから、この問題が起りますと、すぐ私は、次官を長とする綱紀肅正というかそういうことについての委員会の設定をいたしております。それから本件自体につきましては官房長に事態を糾明するようにということを命じたわけでありまして、あとの問題、つまり官房長の扱いといった事態の糾明というのは、その糾明の途中において蓮見事務官の自首となつてあらわれた、こういうことでこれは一応終わったのですが、次官の主宰するほうの第一の問題、これはこの際徹底的にやってみたい、こういうふうな考へております。

○青木委員 新聞の側があらゆる方策を用いて取材をするというのは当然なことだと思ひます。そこで、いろいろ知恵をしぼるわけですが、弱いところに向かつて、つまりとりやすいところに近づくとこの場合はこれまた常識だろうと思ひます。そこで今度の場合も蓮見元事務官のところに近づいたわけですが、同じ職に長くいますと、どうしても気がゆるむといひますか、なれつこになつてしまふという点もあります。また今回の問題のようなこういう問題にも関連をしていく。

そこで、警官とかあるいは税務署の職員なんかは定期的に異動しているような例があるわけでありまして、外務省では、このいわゆる配置転換といひますか、そういう内規はどうなつておりますか。何年間いたらかわるとか、秘書というものはどういふ内規によつて職をかえるのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○佐藤(正二)政府委員 特にはつきりした、何年たつたらかわるといふような内規というものはございせん。ただ秘書とかいふようなものは、そこにも長くおられますと、どうしてもいろいろ問題が起る可能性がございすから、なるべく、少なくとも同じポストと申しますか、秘書役は秘書役でも同じポストにはしないようにするとかいふこと

とは考へて人事異動をやつておると思ひます。

○青木委員 次に、機密そのものの問題ですけれども、蓮見元事務官の取り調べに対する答弁で、問題の三件以外に十数件を漏らしたということがいわれておりますけれども、この十数件はどんなものであるか外務省はもうすでに調査になつておられると思ひますけれども、どういふものですか。

○佐藤(正二)政府委員 これは実は、私のほうで蓮見君から告白を聞きまして、その三点についてのみ話を聞きまして、その段階で警察のほうに捜査依頼をいたしまして、それと同時に蓮見君が自発的に出頭したという形になつておりまして、その後にはいまの十数点という話が出ておるわけです。私は、その十数点が何であるというところはまだ聞いておりません。

○青木委員 先ほど読みました、問題の文書の中に出ておりますところの施設、区域の表、それから、企業に関する書簡案ですか、これも毎日新聞に出たんじゃないかと思ひますけれども、これは西山記者から出たと推測されますか。

○吉野政府委員 当時の新聞に、愛知書簡らしきもの、それから基地の表が出たことはわれわれも承知しております。しかしながら、これが西山記者から出たのかどうか、その点はわれわれは知りません。

○青木委員 それはこれからの調査を待ちまして明らかにすると思ひますけれども、今度の三通の電信についてお伺いいたしますけれども、この三つの機密電報ですね、これは外務省はどういう基準から秘密に指定されたのですか。その基準が何かあると思ひますか。

○福田国務大臣 相手のある仕事、これが外交でございす。それで、相手の話の内容、これは、例外で公表してもいいという以外は話をいたしません、こういうことになつておるのです。そういうたしませんが、これはざつとばらん話というものはできない。もし今回のような事件が反復するということに相なりますと、今後アメリカはもとより第三国も、日本の方とはそう腹を割つた話ができない、こういうことになる。そういうようなことで、相手方との会話自体が漏れるというところに重大な問題がある、会話自体に機密性がある、こういうふうな考へておるわけですから。

○青木委員 相手のあるものが機密になると、こういうことでございすけれども、それは性格によつて違ふと思ひますけれども、一度秘密に指定したものを、それがしかし永久に秘密のまま残るのか。ある程度の時間がたてばこれは解除してもいいんじゃないか、あるいは一つの外に外交交渉で交渉がまとまつた場合はその交渉の経過を発表すべきじゃないか、こういう意見があるわけですが。交渉最中はわかりませんが、いままで外務省はほとんど交渉経過というのは発表したことはないと思ひますけれども、こういう点はどうお考えでございすか。

○福田国務大臣 機密文書にも、期限つきのものと期限のついてないものがあるのです。期限つきのものにつきましては、その期限がきますればこれは秘密性を解除する、こういうふうなことにいたしております。それから、ある問題についての交渉が一段落をした、こういう際には交渉の経過を公表してもいいんじゃないかというふうなお話でありまして、これは大体におきまして、外交交渉の経過はそう簡単に発表すべきものではないというの、これは国際的な慣例でございす。で、各国においても非常に厳重なそういう機密保持の体制をとつておるわけでありまして、したがって、そういう国々との間において行なわれた交渉は、問題が落着いた、だからといって、そのとき行なわれした文書、電報のやりとり、これを全部さらけ出す、こういうことは、これはなかなかむずかしい問題だろう、こういうふうな考へるのです。ただ国民にもその経過につきましても、なるべくこれを理解しておいてもらつたほうがいい、こういうふうにも考へますので、そのつど、たとえば国会が開かれておりますればその国会の質疑を通じてこれを明らかにすると

か、努力はいたしておりますけれども、しかし電報そのものをさらけ出す、あるいは会議要録をさらけ出す、こういうことは非常に困難な問題である、こういうふうに考えております。

○青木委員 そういたしますと、今度少なくとも三通の電信が漏れたということになったわけで、今度の秘密漏洩事件によりまして国際的にも国内的にもいろいろな反響があると思えますけれども、政府というよりも国民がいかなる損害を受けたか、それからもう一つは、アメリカ側からどういう反響があったか、その点をお知らせ願います。

○福田國務大臣 アメリカは、かねがね日本に言っているんです、日本との交渉、それがときどき漏れて困ると。キッシンジャー訪中ですね、昨年七月十五日の問題です。あれなんか、もう少し早くな連絡できなかったんだらうかという話をしますと、日本に言えば必ず漏れますよ、こういうようなことをもって応酬してくる。そういうようなことで、まあアメリカはわが国の機密保持の点につきましては非常に重大な関心を持っておる。去年の秋行なわれました日米合同委員会、あの合同委員会に臨むわが国の姿勢またアメリカの姿勢、それを表明するところの冒頭発言というのが、これも新聞に事前に漏れまして、そのときもアメリカからずいぶんきつい抗議を受けた。今回につきましては抗議らしいものは受けておりませんでございます。これはアンダーソン事件なんというものがその後ありましたから、なかなかアメリカもそういうことを言にくい立場にあるんじゃないかと、こういうふうに思いますが、内心はさぞ心配しておることであらうと、こういうふうに思いますし、アメリカ以外の第三国においても重大な関心を持っておる、こういうふうに考えます。

○青木委員 先ほどから引用しておりますところの愛知前大臣のことばでございますけれども、日本のプレスはなかなか防ぎ切れない、こういうことが書いてあります。私は、この姿勢がちよっと問題じゃないかと思うのです。むしろ、防ぐとい

う姿勢よりも、新聞と協力をして、そして国益をそこなわないようにする、これが私はほんとうの姿勢ではないかと思う。これまでの経過、例を見ましても、たとえば日ソ交渉のときに当時の河野農林大臣が特派員を集めまして協力を呼びかけて、相当なニュースを出しまして、そして一緒にやっていたという呼びかけをした例があるわけでありまして。また外務大臣の場合は、もうなくなられましたけれども、岡崎元外務大臣は、東南アジアの賠償交渉に出かける前に、編集局長を集めまして、それである程度の内容を全部しゃべりまして、わが国はこういう方針でいるんだからひとつプレスのほうも協力をしてくれ、こういうことをやった前例があるわけでありまして。日本のプレスは防ぎ切れないという、こういう姿勢じゃなくて、積極的に、可能な限り秘密の情報も新聞のほうに出して、そして協力する、そういう姿勢が私はほんとうの姿勢じゃないかと思いますが、この点いかがでございますでしょうか。

○福田國務大臣 そのお話は、私も非常にざりっぱな御所見だと思います。これはやっぱり外務省だけが交渉をやっているというわけにはいきません。どうしても国民の世論というものを背景にして初めて強力な外交ができる、こういうふうに思っています。そういうようなことを考えますときに、国民の世論、それに重大な関係のあるマスコミの皆さん、これとの協力、そのもとに外交政策を進める、これは非常に大事なことでないかと思えます。今後とも私はその点につきましては心してまいりたい、かように考えます。

○青木委員 いま大臣と閣下との間にはオフレコの会見というのをやっておられますか。

○福田國務大臣 正式な記者会見、これは毎週二回取り行ないます。その他ほとんど毎日オフレコの会談、これを懇談といっておるのですが、懇談を持っております。またときには自宅懇談ということもあり、今晩はその自宅懇談の晩でございます。

○青木委員 このオフレコという制度、これをも

う少し活用して、特に大切な場合には報道側とも正式の約束をするとか、オフレコでもあまり内容がないものが多いのじゃないかと思うのですが、内容を出していただいて、報道側とも固い約束をする、そういう方式をもう少し進めていけばこういう問題は起こらなかったのじゃないか。外交といえますと大部分が秘密であることは当然でありまして、したがってオフレコ関係、秘密関係も非常に多いと思うのです。そういう点でオフレコで会見をする、漏れる、新聞社側は必ずしも信用できない、こういう御判断でございましょうか。

○福田國務大臣 オフレコと申しまして、これはなかなかほんとうのオフレコにはならないのです。私がしゃべったこと、それは福田外務大臣という直接的引用はされませんが、政府内部においてはどういうような形で表現をされた報道になるとか、いろいろむずかしい問題があるわけでありまして、その辺はよほど記者クラブとも話してみなければならぬ問題かとも思います。しかし根本におきまして、私はわりあい正直なほうなんです。率直にものを言いたいんです。その私の願いがかなう、こういうような何か規律正しい方式ができるということにつきましては、私はこれはたいへんいいことだ、こういうふうに存じますので、この上とひとつ話し合ってみたい、かように考えます。

○青木委員 今度の事件で、西山記者が新聞で発表しないでほかのところに流したというのが私は筋が違ふと思えます。やはりあくまでも属する新聞から新聞に発表すべきであって、これをほかに流したというのは、こういうことが是認されま

すと、天下の公器である新聞の力を利用して、ニュースをとって政党に流したり会社に流したりいたしますと、これは收拾のつかないことになると思えます。この点は西山記者の態度を私は正しくはないと思っておりますけれども、しかしながら西山記者の談話を見ますと、国会における政府の答弁がいかげんである。新聞で直接は書かなかったけれども、これをにおわすことを書いてあ

るが、一向に政府は反省をしない。したがってやむを得ず問題の電信を社会党に渡したんだ、こういうことを言っているわけですが、外務省は毎日新聞にこの文書を掲載することについて何か妨害をしたかそういうことはございましょうか。

○福田國務大臣 これは西山記者の今回の事件が始まってから、私どもは、外務省の大事な電信が西山記者の手に入っているということが明らかになつたわけでありまして。そういうような事情でありますので、この全文の掲載、そういうものにつきましては毎日新聞とタッチしたという事実はございまして、でございます。

○青木委員 しかし、西山記者の態度でございまして、政府の言うように不合理なことをせざるを得ないように西山記者、追い込まれたのだ、そのところ、もう一ぺん御答弁をいただきたいのです。つまり、新聞にある程度のニュースは出した、しかしながら政府のほうで真実の答弁をしない、したがって西山記者はやむを得ず社会党にこの情報を流したのだ、したがって政府に責任があるという論があるわけですが、その点いかがでございますでしょうか。

○福田國務大臣 私は、政府に責任があると、こういうふうな受け取り方はしておりません。これはやはり、政府は、機密の問題、これは漏らしてはならない、こういう立場にあるわけでありまして、その機密が漏れたことそれ自体につきましては、今後そういうことが反復しないようにという反省を深くしなければならぬ、こういうふう

に思っておりますわけでありまして、西山記者の言動、これはいま司直の手で取り調べ中でありまして、はたしてそういうことを言っているのか、これは真実のことはよくわかりませんが、これに對しての批判は差し控えますが、いずれにいたしましても、私どもは、今回を契機といたしまして、役所の機密保持の問題、たとえばこれは、機密事項が多過ぎる、そういう問題もあるのです。そういう問題、それから、いま青木さんの御指摘になつたある種の問題につきましては、永久な機

密ということになっておりますが、これを永久機密とする必要があるのかないのか、そういう問題とか、いろいろな問題を含めまして、今後この種の問題が反復されないようにという反省だけはぜひしていただきたい、こういうふうに考えております。

○青木委員 時間が参りましたので、やめますけれども、最後に一つ……。

この問題、よくエルズバグ事件と比較されるわけでありまして。そして、日本には報道の自由がアメリカほどないという論が散見されるわけでありましてけれども、私は、このエルズバグ事件とは、今回の事件はおのずと違うという感じを持っておいたわけですね。裁判所で判決があったのは、文書を新聞に掲載することについての可否でありまして、本質的に違ふと思うのですけれども、大臣はどうお考えになっておりますか、この点をお伺いしておきます。

○福田外務大臣 エルズバグ事件につきましては、青木さんと同じ理解を持っております。つまり、アメリカでは、新聞掲載について、これを政府が発言権を持つておる——国防総省の機密文書が盗まれた、この盗まれたという、機密漏洩ですね、この問題はまたこの問題として、あるのです。そして、これは、事件は係属中でありまして、しかし別に、アメリカ政府が、機密文書の新聞掲載に対してこれを停止するような要請をした。そういうことで、おのずから問題は別である、今回の事件とは全く対比できない問題である、そういう理解をいたしております。

○青木委員 終わります。

○櫻内委員長 松本七郎君。

○松本(七)委員 今回の問題で、参議院でもいろいろ答弁されておりますし、いま青木さんの質問で外務大臣が答えられた中に、機密漏洩については反省しているが、これは全体的に政府の責任という考えは全然ないということを言われるわけですが、これは、戦後二十五年間の日本の外交の姿

勢の根本について、もう少しこの機会に政府なり外務大臣が反省し、これでいいのかという謙虚な気持ちがあるならば、私はそういう答弁が出てくるはずだと思ひます。そういう観点から少し伺いたいのです。

機密漏洩ということにしばって政府は考えておられる。そのこと自体に問題がある。私は、今度の運見事務官をめぐるコビーの問題、あるいはいま西山記者の心境なり意見について青木さんも触れられておりましたが、これは、よく機密外交ということがあるという以上、私は、秘が多過ぎるということがいわれておりますが、秘はどつちかという今度の事件に関する限りは典型的な欺瞞外交だと思ふのです。なぜかというならば、政府はもう現に参議院においては吉野アメリカ局長が、あの沖繩国会のときの答弁は、これは事実、反していたというので陳謝をしております。そのことを見ても明らかにならぬ、単に事実を隠したということだけではなしに、国会の追及なり質問に対してあることを否定した。ただ機密に属するから言えないというのではなく、明らかに積極的にこれを否定してきた。それが事実に対することが今回の事件で明らかになったのです。こういう観点から、それじゃ今回だけかという。それが決してそうではない。私は長い間外交問題で国会の場で政府といふものの質疑応答をかわした中で、このことを私自身が一番痛切に感じております。事実をありのままに述べながら、それに対する意見の相違を国民の前に明確にするという姿勢がだんだん薄れてきたのではないか、これは振り返っていろいろ具体的な事例をあげるまでもありません。安保のときには事前協議、これはやはり国民にそういう真相を訴えるのではない、政府の立場を非常に固執しながら、どうやって国民をごまかすか、国会の論議を無難に切り抜けるか、そのことだけに終始しておるといふような政府の態度。日韓のときもそうでした。日韓のときは政府が日本国民に日本国会を通じてなす答弁と、韓国の政府が韓国の国会を通じての韓国の国民

民に対する説明とは全然相反している。われわれは事の真相をどうやって知るか。それは政府の答弁ではさっぱりわからない。そこで外国における論議、外国の資料等をできるだけたんにねんじに調べることによって、ああこれは政府の言うことと逆ではないかという疑惑がそこに生れてくる。こういうふうな、長い間の日本政府の外交は機密外交であり、あるいはそれ以上に日本国民を欺瞞する外交が展開されてきたというところに、私はいま青木さんの指摘した、西山記者が、自分はこいう事実を突きとめた、一部には新聞にも書いた、しかし政府の国会における答弁はどうかという、全くひた隠しにするばかりでなしに、うそをついて欺瞞しておる、こういう政治の姿勢なり外交の姿勢が続く限りは、事の真相を知つておる者は、かりに幾らそれが重要な機密事項であつても、それが国民の利益のために、国益のために何らかの形で国民に明らかにしたほうが国のためだという義憤を感じるのには、私は自然だと思ふのです。そういう観点から、今度の事件に限つてみますと、これはあなた方も説明された、私どももそれを十分前提に置いて沖繩国会に臨みましたが、アメリカの基本的な方針で重大な点は、一つは沖繩の軍事基地の機能はそこをなわいという大原則、もう一つは施政権は返すが金はいらないという原則、もう一つは施政権は返すが金はいらないという原則、おそろくアメリカの国会その他の動向を見れば、これが大事な原則であるということは、これはだれにもわかるでしょう。ですからその点から言うならば、この交渉の過程で、当然表面はあたかもアメリカが負担するようになつてはつてついても、この基地の復元補償については日本に肩がわりせよという、そういう主張が出てくることは、論理からいっても当然これは予想されることです。そのことがもしも明らかになつてしまつて、あるいは途中で漏れて、これが第三国と日本との外交交渉や、第三国と日本の関係に非常な重大な関係があるということになれば、これは国家の機密に属してくるでしょう。しかしこれはそうじゃない。日米間で沖繩施政権の

返還をめぐる一つの交渉の問題で、これは漏れても第三国と日本との関係には大して影響はない。間接的にはそれはいろいろ影響は出るでしょうけれども、直接的には日本の国民の外で——さつき世論を背景にしてやる外交が大事だということを言われましたけれども、こういうときにこそいま少し、アメリカは施政権を返すという、そういう返還を受ける日本はどうかという弱い立場にある。特に今度の政府のように少なうなことがあつても返還がいまは大事だ、私どももそこは立場が少し違ふ。私どもはもちろん返還は必要だ、けれどもこの非常に重要な時期に、しかもこれから平和共存という方向が具体的にだんだん世界の大事にならうとしておるときに、このときにこそ軍事基地という問題も、全面的な返還も、百パーセントももつともつと獲得すべきだ。返還だけやれば、あとで事を処するということでは、かえつて日本は苦しい立場に追い込まれるという、そういういろいろな観点の違いはあります。だから、政府の立場からいふならば、少々の無理はのものと、いう気持ちを持たれることはわかるのです。けれども、アメリカのほうもさつき言った二原則にしても非常にきびしい態度で来ている。日本政府はこれに応ずるにあつて、少々のことはひとつ国民にも納得してもらおう、がまんしてもらおうという気持ちがあるならばなおさらのこと、結果においてはあなた方は負担は自分のほうで肩がわりをしなければならぬ点、私はそこだと思ふのです。平和憲法下にこれからの外交を進めるにあつたては、戦前流の外務省のエリート意識に燃えた秘密外交ではなしに、最大限の公開、最小限の機密、もっと早くこういうことに切りかえるべきだった。それは、いま青木さんも指摘された記者会見についてのやり方その他についても、そういう姿勢の変化というものは当然求められると思ふ

のですけれども、それ以上に私は、もつと国民にできるだけのことを知らせる、そうして国民的な背景をもつて外交を展開するということ、もつともつと考えられてよかつたのではない、こういう点を反省する機会がここに到来した、私は最もいいチャンスであると思うのですが、政府の答弁は、さつきもあなたが申し上げるように、機密漏洩という点に限って、それについては反省をするが、政府の責任という観点はみじんも出ていない。そうして一事務官をやめさせたり、あるいは審議官に行政処分をしたり、あるいはアメリカ局長が参議院であやまる、それだけで済まそうとしていくのですが、もう少し日本の外交そのものの根本に触れた反省というものを、私はせつかくこういう論議が国会でなされるなら、外務大臣から伺いたい。ほんとうにこれは情ないですよ、政府は責任はないというふうなことをぬけぬけと言われるというふうなことは、どうでしょう。

○福田外務大臣 私、外交に機密があつては相ならぬ、こういうふうな思ふのです。つまり、両国の交渉という場合におきまして、最後に妥結する、しかし、妥結の裏に何か秘密の約束事があつた、こういうふうなことは断じて許すべきではない、そういうふうな思ひます。しかし交渉の過程におきましてはこれはいろいろのやりとりがある、その一々が漏れる、こういうふうなことになる、これは人と人との話、これを主体とする外交政策、これが運行できなくなる、そういうようなことを申し上げておるわけなんです。私は、反省してないという話でございませうけれども、私が責任がない、こういうふうな申し上げましたのは、秘密の取りきめは一切しておらぬ、こういうことを申し上げておるわけなんです。

しかし私のほんとうのいまの気持ちを申し上げますれば、今回のできごとは非常に不幸なできごとであつた、この不幸なできごと、この不幸を転じて幸いとする、こういうふうな思ひたい、こういうふうな思ふのです。そういうふうなことを考えますと、機密事項の整理あるいは機密の期間の問題、そういう問題も考えなければならぬし、また同時にそういうふうな限定された機密、これが漏れないようなための措置、そういうものを考えなければならぬし、それから同時に交渉の経過等につきましても、とにかくこれは国民に知らしめておいたほうがよろうというものにつきましても、これを国民に知らせるための努力をするとか、とにかく外交は国民世論を背景にしてやっていくんだというところにつきましても、今後深く心してまいらなければならぬことじゃないか、そういうふうな考えております。

○松本(七)委員 それじゃ、この問題で沖繩国会のときにこの交渉の電報だとかそれから記録といふものがあるんだらうという追及に対してないと言定されたところにごまかし、欺瞞の始まりがあるわけですね。機密があるからこれは言えませんが、いうことならまだ許せるのですよ。ところがこれをばつたり否定した、その否定したことがうそであつたというところが今日明らかになつたのですから、もう少しこれに對する、国民に對してごまかしたことに對しては陳謝する態度というものがあつてしかるべきだと私は思ふのですが、どうですか。

○福田外務大臣 いま具体的な問題にお入りのようであります、横路委員が電報をちらつかせながらという、表現はどうかと思ひますが、こういう電報があつたのかあるのか、こういう事實はあつたのかという問いに對しまして、政府委員のほうでほんとうはそれは外交の機密の問題ですから申し上げられませんが、こう言へば非常に率直な答弁だつたと私は思ふのです。私が先ほど申し上げましたとおり、一々交渉の経過についての對話、これを漏らすわけにはいかぬ、これは松本さんも御理解願ふと思うのです。ですから、そういう事情を申し上げて、そしてこれはもうお答えすることはできないんだ、こういうふうな申し上げればよかつたかと思ふのです。それをそういう事實はありまじやんとかそういうふうなお答えを申し上げた、これはまことに申しわけないことであ

る、こういうふうな私はさきの予算委員会でも申し上げたわけなんです。それから総理もそういう問題を含めまして所信の表明をいたしておる、こういうふうな次第でありまして、今後そういう際における答弁ぶりについては十分注意してまいりたい、かように考えております。

○松本(七)委員 外務大臣がこれは答弁のしかたとか答弁ぶりの問題にしているところに実はたいへん間違ひがあるんですよ。どうしてそういう答弁が出るかということ、これはもう外務省のあるいは日本の外交の基本姿勢の問題として考えてもいたいたいですよ。あれだけ、あなたたちからつかせたと言われるけれども、事實の経過をちゃんと知つていて政府当局、外務省当局とすれば、あの際それはあります、そういうものはありますけれども内容については申し上げられませんかということが、ほんとうの日本国民に顔を向けた国会の審議の態度、日本の国民を背景にした外交という姿勢が根本にあるならば、当然の際そういう謙虚な態度が出てくると思ふのです。それが全然いまま、あれに限らない、常に今回出たような態度が国会でも出てくる。そこに私は日本の外交が機密が多過ぎる、これは国民をだますような結果になる本質をはらんでゐるんだ。この点を外務大臣は、今後そういう答弁をなくすように努力する、というふうなことはなしに、日本の外交の姿勢、政治の姿勢そのものをこの際外務大臣はもう少し反省をさせていただかないと、この問題は一答弁者の責任ではないのです、私はこれはあなた自身の責任だと思ひますよ。そういう観点で、もう少し本質的にこの点についての反省を強く求めるのです。どうでしょう。

○福田外務大臣 ただいま申し上げておるように、私は今回の事件は非常に不幸な事件であつた、ですからこの不幸な事件を転じて幸いとした、そういうつもりなんです。いろいろ教えられるものがある。そういうことを踏まえましてこれから外交の姿勢、これを正しくやっていきたい、こういうふうな申し上げておりますし、また知らぬ存ぜぬという問題につきましては先般来深く遺憾の意を表明しておる。重ねてでございますけれどもきよう遺憾の意を表明いたします。

○松本(七)委員 きようはこの問題を契機にしてさらに問題を提起した横路委員、橋崎委員、両者からさらにこれを掘り下げて論議をする予定でございます。したがって橋崎委員があとの時間を十分活用して質問を展開することになっております。

私は重ねて、これを單なる答弁のしかたとかあるいは機密漏洩、そういう点に止る観点ではなくて、もつと大きく日本の外交のあり方がどうあるべきかという観点から今後ほんとうに災いを転じて福となすためには、そのような観点から取り組んでいただく必要があるということを強調して終わりたいと思ひます。

○横路委員 橋崎弥之助君。ただいま主題になつておりますこの密約問題は、本来ならば昨年十一月の沖繩協定委員会でも私どもとしては取り上げる予定であつた。当時の協定委員会の委員長は今日の外務委員会の委員長でありますし、私の質問の時間に強行打ち切りを提案された青木さんもおられるのでたいへん感慨無量であります。きようはひとつじっくりとそれといつても時間がやはりきめられておりますから、その時間内でじっくりお伺ひしてみたいと思ひます。

そこで、この密約問題に入る前に、これもやはり日米交渉との関係のある問題として、実は十日の日でございましたが、参議院の予算委員会でも——私もちやうど傍聴に行つておりましたが、最近のベトナム情勢に對して岩国からあるいは横須賀から直接ベトナム戦線へ参加する米軍の狀態に對して事前協議制度との関連で問題が出された際に外務大臣は、この事前協議制度の運用の点についてはこの際再検討をする必要を自分は感じておるといふような御答弁があつたように思ひます。そこで、きようのニュースによりましては沖

艦の第三海兵師団から千五百名、これが第七艦隊の艦船に乗ってベトナム戦場へ行ったという報道があつております。さらに三つの部隊がやはりベトナム戦場へ行くためにいま沖繩で待機命令が出されておる、そういう情勢であります。

そこで、このきょうの報道にありますが第三海兵師団から千五百名が第七艦隊の船に乗っていったという事は、これは私どもかねて、第七艦隊にあるいは第三海兵水陸両用部隊あるいは第一海兵航空師団、こういつたものはすべてコンバット・レディ・フォース、戦闘即応部隊といいますが、もととそういう性格の部隊である、そしてその実態はいろいろありますが、その中で私どもはこういうことをかねてより指摘をいたしておりました。第七艦隊は、この沖繩の第三海兵師団の歩兵一個大隊上陸チーム千五百名です、それと第一海兵航空師団、これは岩国の方です、この第一海兵航空師団のうち第三六飛行群、これは沖繩に在るわけですが、所属は岩国に司令部を置く第一海兵航空師団であります、この第一海兵航空師団の第三六飛行群から上陸用の中型ヘリ輸送中隊HMMの戦術支援部隊が、先ほど申し上げた第三海兵師団の歩兵千五百名と常に二、三カ月おきに交代してその第七艦隊に乗り替はるのです。これはかねてわれわれが明らかにしたとおりであります。きょうの情勢、ニュースを聞きましても千五百名が行ったという事はまさにこの部隊が行っているのです。千五百名常時乗艦しているのです。そして何かあつたらすぐ行くのです。やはりその部隊が行つておる。したがって、こういう沖繩に駐在する第三海兵水陸両用部隊あるいは第七艦隊、これは横須賀に本拠を置きますけれども、岩国の第一海兵航空師団も含めてこういったものは全部コンバット・レディ・フォースであるからいつどこでどのような戦争が起こつても、たとえば核戦争がある、こうなつておる。で、このようなコンバット・レディ・フォースが存在する沖繩はもうやがて返つてくる。こういう部隊に対して、これは当

然事前協議のワケをもととはみ出ておる性格を持った部隊である、だからこれは事前協議にかけようと思つてもかけられない部隊である。指揮系統の編成上も在日米軍の系統に入っていないのですから、一体そういう部隊に対して事前協議との関連でどのように外務大臣はお考えでしょうか。

○福田内閣大臣 沖繩から出撃する、これはまだ沖繩がわが国に施政権が来ない、こういうようなことでありますので、まあ外論の問題である、こういうふうには思ひます。問題は横須賀基地、また岩国基地である。そこでこれらの基地から移駐する米軍、それがどういふ先々でどういふ行動をとるか、そこが問題点であらうか、こういうふうには思ひますが、いままでの日米間の事前協議の対象、これはどういふ場合かという、わが国を基地としたしまして戦術行動をする、そういう際におきましてはわが国の事前協議を要する、こういううたてまへになつておるのです。個々具体的にどういふ場合がどうかというところにありますと非常にいろいろとデリケートな問題があります、しかし概括的に申し上げますと、横須賀を出港した場合、また岩国から発進する場合、その場合に直接戦術に参加するといふ態勢かどうか、これが事前協議になるかならないかの判断の基準になる、こういうふうには考えております。

○橋崎委員 次に、六九年の日米共同声明第四項のベトナムに関する再協議条項と今日のベトナム情勢との関係について伺ひたいと思ひます。

共同声明には、これは大事な点ですからここに読んでみますと、四項には「総理大臣と大統領は、ヴェトナム戦争が沖繩の施政権が日本に返還されるまでに終結していることを強く希望する旨を明らかにした。これに関連して、両者は、万が一ヴェトナムにおける平和が沖繩返還予定時に至るも実現していない場合には、両国政府は、南ヴェトナム人民が外部からの干渉を受けずにその政治的将来を決定する機会を確保するための米

国の努力に影響を及ぼすことなく沖繩の返還が実現されるように、そのときの情勢に照らして十分協議することに意見の一致をみた。」これがいわゆる共同声明の第四項、再協議条項であります。そこで今日、まあ外務大臣の見られるところ、今日起こつておるベトナム情勢の——これは新たな情勢であります、この今後の推移は共同声明でいふいふゆる返還時にベトナムが解決していかないときという状態になるのではないかと一つの見通しをわれわれは持つておるわけです。外務大臣はどのような見通しを持つておられますか。

○福田内閣大臣 米中会議が行なわれまして現時点におきまして、アジアに緊張緩和が招来されるであらう、そういう見方が一般的だったんです。私はそれに対して、それはちよつと甘いじゃないか、ことにベトナム問題、これは逆に激化をす、そういう可能性も含んでおるんじゃないや、とこの間、そういう話をしたことも覚えております。ところが現実はどういふことか、私のほうの判断は当たつたやうなことです。おそらくアメリカが予想もしないような事態がここに出てきておる、事態はきわめて危険である、こういうふうには考えます。しかし一九六九年の共同声明で、ベトナムの事態が返還までに片づくこと、これは希望するところである、こういうふうには書いてありますけれども、希望しない事態が起きておるんだらう、こういうふうには思ひます。まだ少し五月十五日まで間がありますから、その間にどういふ変化が起きるかかわかりませんが、とにかくゆゆしい事態が起つておることは今日この時点で明らかです。

そこで沖繩返還にどういふ影響を及ぼすかと、こういう問題であります、もう五月十五日に沖繩を日本に返還する、こういうことにつきましてはもうきまつたことでありまして、これは動くはずがありません。返還の態様がどうなるかということは、いまお読みの方の共同声明に関連をしてくるんじゃないか、そういうふうには思ひます。

しかし私は、沖繩が五月十五日には日本に帰つてくる、そして沖繩の基地は本土並みに運用される、こういうことになるわけなんですから、それも私は変化はない。そういう状態のもとにおいて、今度は事前協議という問題があるのは起つてくるかこないか、まだアメリカから何らの反応はありませんが、そういう事態があるいはあるかもしれない、しかしこれはないかもしれない。その問題はその時点においてまた判断すべき問題である、こういうふうには考えます。

○橋崎委員 私はこの四項にいう再協議の内容は、いま考えられるのはやはり外務大臣も御指摘のとおり基地の運用の問題、つまりいままでは自由使用しておる。ところがベトナム情勢がいまのような状態であれば、いままでの使用の態様が変らないように、つまり四項でいうその米国の努力に影響を及ぼすことなく沖繩の返還が実現される、つまり基地の使用状態はこれまでと変わらないようにという問題が当然起ると思ひます。そういうことが再協議の場合の重要な課題になる。したがってそういう問題も含めてあるかどうかぬがぬないかもしらぬという、そんなこともつかぬような判断ではなしに、福田外務大臣としては、この四項による再協議条項が起る可能性があるかと判断されておるかどうか、その判断をお聞きしたい。

○福田内閣大臣 私は判断はどうかといへば、これは絶対的な判断はできません。できませんが、どうもそういうような情勢はないんじゃないか、そういうようなケースは起こらないんじゃないか、という判断、これはあるいは希望的な要素も含めてのことかもしれないけれども、とにかくベトナムのあの激しい状態、これが五月十五日まで続くというのをいふ、私なりの見解をいたしまして予想しない。しかしこれは絶対じゃありません。どういふ変化があるかしらぬ。

○橋崎委員 ものごとは絶対というふうにはあまり起こらないのでありまして、私もそう思ひます。しかし外務大臣の見解と違ふところは、共同

声明四項の再協議条項の発動が起らない可能性のほうが多いという外務大臣の判断に対して、私は逆に起る。たとえばきよう沖繩から第三海兵師団の千五百人が行った。これは、いまの時点で沖繩は日本の施政権下になから事前協議の問題は起らないとさっきおっしゃいました。しかし返還後は当然事前協議の対象になりますね。しかもさっきよく言ったように、これはコンバット・レディ・フォースでありますから、この性格は変わらない。そうすると、當時そんなふうには五百名が交代して乗っているのですから、いまのような状態が続く限り当然それがあと一月で終わるかどうか、これは大臣と同じようにわかりませんけれども、非常にその可能性が高い。そのときには当然いゆる再協議条項が発動するのではないか、その可能性のほうが大きいのではないか。あるいはせんだつても岩国あるいは横須賀からベトナムに行った。きようは沖繩から行った。こういう今日の状態がずっとこの一月の間ある程度まで続いていくときに、外務大臣としてはその事前協議とかかわる問題だというふうに判断されて、いゆる安保協議委員会の開催を早められる気はないか。私に言わせれば即刻行なう必要があると思うのですが、その辺はどのように判断されますか。

○福田内務大臣 私の日米安保協議委員会を開催する、こういうことを申し上げておるのは、たしかあなたに予算委員会の席でお約束をした、こういうことがあります。そこでどうせ日米安保協議委員会を開催するという際であります。そういういい機会でありますので、この事前協議事項につきまして相談をしてみたい、こういう考えを持つに至ったのです。つまり安保条約が結ばれて十二年にもなる、それからその後沖繩返還という重大な事態が起きたわけでありまして、そういう沖繩返還という問題をとらえたときに、まずこの辺で事前協議事項の問題、これをおさらいをしておく、こういうことが妥当じゃないか、こういうふうに考えまして、この開催をいま考えておるわけなんです。

ありますが、しかしこれは開催するのはそう簡単なことじゃないのです。いまちょうど、これは率直に申し上げますが、アメリカの太平洋軍司令官が更迭の最中なんです。それからアメリカの大使も交代したばかりである。この安保協議委員会には、わが国のほうでは外務大臣と防衛庁長官でありますが、先方は太平洋軍司令官とアメリカ大使である。その相手方の二人が交代の途上というか、交代の前後にある、こういうことでございますので、なかなかこの協議委員会の開催はそう簡単にはまいりません。まいりませんが、国会が終了するの後は、十分諸問題を検討いたしまして、幅広い検討を日米安保協議委員会の場でやってみたい、こういう考えでございます。

○橋崎委員 それではこの事前協議制度の意義、なぜこれが設けられたか。これはもととわが日本が自分の意思に反してアメリカが関与する極東の紛争に巻き込まれたためのものでございまして、設けられたとわれわれは理解をいたしております。また六〇年安保協定のときには、そういうことがきちんと政府側から出された。その事前協議制度の意義については、今日もあなたは変わらないうと考へてですか。

○福田内務大臣 今日私はそのとおり考へております。

○橋崎委員 事前協議制度の協議課題の重要な一つとして、いゆる戦時体制下の日本本土を襲つて米軍が発動するときに重要な一つの協議事項です。こういう日本本土から直接攻撃するといふような問題は、これはもとと緊急の問題です。だから、そういう緊急な事態がもし起こつたら直ちに即応するのが事前協議でなくては意味をなさないとやありませんか。事前協議といふものはなかなかそう急には開けません、相手もあることですからなんという、のんびりしたお考えでこの事前協議を把握しておられれば、もとと戦時体制下の問題なんて事前協議にかける意思がないからそういうのんびりしたことをお考えじゃないんですか。

○福田内務大臣 どうも橋崎さん、私の言うことを取り違えているようです。私は日米安保協議委員会にはそう簡単には開けません、こういうことを言っているのです。

○橋崎委員 それでは外務大臣、事前協議制度はどこで行なうのですか。

○福田内務大臣 私が申し上げております日米安保協議委員会、これはあなたの御指摘になった諸問題もある。また私が事前協議制度、これをひとつさらしてみたい、こういう考え方もあります。そういう準備のために時間が要するのです。ですから急に開けない、こういうことを言っておる。事前協議そのものを言っているのじゃないのです。事前協議は形は問いません。大使が私のところに来てもいいし、あるいは公使が局長のところに来てもいいし、これはいかにいかにできる問題です。

○橋崎委員 外務大臣、それは違いますよ。それはうしろから直されたほうがいいんじゃないですか。つまり安保条約の六条を協議する機関は何であるかと、きちんとなつていふとあります。それははかかって大使と話してもいいしだれと話してもいい、そんな問題じゃないですよ。何たることですか。そういう根本の理解が外務大臣にないといふれば、これはたいへんです。冗談じゃありません。

○福田内務大臣 政府委員から……。

○吉野政府委員 事前協議は、先ほど大臣が申し上げたとおり、何ら形式はございせん。これは全く、マイヤー大使が福田大臣のところに来ようと、あるいはアメリカの大統領が直接総理のところへ連絡しよう、そこら辺の形式はきまつております。

をやるんだということはきちんとしておるのですよ。間に合わないときに、緊急の場合に、日米安保協議委員会に代替するものを考えることはあるかもしれないけれども、その辺はきちんとしておってもらいたいと思いますね、往復書簡で明確なことから。

○吉野政府委員 事前協議という特別な制度につきましては、先ほど私が申し上げたとおりでございます。ただし、四条とか六条の、すなわち日米が随時に協議するということについては、何もこの経路に限らないが、安保協議委員会というものを設置するほうが便利ではないか、したがってそれで通常やりましょう、こういうことでございませう。

○橋崎委員 私が言っているとおりのことではないですか。そういう随時の、適当なあれもあるけれども、この際特別委員会をつくった方がいい、つまり日米安保協議委員会をつくった方がいい、そのとおりでしょう。私、それを指摘しているのです。だから、日米安保協議委員会が事前協議の問題を論ずるのは、主題の問題だと思ふのですね、あの往復書簡からいって、それは間違いないでしょう。

○吉野政府委員 先生のおっしゃる意味は、おそらく、事前協議の運営について一般的に論議するのに日米安保協議委員会というものは適当ではないか、こういうことだろうと思ふます。そのとおりだと私も考えます。

○橋崎委員 私はそんなこと——あなた、かつてに私の言っていることを何かお返しにして變なふうに言つて、私もそう思ひます——何を言っているんですか。じゃ、安保協議委員会では事前協議の主題にかかわることは協議事項にならないのですか。

○吉野政府委員 この安保協議委員会につきましては、特に主題となることがどうでなければならぬということを書いてございませうが、両政府間の理解を促進することに役立ち、及び安全保障の分野における両国間の協力関係の強化に貢献する

ような問題で安全保障問題の基盤をなし、かつ、これに関連するものを検討することもできるでありましょう。こういうふうに書いてございまして、もちろんこの席上で同時に事前協議をやつてもそれは全然差しつかえないわけでございませう。

○橋崎委員 時間が限られておるのですから、私はその内容を最初から読み上げてやりたかったけれども、時間がかかるからやらなかったのです。だから私の言つておることは間違いないのです。もうこれは触れられなくてもいいです。

そこで外務大臣にお伺いしますが、先ほど事前協議制度の運用について再検討したい、大体何を、具体的にどういう点を再検討したいわけですか。何か具体的にどう考えますか。こういう点をやってみたいという具体的な考え……

○福田国務大臣 まあ一般的に申し上げますと、とにかく十二年の歴史を持つておる事前協議です。それから沖繩返還が実現された。これは十二年後の今日、沖繩返還という大きなできごと、この際この問題を考え直してみたい機会だ、こういうことなんで、まだ特定の考え方はきまつておりません。しかしよくおさらいをしてみたい、これが私の気持ちなんです。そういう考えを持つに至つたのは、橋崎さんあたりからずいぶんむずかしいお尋ねにしばしば接しまして、そのつど政府委員と協議したりいたしまして、当惑することがある。そういうことのないようにこの問題をよく整理する、つまり事前協議の対象となるその対象とその対象とならざるものとの間を明瞭にしておく必要があるのだらうと思ひます。その点を主として頭に置いておる、こういうふうに御理解をお願いす。

○橋崎委員 それでは具体的に聞いてみましょう。当時の事前協議事項の内容として、重要な装備あるいは配置の変更、直接出撃の問題、そうしていわゆるセントラルマンズアグリメントによつて、その中身は、たとえば空と陸の場合是一個師団以上、海の場合は一機動隊以上、そういう了解

がある。ところがそれはいまおっしゃるとおり十二年前、いわゆる原子力航空母艦もない時代の話でありませう。だからその当時の海の機動部隊というものは、原子力空母のない時代である。だから戦力を基準にして考えれば、今日、原子力空母が出現した段階で、はたして昔、十二年前の一機動部隊の戦力と、原子力空母を中心としたいわゆる機動群の場合、今日のほうが強い、そういうこともあるんだ。そういうものも含めてというふうな理解しておつてよろしゅうございませうか。

○福田国務大臣 私は十二年の経過ということも言つておるわけですが、沖繩の返還という点も言つておるわけですが、それからいろいろ御質問で、具体的なケースについての判断をどうするかという問題もあるわけですが、そういうものを総合的に洗つてみたい、こういうことでございませう。

○橋崎委員 だんだんわかつてきたのですが、大體やはり具体的な洗つてみたいというところでしょう。どういふものを協議にかけるのか、どういふ場合に協議にかけるのかというのを具体的に洗つてみたいというように承りました。それでよろしゅうございませうか。

○福田国務大臣 それではよろしゅうございませう。

○橋崎委員 その際に、先ほど確認しましたとお義だ、外務大臣が洗い直して、整理してみようというその方向は、この事前協議制度の意義を確立すると申しますか、歯どめの意義を確立する方向で再検討されるのかどうか、その辺お伺いしておきたいと思ひます。

○福田国務大臣 もちろんそのとおりです。

○橋崎委員 そうしますと、もう一つ具体的に伺いたします。いま非常に問題になっているのは、この日本の本土を使つて米軍が直接出撃をする場合、実際にはベトナムの戦場に行つて、ところがいままでの政府解釈でいくと、何か領域の外に出て命令を受けたら、これは事前協議の主題にならないとかんとかんというところで一貫されて

てきました。それは実際には合わないことだと思ひます。そんなこと言つておつたら、出撃問題を事前協議にかけるなんて意味がない、実際問題として、そういうことで、いつ命令を受けたかということ、そういう紛争とか戦争の性質上、前もつて言ふんというところは、常識上ないのだから。だから、たとへば命令のいかんを問はず、日本の基地を使つて米軍が直接戦場に行く場合は、やはり事前協議の主題にしたほうがいいという、こういうお考えがもしあれば、それこそ事前協議制度の歯どめの役割りを強化することになると思ひます。そういう点はどうですか。

○福田国務大臣 その点はなかなかこれは判断のむずかしい問題なんです。例を申し上げますと、この間、岩国からF4戦闘機が南方へ行くという、事実上フィリピンの方であつたのです。おそらくこれがベトナム戦争に、これは私の想像であります。参加しているのじゃないか、その場合には、フィリピンが基地になるわけですね。わが国の岩国が戦闘基地になるわけじゃないのです。そこで私どもは事前協議の対象にならぬ、こういうふうにお答えもいたし、そういうふうな理解をいたしておる。ところが、そういう際に、いまベトナムで戦争が行なわれてるじゃないか、いずればベトナムに行くんじゃないか、そういうような想定をいたしまして、そしてこれは事前協議の対象になる、なるべきである、こういう主張をすることは非常に困難な問題じゃないかと思ひます。つまり、アメリカの太平洋軍というものは、艦艇を太平洋全域に浮かべておるわけなんです。そういう際ですから、さて平和的な目的で、あるいは戦争の目的でなくして出動しておる、あるいはその途上におきまして戦闘作戦に参加する、こういう命令を受ける、そういう場合もあるわけなんです。だから、その辺は非常にデリケートな問題である。ただ、いまあなたが言われました直接ベトナムに向かつて出動するという場合はどういふふうになるかという、わが国を出港する、わが国の基地から出かけるその時点で戦闘作戦命令を

受けておらなければ、これは事前協議の対象にならない、こういう状態であつたわけでございますが、しかし、そういう問題も含めまして日米安保協議委員会、そういうところで話し合つてみたい。相手のあることでございませうから、ここでそういういたします、こういう御返事はいたしませんです。

○橋崎委員 いずれにしても事前協議制度の意義である歯どめの役割りを強化する方向で再検討したいということだけは確認されましたから、これ以上この問題、時間です、次の問題がありますので、終わらしていきなさいと思います。そうすると、もう一ぺんだけ確認しておきますが、この事前協議制度の問題を含めた再検討のための安保協議委員会というものは、見通しとしてはこの国会中はだめなのですか。

○福田国務大臣 この国会中はむずかしゅうございます。

○橋崎委員 この国会は沖繩返還後も続くわけでございませう、だから沖繩返還の直前くらいに開かれるのがいいんじゃないのですか。さつきも言われたとおり、沖繩も返ってくるのだし、だから沖繩返還前に開くような努力はできないのですか、五月十五日前に。

○福田国務大臣 これは先ほども申し上げたのですが、アメリカの太平洋軍の総司令官がちょうどそのころ更迭するのです、そういう事情もある、またアメリカの大使がつかいのか、信任状を捧呈した、こういうような状態で、そういうことも考え、またわれわれもいま国会で忙殺をされておるわけでありまして、これはとてもとても準備どこの話ではないのです、いまは、これは率直に申し上げます。そういうことを考えますときに、やはり国会が終了してからその諸準備に取りかかる、こういうことにならざるを得ない、まことに御期待には反しますが、そう申し上げざるを得ないのであります。

○橋崎委員 そんなことおっしゃいますと、かわるといふのはアメリカのほうだけじゃないのですか。

す、いやほんとうに。そうしたらあなた、福田外務大臣もねらうところがありましようから、いつまでも外務大臣ではない、そうすると、新しい内閣ができて、ずるずるとその辺はだんだん延ばされていくのではないのですか、どうなんですか。

○福田国務大臣 とにかく最善を尽くしまして、なるべくこれを早く開催するというをはつきりお答え申し上げます。

○橋崎委員 その問題は残しておきます。また内閣委員会もあることだし、この委員会もありましようから……。

それで次に、沖繩密約の問題に入りたいと思います。

私はもう一ぺんこの問題の核心と申しますか、そこに戻つてみたいと思つたのです。いまわが党横路委員あるいは私どもから出しましたこの問題が、その後いろいろな形で発展して、いろいろな問題が出てきました。しかしそれらはどこへつながつておるかという、やはり現在の憲法であらうと思つたのです。この憲法上国家の機密とは何か、あるいは憲法上表現の自由の位置はどうなるのか、あるいは憲法と違つて、いま国民が主人公である、国民がそういう憲法のもとだから、国民の知る権利というものは最高のものである、すべて私はからむところは憲法であらうと思つた。まずそれを明確にした上で、この問題は私二つあると思つたのです。

もう一ぺんおさらいしてみたい。一つは沖繩返還交渉が、実は非常にわれわれから見ると筋の通らない金を支払わせるような屈辱的な交渉の内容がある、つまり交渉の内容自体、二つ目にはそれらの経過について国会でその答弁をわれわれは聞いてきた、その二つの問題であらうと思つたのです。

そこで最初の交渉の問題について、時間の関係がありますから、一、二点しほつてここで伺ひしておきたいと思つた。

七千五百万ドルという軍務者のための費用、これはなぜ日本側が支払うのですか。

○吉野政府委員 お答えいたします。

御存じのとおり、沖繩返還に伴ひまして、沖繩の基地の軍務者は直接雇用から間接雇用になり切れるわけでございませう。米側といたしましては、この際に全部基地の労働者を一応形式的には解雇いたしまして、日本政府が再雇用してこれを提供する、こういう方式も十分成り立つわけでございませう。そして、それに必要な退職金というものは米側としても払う用意が十分あつたわけでございませう。しかしながら、これはまた現地の軍関係の労働者にとつては非常に耐えられない待遇の……。

○橋崎委員 時間がないから——そんなわかり切つたことを聞いてゐるのじゃないのです。何かこれを支払う根拠があるかと言つてゐるのです。

○吉野政府委員 そこで米側は、いずれにせよ、沖繩返還のために特に米側の個々の負担となるような支出はしない、またそのような金はない、こういうことでございませう。それから、労働者を日本の本土の労働者と同等に扱うという根本原則に立ちまして、この分は七千五百万ドルとして計上する、こういうことで話し合ひがまとまつたわけでございませう。

○橋崎委員 これは、この前、三日に私が申し上げたことと関連してゐるのです。本土の場合、あの占領軍から駐留軍にかわるときは総司令部の覚え書きでは、その変動期を考へても、全額米軍が負担することになつてゐるのです。同じことじゃないですか。つまり、いまの説明を承つても、支払わなければならない根拠は全然ない。全額アメリカが支払うべきものなんです。それを、アメリカのほうから、支払う金がないと言われたから、しようがないから政治的に出した、そういうことでしよう。

○吉野政府委員 御存じのとおり、沖繩返還につきては、アメリカとしては、ともかく日本政府が沖繩を早く返してほしいという要求に先方も応じまして返すことになつたわけでございませうが、先方といたしましては、ともかく沖繩返還の

ために特に議会に対して支出を要求しないという一般的な原則があつたわけでございませう。したがつて、もし軍雇用者の退職金を考えますと、どうしてもこのような解決をせざるを得なかつた、これが実情でございませう。

○橋崎委員 いろいろ言われたけれども、結局そういうことでしよう。沖繩を返してもらつたために、しようがないから金を出したのだ、こういうことでしよう。何のかんの言われるけれども、一番わかりやすいええばそういうことだ。それを福田外務大臣は、高度の政治判断ということばを何回も使われましたね。結局そういうことなんですか。

それから官房長官まだお見えじやございませうか——まだですね。それではそれは残します。

何回も繰り返して繰り返して申し上げてまことに恐縮なんです、外務大臣、あなたは国会でその答弁をしたことを認められますか。

○福田国務大臣 私はさつきばらんほうでございまして、大体知つてゐることは申し上げております。知らないことは知らない、そういうふうにお答えしておるつもりでございませう。

○橋崎委員 また繰り返すことになりませうが、あなたは、私の十二月十三日の質問に対して、交渉のどの段階においても三億一千六百万ドルなんという数字が出たことは記憶の中にも記録にも一切ありません。両局長に対して調べたところもそうです、だからそういうことは絶対ありません。ところが、どの段階でもじやありません。あなたの方のおことばをかりまして、一定の交渉の段階でちやんとあつたことを認めたじやないですか。そうすると、事実と違つたことを言つたことになる。あなたは十日の参議院における上田君の質問に対し、事実と違つた答弁をしたことについては云云といふことを言われました。それを認められますか。

○福田国務大臣 私は別に皆さんにうそをつくといふような表現のことを申し上げたつもりはございませう。三億一千六百万ドル、こういうことにつ

きましては、交渉の過程において出たことはない、私はこういうことは申し上げておりますが、そのとおりだと思っております。

○橋崎委員 まだ三億一千六百万ドルというような数字が交渉の途中で出たことはないといまもおっしゃいますか。

○福田国務大臣 こういうことなんです。きまったことは三億二千万ドルです。そこで、かたがた復元補償問題というものがあつて、四百万ドルをどうするか、こういう往復が途中であつた、引き算をすれば三億一千六百万ドルになり、その意味の三億一千六百万ドルというものは出たかもしれません。しかし、そうじゃない三億一千六百万ドルというものが交渉の途中で出てきて、そうして四百万ドルを積み上げました、こういうことはありません、こういうことを申し上げておるわけです。

○橋崎委員 そうじゃないです。あなたは十二月十三日のそのくだりをそこで読んでみて下さい、あなたが答弁されたことを、議事録がありましよう。私はこれは当然のことだと思つて、きょうは議事録を持ってこなかったんですよ。何と答えておられますか。

○福田国務大臣 この答弁は、いま私が申し上げたとおりのことが書いてあります。つまり、三億一千六百万ドルという数字が出まして、それに四百万ドルを上乗せをした、こういうことになるべきはずでございますが、いかなる段階でも、三億一千六百万ドルという数字が出た、そういう記録も、また両局長の記憶もない、こういうことでございませう。

○橋崎委員 いやあ、違うじゃありませんか。三億一千六百万ドルという数字は、話の途中では出ておるじゃありませんか。いまごろまたそういうことをおっしゃるのですか。

○福田国務大臣 それは少しお話が違ふんじゃないですか。三億一千六百万ドルというものがあつて、それに四百万ドルを上乗せいたしました三億二千万ドルというふうになったということは、こ

れはいかなる過程においてもありません、こういうことを申し上げておるのです。

○橋崎委員 あなた、そんなことばのあれをやつちやいけませんよ。あなたの方の言っていることをそのままとすると、つまり、結局は三億二千万ドルになったのだというのをそのまま前提にするとしても、その過程の中で三億一千六百万ドルというやりとりがあつたことは事実なんですよ。それを、あなたの言い分によると、結局拒否したのでしよう。

○福田国務大臣 私が言つておりますのは、三億一千六百万ドルというものが交渉の過程であつて、それに四百万ドルを上積みしたのじゃないか、こういう御議論ですから、そういう過程はありません、こういうことを申し上げておるのです。ただ、この三億二千万ドルというものがあつて、一方において復元補償四百万ドルという問題があつたのです。ですから、引き算をすれば三億一千六百万ドルになる、これは当然のことでございます。

○橋崎委員 そういうことじゃないんですよ。そういうやりとりがあつたことは吉野さんも認めて、そうしたあなたは、参議院で十日の日にあやまつたじゃないですか。あなたはうそを何回言つたといつて上田君から指摘されて、どうも悪うございましてと言つたじゃないですか。

○吉野政府委員 私は参議院の予算委員会、私の事実を述べた答弁をしたことにつきまして遺憾の意を表しました。しかしながら、それは、たとえば往復の電報があるかという点に対して、私が、全然ございませぬ、こういうふうに申し上げた点が事実と違つておる、この点につきまして私はおわびを申し上げたわけでございませう。

そこで、この三億一千六百万ドルという数字が交渉の途中において出てきたかというところでございませうが、この愛知大臣の応答ぶりにもわかりますように、せつかく三億二千万という額がきまつたのに、三億一千六百万という端数となつてはおかしいじゃないか、説明が困るじゃないか、こ

ういうことを言つたこの個所だけでございませう。これはすなわち、先ほど大臣が説明したとおり、三億二千万から四百万を引いて三億一千六百万というふうな端数になつては困るじゃないかということでございます。われわれもこの会談に参加をしておつたわけなんです、当時のいろいろの事情があつたかと思ひますが、このやりとりは、この部分に関する限りは、記憶にもほとんど残つていないくらいのものでございませう。したがつて最初三億二千万という数字があつて、そこにプラス四をした、こういうことではございませぬ。

○橋崎委員 外務大臣は自分自身としては事実と違ふ答弁をしたことはないとおっしゃいますか。

○福田国務大臣 私の知る限りにおきましては、私はそういうようなことを申し上げておることはないように存じております。

○橋崎委員 あなたは、この三億二千万ドルの積算基礎を、昨年の沖繩国会で各党がひとしくその問題を質問したときに、大臣は、いわゆる核抜き費用を含む七千万ドルについては積算基礎になじまないものがあります。政治的な判断による金です。だからつかみ金じゃないかとさらに重ねて追及されたら、そう言われればそのとおりですとあなた答弁しておられます。しかし一億七千五百万ドルのいわゆる公社等の資産買い取り及び七千五百万ドルの軍労務者に対する費用、これは積算基礎はちゃんとしておりますとあなたはおっしゃいました。ところがことしの予算委員会ではこの問題を出しましたときに、あなたの答弁はこう変わつておる。結局三億二千万ドルはすべて高度の政治的判斷による金だ、こう変わったのです。それは認められますか。

○福田国務大臣 これは正確にお聞き取り願ひたいのですが、三億二千万ドルというものは協定にもちゃんと書いてあるのです。つまり資産の引き取り、あるいは労務費の支払い、それから核抜きの問題、そういうものを考慮いたしまして決定いたします。こういうふうに出ておる。そのとおりなんです。法的にはそのとおりであるけれども、

も、そうしてこの法的にきまつた三億二千万ドルというものは高度の政治判斷としてきめたわけでありませう。ただその政治判斷の中身は一体何なんだ、こういうふうに聞かれますものだから、これは一応のメドとして、資産買い取りについてはこれは積算の根拠がある、それから労務費につきましても積算の根拠がある、それから七千万ドルにつきましても何もありませぬ、こういうことを繰り返して申し上げておるわけなんです。それを総合して御判斷願ひたいと存じます。

○橋崎委員 それではいまは私は承知しませんが、そんなふうなことをいふのです。私議事録はいま持つてきませんでしたが、私が言つたとおりのことです。一億七千五百万ドルと七千五百万ドルについてはちゃんと積算の基礎はあります。その昨年はおつちやつたのです。それから、それはあなたは答弁のしかたが悪かつたといふのは、自分自身の答弁は悪くなくて、両局長の答弁のしかたが、言えないとか知らないとか言へばよかった、こういうことですか。あなたが何回も委員会でおつちやつておるのには。

○福田国務大臣 大体そういうことです。

○橋崎委員 先ほど取り上げましたあの段階でも、三億一千六百万なんという数字は出たことではない、話の中にも出たことではない、あなたは確実にそう答弁されておる。それを、その意味はこういうことだなんというのをいまごろ言つたのだめです。それは秘密理事会でもやつたでしょう、私は秘密理事会のことはいくたいくたいいけません。秘密理事会でもずっと否定されたじゃないですか。特にあの十三日の日、横路君は、五月二十八日愛知・マイヤー会談といつて、あの内容を全部言つておられますよ、今度明らかにしたとおりのことを、あの段階で、それを否定したのです。あなたたは否定したのです。そんなものはありませぬ。公電でもないかと聞かれて、公電でもない。私は全部電話でやりました。それで、公電でもない。あなたは強弁するのですか。絶対に事実と違ふことは言つておりませぬと、こゝではっきり言え

ますか。

○福田國務大臣 三億一千六百万ドルというのは、三億二千万ドルから引き算をすれば当然出てくる数字です。そういう意味合いにおいて、これは当然四百万ドルが問題になれば三億一千六百万ドル、それは話に出てくる。しかし私はそんなことを議論しているのじゃないのです。これは一体、あなた方もそうだろうと思う。あなた方の議論は、三億一千六百万ドルというものがあって、そうしてその上に四百万ドルを上積みさせたんじゃないか、こういう御議論ですよ。そうじゃありませんでしようか。そういうような意味合いにおいて、三億一千六百万ドルという数字が出てきたという段階はありませんと、今日でもはっきり申し上げます。

○橋崎委員 もうほかにもう一つおいておきたいのですか。

○吉野政府委員 昨年の十二月の沖特で、電報が一切ないとか、それから記録がないとか、いろいろ申し上げたことにつきましては、確かに私の表現が事実と違っており、この点は深くおわびいたします。

なお、われわれといたしましてはもっぱら記憶をたどって返答しているわけでございますから、万一それが事実と違うこともあり得るかとは思いますが、しかしながらそういうことはほとんど、この四百万ドルと、いま言われたつまり復元補償の問題につきましては、特に私は意識的に事実を曲げて返答したというようなことは、私としては考えておりません。

○橋崎委員 意識的に言ったことではないなんて、そういうことをいまごろ言っちゃだめですよ、あなた。何を言っておるのですか。もう少しまじめにやらないさいよ。自分で悪いことがなかったら、どうしてあやまったんだ。自分が正しかったと思えば、どうしてあなたはあやまったんだ。

それから、ほかにもうそを言ったことはありますか。もううそを言っておくことは……。

○吉野政府委員 どうも私の記憶ではございませ

せん。

○橋崎委員 また出たら困るから、そのときのためにそういう言い方をしているのでしょうか、あなたは。

四月三日の日に、こういう質問を横路君がしております。いまの問題の最終段階の了解事項、これは表題は横路君は言っていないようです。中身をまず申し上げる。日本政府は、沖繩返還に関連し、財政問題の一括決済として、第七条に同意する。日本国政府は、アメリカ合衆国政府が第四条三項に従って、慰謝料「横路君は復元補償」ということばを使っている。「慰謝料を支払うため、この一括決済の中から四百万ドルを留保すること」を了解事項とする。こういう文書について、あなたは御記憶はありますか。

○吉野政府委員 どうも、そのような文書については覚えておりません。

○橋崎委員 覚えていないというお答えですね、否定はしないのですか。

○吉野政府委員 この復元補償の問題につきましては、私も予算委員会たびたび御説明したとおり、先方は、最終段階になって支払うべき金がない、したがってこれを何とかくめんしてほしい。その意味でいろいろ手紙だとか了解案のようなものをわがほうに差し出してきてまして、そしてこの線がわがほうに依拠してくれ、こういうようなことはございまして。しかしこれらは御存じのとおり、わがほうは全部拒否したわけでございまして、しかしそれ以外のことにつきましては、その点が全然記憶にございません。

○橋崎委員 さっきは覚えがない、いまは記憶がない。それはあるかもしれない、ないかもしれない、わからない、こういうことですか。——もう少しつけ加えましょうか。英文もあるはずである。英文のほうの表題を申し上げてみたい。「コンフィデンシャル・レター・フロム・フォーリンミニスター」、何と訳すのですか。

○吉野政府委員 外務大臣からの秘密書簡と申し上げますようか……。

○橋崎委員 その内容が先ほど申し上げた内容です。

○吉野政府委員 先ほども申し上げましたように、先方はそのような手紙を書いてほしいということとはたびたび言ってきたわけでございまして。しかしながら、それは先般も明らかになりました電報によっても明らかでございまして、そういうものはわがほうは認めない、こういうことでわがほうは最後まで拒否したわけでございまして。

○橋崎委員 この内容は拒否されておられません。これはいまあなたの訳されたとおり、向こうからどうしてくれという書簡じゃないですよ。愛知外務大臣からの向こうに対する秘密書簡です、あなた訳したとおり。あるかないか聞いているのです。

○吉野政府委員 そのような書簡はございません。

それから、まず先方がそのような書簡を、こういうような書簡を書いてくれ、こういう意味で先方が出してきたんだろうと思いますが、それにしても、いずれにせよないわけではございません。

○橋崎委員 じゃ、あなたはさっきは覚えがない、記憶がないと言われましたが、いまは否定されたわけですか。

○吉野政府委員 そういうような書簡があるかというところでございまして、それは否定いたします。

なお、四月三日にそのいろいろの交渉が行なわれたかというところでございましたから、その点は記憶しておらないというところでございまして。

○橋崎委員 何ですか、その四月三日というのは。私が知らぬことをあなたがなぜ言うのです。

○吉野政府委員 四月三日と申しましたのは、これは私の聞き違いのようでございまして……。

いずれにせよ、交渉の経緯としては、先方はそういうような手紙を書いてくれとか、いろいろなことを言ってきた、しかしながらわがほうは断わった、これが真実でございまして。

○橋崎委員 それでは、いま私が明らかにしたこ

の文書は、向こうから、こういうふうにして愛知外務大臣から手紙をいただければたいへんしあわせですというふうな形で、向こうの希望する書簡の原稿ですか。

○吉野政府委員 そのとおりだと思います。

○橋崎委員 出せますか、それを。

○吉野政府委員 これは案文でございまして、いずれにせよ、そういうものがほんとうに出たわけではございませんから、いまでは単なる交渉のやりとりの一環でございまして。しかしながら、交渉のやりとりの全般につきましては、われわれは相手方がございまして、これは当然の間外部には公表できない、こういう立場をとっております。

○橋崎委員 私どもは、できれば私どもが要求した資料を政府みずから出していただきたいのです。出していただきたい。また、こういうことがあるではないか、その証拠となるものがない限り——あなた方はいままでごまかしてきた。できればそのようなものをわざわざ出さなくても真実が述べられて、それに基づいてわれわれは審議をしたい。もしわれわれがその証拠となるものを出さない限りは、あなた方は秘密会に持ち込んで、うそを押し通されたじゃないですか。そのとき、そのあなたたちのごまかしなりあるいは国民に対するうそを、これは明らかにすべきである。そしてこれ以外に方法がないというときに、そういうときにのみわれわれはその証拠を出してきた。いいですか。どうしてもお出しになりませんか。いいですか。あの国会で明らかになった、あなたと突き合わせをしたやつは、それで秘密解除になった。もう中身は明らかじゃないですか。なぜそれに関連するほかのものが出せないのですか。まだ隠そうとなさるのですか。

○吉野政府委員 その内容を説明することは差しつかえないかと思いますが、これはともかく相手国もありますし、それから、いずれにせよこれは交渉経緯のことでございまして、いまの段階では、まだいろいろの問題があるだろうと思っておりますから、われわ

れとしても非常に考えてみないといかぬと考えるわけでございます。

○橋崎委員 きょうの審議の過程を見ましても、あなたは、最初は記憶がない、その次は覚えがない、そして最後は、ありません。そして今度は、交渉の過程としてはそういうものがあります。どう変わるのですか。これでまともな審議ができませんか。まさに佐藤総理大臣のあの答弁と一緒に、よくくりくり変わっている。何を審議するのですか。何を基準にしてわれわれは審議するのですか。これでまともな審議ができますか。そういうことではだめです。

委員長のお取り計らいをお願いしたい。――委員長のほうから、出すように言ってください。

○櫻内委員長 しばらくお待ちください。――橋崎君の質問に関する事項につきましては、後刻理事會においてよく相談を申し上げ、できるだけ御発言の御趣旨に沿うようにしたいと思ひます。

○橋崎委員 それは本日ということですか。

○櫻内委員長 後刻、外務大臣の時間も制限されておりますので、この委員會議終了後に直ちに理事會を開きたいと思ひます。

○橋崎委員 それでは委員長のお取り計らいに従ひます。日本文と英文を出してください。お願いをしておきます。

官房長官まだお見えじゃございませんか。

○吉野政府委員 この手紙でございしますが、これはあくまでも案文として先方が提出したわけでございますから、それについてわれわれは出すことは考えていなかったわけですから、訳文はつくっておりましたが、訳文でよろしいということであればお出ししますが、日本文の正文というものは御存じのとおりないわけでございます。これはあくまでも先方がわがほうに提案してきた内容でございますから……。

○橋崎委員 あなた何言っておるのですか、國會のルールを。この問題は理事會で預かりますとおっしゃったじゃないですか。何を言っているんですかあなた。

○櫻内委員長 橋崎君に申し上げます。理事會において協議をいたします。

○橋崎委員 そうでしょう。それを突如として手をあげて何のかんの、何言っているのですか。

○櫻内委員長 なお橋崎君に申し上げますが、官房長官が三時二十分の出席の予定でございましたが、他の委員會におきましてはまだ質疑応答が終らないようでございますので、後刻、外務大臣退席後に御質疑をお願いしたいと思ひます。

○橋崎委員 それでは、ただいまの問題も含めて、一応保留させていただきます。

○櫻内委員長 それでは西中清君。

○西中委員 先ほどの論議を聞いておりまして、依然として外務省が事の真相をできるだけ秘密にしようというふうな姿勢が残っていることを非常に残念に思っております。私もきょうは四百萬ドルの問題とあわせて、いま疑念を抱いておる二つの問題について御質問をいたしたいと思っております。

〔委員長退席、永田委員長代理着席〕

最初に、外務省のこの秘密文書問題は、國民の知る権利というものを侵害するものとして非常に遺憾である。また沖繩返還交渉の協定の質疑をいたしましたわれわれとしても、國會そして國民にうそをついてきたということについては、まことに憤慨にたえないような状況でございます。さらに、それにまつわる政府の責任というものも、私はまことに重大だと考えております。そこでこの沖繩返還協定にまつわる質疑の中で、しばしば、たとえば日米安保条約の運用の問題、さらには先ほど質問がございましたベトナムの攻撃の問題、その他核の持ち込み、こういった問題についてもさまざまな食い違いがあったわけでありまして、私は、こうした一連の問題を通して、國民はこれから外務省がどのようにわれわれの持つておる疑惑というものを晴らしていくのか、これが一つの大きな焦点だろうと思っております。

先ほど、參議院の予算委員會等通じましても論議がされておりますが、政府はいわゆるこうした

四百萬ドル等の問題について、経過としてはそういう話があった、しかし結論としてはそういうことは関係がないのだという立場でお話をされておるわけでありまして。しかし國民は、そうしますと、そういう疑惑に対して、最後の結論に至るまではどういう話し合いがあったという納得をし、そして納得し、最後はそれと全く関係のない結論として三億二千萬ドルになったかという点については依然として不明であることは、私はみんなが持つておる疑問であると思っております。経過措置としてはあったのだ、突如として解決したのだということでは、これは話の経過がわからないわけでありまして。その点は今後外務省として、少なくとも國民が納得できる、論理の通った、筋の通った解決がなければならぬと思ひますが、説明がなければならぬと思ひますが、そういう誠意のある姿勢をおとりにする気持ちはないか、あるか、その辺のところを最初に外務大臣にお伺いをしておきます。

○福田外務大臣 私は秘密外交ということは、絶対にこれを排撃します。つまりこれは裏取引があるかとか、あるいは國民に知らせないところの何か約束があるとかそういうようなこと、これは絶対に排撃していかねばならぬし、そういう気持ちでこの外交をやっております。その点につきましては誤解のないようにひとつ御理解をいただきたい。ただ、交渉の経過におきましてそれを一々を公にしておたら、交渉事は成り立ちません。今回の三億二千萬ドルの交渉、これは私当時は大蔵大臣の職にありましたのでありますが、ずいぶんよく外務省やってくれたといつて喜んでおったわけでございますが、アメリカ側の最初の要求というものは膨大なものでしたわけですから、それをとにかく値切りに値切つて三億二千萬ドルとなつた。これは私は國民に對しまして喜んでいただく必要はならぬことである、こういうふうに思ひますが、ところがその交渉の途中において、一々よつてそういう結果が得られないというふうなこ

とになったら、私はそれこそ國家、國民のために不幸なことになるのではないか、こういうふうにおもひます。

それから最初に西中さん、うそやうそというふうにおっしゃいますが、いま申し上げましたとおり三億二千萬ドルにきめたその裏に、裏取引だとか裏交渉は全然ないのです。これはほんとに信じていただきたいと思います。ただ、交渉の途中でいろいろないきさつがあった、これは率直に申し上げます。議員の皆さんから電報をちらつかせながらこういう事実があったかかないかということについて、それはもう申し上げられない機密でございます。そういう事実はありません、こういうふうな表現をいたしましたことは、私は、これはまことに遺憾なことであつた、こういうふうにお申し上げ遺憾の意を表明しておる、こういう次第でございますが、今回の問題は外交というものがどういうふうに行なわれるべきかということについて重大な姿勢を示した案件である、こういうふうにお考えます。これからいよいよ戒心いたしました、外交は國民を背景にして堂々とやらねばならぬ問題である、そういうことを踏まえながらさらにさらに精進をいたしていきたい、かように考えます。

○西中委員 それでは時間ありませんので具体的な問題にさつそく入ります。

最初に、これは確認の意味でございますが、地位協定第四條一項の解釈、これは読めばわかるというふうなものでございしますが、米國がわが國に施設及び区域を返還するにあつて、米國は原狀に回復する義務はない、またそれを回復するかわりに、日本に補償する義務を負わない、こういうふうに理解をしておりますが、間違ひございませんでしょうか。

○高島政府委員 そのとおりでございます。

○西中委員 次に第二項、米國が施設及び区域を返還する際に、そこに残される建物または工作物に對しては米國は補償する義務はないし、すなわ

ち買収取る義務はない。わが国はこれらの建物、工作物を無償で引き受けるということだと解釈しておりますが、間違いないと思いますか。

○高島政府委員 第四条二項の解釈もそのとおりでございます。

○西中委員 要するに、わが国が提供した後に、みずから施設及び区域に加えた改良または新たに設置した施設、建物、工作物、こういうものに対しては、返還時に際してそれをそのまま残していかうと、あるいは撤去し持ち去らうと、またはそれをこわしていかうと、どういう処置をしようとするかは自由であるというように理解していいかどうか、その点はどうか。

○高島政府委員 四条の解釈をいたしまして、米國が施設、区域を返還するにあたって、その残った工作物を自由に撤去したりこわしても差しつかえないということは、特に第四条に書いてございせん。ただ、残したのについて日本が補償する義務を負わないということが趣旨でございせん。

○西中委員 私もそのように理解をしております。

それで、ここでこの地位協定の四条一項、二項というものは、これはもうしばしば国会でも論議されておりますから言うまでもないと思ひますが、返還後の沖繩にそのまま適用される。その点は間違いないと思ひまね。

○吉野政府委員 そのとおりでございます。

○西中委員 これは外務省のほうからお出しになつておる資料でございますが、昭和四十六年十二月九日、衆議院の沖特、内閣、地行、大蔵の各委員会の連合審査会での野党委員からの要求でございます。この中の文章によりまして、二のほうでございまして、いわゆる核の撤去について、これは七千万ドルということでございますが、この七千万ドルは核兵器の撤去費だけではなくて、いろいろの要因を含めたところの政治的な妥協である、こういうような意味のことが書いております。したがって、七千万ドルの支払いは積算の基

礎または根拠を出すことはできないのだ、このようにここで述べておると思ひますが、この点は間違いないと思ひまね。

○高島政府委員 七千万ドルの内訳につきまして、米國政府側の要求をいたしまして、単に核撤去のみならず、米國が沖繩の基地に投資したばく大な軍事資産は、将来施設、区域を返還する際に無償で置いていくことになること等の事情もあり、米國側からそういう理由に基づいて多額の要求があつたということでございます。わが國がこういう理由に基づいて七千万ドルを決定したというところではございせん。

○西中委員 だから、それに対して、政治的判断で妥結したというようにその次のページに書いてあるでしょう。それでいいですね。

そこで、外務省提出の資料によりまして、これは四ページ、いまあなたが読まれたところですが、米國が沖繩の基地に投資したばく大な軍事資産は将来施設、区域を返還する際に無償で置いていくことになる」と述べておりますが、この事實は間違いないと思ひまね。

○吉野政府委員 そのとおりでございます。

○西中委員 そうしますと、これは地位協定第四条一項が返還後の沖繩に適用される、また二項も適用されるということと別の問題になつてくるのではないかと、思うわけでございます。

また、言い方をかえますと、アメリカが現在沖繩にある施設、区域を返還する際に、無償でわが國に置いていくことの意思表示をしたということだろうと私は解釈するのですが、それは間違いないと思ひまね。

○吉野政府委員 そういうことでございます。ただし、御存じのとおり、大体外國の軍隊がよその國の領土に行きましていろいろ不動産その他施設をつくつた場合には、これらのものは無償で置いていくというのが國際法上も慣例になつておるわけでございます。

○西中委員 無償で置いていくということは、これはただことではないと思ひますね。単に小さ

な基地が一つあるとかないとかいう問題ではなくて、沖繩にはばく大な基地がございせん。しかもそれは明らかに純粋に軍事的な施設として一切が使われておるといふのが大半でございせん。そういう場合に、たくさんの基地があつて、こういうような現在あるばく大な軍事資産を将来返すときは無償で置いていくという約束を何根拠にしてやられたのか、その辺はどうでしょうか。

○吉野政府委員 これは形式的には復帰後は地位協定が適用される、したがって四条一項、二項によつて無償になる、こういうことでございますが、實質的には、そのような膨大な資産をアメリカは實際に持つて帰るわけにはいかない、これが事實でございせん。

○西中委員 地位協定四条一項、二項は、無償であるという点は確かに言えると思ひます。置いていくということとは関係がございせん。そういうじゃないですか。

○吉野政府委員 置いていくということと無償であるという点の違ひということでございます。置いたが、結局アメリカはあそこにある膨大な施設を事實上持ち帰ることをしない、したがって、そこに置いていく、しかもそれに対しては何ら求償しない、こういうことでございます。

○西中委員 私が言つてゐるのは、置いていくという根拠がない。話し合ひをされたというの、どなたとどなたが約束したのですか。少なくとも膨大な基地があつて、それが返つて、たとへば整理をする場合に、わが國にとつては大きな負担になる、こういうことだつてたゞさんあるわけですよ。何もかもそのまま置いておいたらいいのだ、そういう約束を一体だれがやつたのですか。少なくとも返還協定におきましては、付属文書等かなりの部分までいふんな取りきめをしておるわけですよ。二階に置かれた分まで、これを撤去するとかせぬとかいうことまで取りきめておいて、膨大な基地がそのまま残る。ばく大な軍事資産は将来施設、区域を返還する際に無償で置いていく、これは少なくともいまの基地を想定されているので

しょう。それを、無償であることはわかります、現状をそのまま置いていくということはどういうことなんでしょうか。そういう重大な問題が、一体どなたとどなたで約束されたのか。これはたいへんな問題ですよ。

○吉野政府委員 形式的に言えば、返還協定の第二条によつて、地位協定、安保条約がそのまま適用される。地位協定の第四条の第一項は、アメリカ側は原状回復の義務を負わない、こういうことになるわけでございます。

○西中委員 そういうことを聞いておりません。これだけのものを勘案して政治的に金を払つていくのですよ。だから、それはそのまま残るといふ前提をはつきりしておかなければならぬということも言つてゐるのです。少なくとも本年の予算の中にもその一部は含まれると解釈をしなければならぬ。その置いていくことの根拠がはつきりしてない。これは将来返す地域ですよ。そういうふうにおつしやるのだったら、将来どういう形で残るのですか。いまのままの姿なのか、ふえるのか、減るのか、その辺はどうなんですか。

○吉野政府委員 先ほど申し上げましたとおり、返還協定の第二条によつて、沖繩には地位協定及びその他の協定が適用される。それから第三条によりまして、わが國はアメリカ側に対して施設、区域を提供する。その二項におきまして、アメリカ合衆國が一の規定に従つてこの協定の効力發生の日に使用を許される施設及び区域については、安保条約第六条に基づく施設及び区域であり、地位協定の第四条の規定を適用するにあたり、つまり第一項の規定が適用される、こういうふうに書いてあるわけでございます。したがって、協定上先生のおつしやられたことが全部裏づけされるわけでございます。

○西中委員 そういうことを聞いておりません。無償で置いていく、現状をそのまま置いていくという根拠にこれはならないじゃないですか。無償はわかります。私がいま問題にしているのは、七千万ドルは一体どういう内容なのかというこの資

料要求に對しまして、いろいろな条件がここに書いてございます。その中で、「ばく大な軍事資産は將來施設・區域を返還する際に無償で置いてゆく」というのは、一体どういう根拠でおっしゃるか。單なる話し合いなのかどうなのか。たとえばこの沖繩の基地というものが――來年、再来年ならおそろく皆さん方もおられるでしょう。しかし十年、二十年、三十年先になつた場合には、同じ立場でおられるわけではない。そのときに、無償でそのまま置いていくというそういう約束があつたとかなかったとかということが問題になるのです。無償というとかやこしいから、置いていくということについて、これは重大な問題です。

というのは、先ほどから言っておりますように、この条件が支払いの中に入っておりますということとです。言いかえるならば、アメリカと折衝する段階においては、皆さん方はこれをちゃんと話し合いをして、それに対しての含みとして七千万ドルというものをきめておられるはずなんです。それがはっきりしなければ、「ばく大な軍事資産」ということが書いてありますけれども、極端な言い方をすれば、これは、もし基地があと一つでなくなくなるとすれば、それをいまから先にお金を払ったということです。将来のことについて言えれば、そういう形になりにかねないわけです。私が

言っているのは、そういうように将来どういう形で残っていくかわからないものについて、いまから、話し合いの中で先の撤去の問題まで含めたというのはい体どういうことなのか、これはおかしいじゃないですか。当然地位協定が適用されるべきところにこういうことが起こるということとは理解に苦しむわけです。その点はどうでしょうか。

○高島政府委員　西中先生の御質問の趣旨が、必ずしも明確に私わからないかもしれませんが、一応御答弁いたします。

生の御引用の部分でございます。そこで書いておりますことは、将来沖繩が返還の暁には当然地位協定が適用されますので、地位協定四条の解釈といたしまして、将来その施設、区域が日本に返還される場合には当然無償で日本に返還されるといふことを受けて、将来施設、区域を返還する際に無償で置いていくことになる等の事情もあり、アメリカ側がこういう膨大な要求をしてきた。これは日本のほうの見積もりではございませんで、米国のほうで、こういうことがあるので膨大な要求をしてきたということを、私のほうの説明としてここに書いておるわけでございます。

○西中委員　だからこそ、向こうでけっこうです

よ、どちらから言ったにしても、これを含んだの七千万ドルということがここに出ておるわけなんです。この外務省が提出した資料がはつきりいつているのですから、これについてはどういう人がこういう約束をしたのか。わずかな基地じやないのですから、当然これは明確にしておかなければならぬはずでしょう。それは地位協定の先ほどの説明がありますけれども、いまの基地を置いていくことには何の關係もない。そういう点について、どういう根拠で無償で置いていくことについてお金を出す気になられたのか、この辺の根拠がはつきりしないのです。

○福田田務大臣 アメリカはいま沖繩で膨大な軍事施設を持っているわけです。その投下額はおよそ五億六千万ドルでしたか七千万ドルでしたか、その辺までなるくらいな膨大なものでございます。それを、地位協定によりますとこれは無償で置いていく、こういうことになるわけなんです。それだけの施設を無償で置いていくという事実が地位協定によって出てくるわけなんです。そうすると、その五億六、七千万ドルにもなります。多大な施設をただで置いていくという事実、これ

ば、これはそうたいした問題にはならない。しかし五億六、七千万ドルというような巨額の施設、これがまたさらにふえるかもしれない、そういうようなものを無償で置いていくのだ。これを無償で置いていくということは地位協定できまっていることであるけれども、その無償で置いていくという事実、これも配慮しながらこの対米支払い額をきめるべきである、こういうことを申し上げておるわけなんです。

○西中委員 無償ということに重点を置けばそういう話になるかもしれない。しかし基地というのはそれなりの、また沖繩県民の所有にもかかるところの問題がたくさんあるわけです。こういう基地を無償で置いていくといったって、五億ドル以上というようなお話でございますけれども、それが日本側にプラスになる面とマイナスになる面とがたくさんあるわけなんです。このまま五億ドルの値打ちがあるのだ、そういう見解であるならば——これはほとんどが軍事基地に使うしかない

わけです。そんな考えでこれがありがたいんじゃないという考えでは、私はますます問題だと思う。したがって、どういう形で無償で置いていくという話になったのか。これは政府が出しておる堂々たる資料ですから、秘密文書じゃないのです。これは具体的にいうとどういう形で置いていくのですか。

○福田国務大臣　置いていく形態は、これは地位協定にはつきり書いてあるわけです。地位協定に従って置いていく、こういうことでございます。

何かマイナス面も相当ある、こういうお話でございしますが、マイナスもそれはありましょう。ありましょうが、とにかく五億六、七千万ドルもあるという膨大な資産のプラス面というものも考慮しなければならぬわけなのであります、そういうものも考慮いたしまして、また基地の問題、また特殊部隊をわがほうから依頼をして撤去させる、こういうような問題、それらを含めまして七千万ドルとした、こういうことでございます。

○西中委員 いままでの御答弁ではなかなかこれ

は理解したいのですが、私が言っているのは、基地に投資したばく大な軍事資産、これに金を払うのは非常に問題があると思いますが、それはそれとして、将来返還する際にその置いていくものについてお金は払う、これはそれなりのはつきりした合意なり何らかの了解事項というものがおそろくあったものと私は解釈せざるを得ない。ちっちゃな基地が一つだとか——一つでも問題は問題で、本質はかわりませんけれども、その膨大なものをそのまま、基地を撤去して引き揚げるときには一切そのままの形で残しておくというふうに書かれたのですから、あなたのほうはそれはそれなりの説明ができるはずでしょう。どうでしょう

か。

○福田田務大臣 それは地位協定が今度は沖繩に適用される、当然無償で置いていくということになるので、これははっきりしております。

○西中委員 またもとへ戻っちゃうのですよ。無償で置いていくのじゃない、いまのままで置いて

いくということになっている。無償はともかく横へおいておきましょう。それは地位協定では何の関係もないと最初にはっきりしているじやないですか。つづがそうがどうしようが、ともかくそれはこれとは関係ないことなんだ、返還時において無償であり、義務を負わないというのが地位協定の条文の解釈なんでしょう。それはおかしいですよ。

○福田国務大臣 地位協定は、米軍が引き揚げる際にその施設を無償で譲っていきます、こういう

ことになっているわけなんです。その状態は、今後沖縄から米軍が引き揚げる、そういう際に置いていく資産、そういうものにそのまま適用になるのです。少しも疑問はないところであります。

○西中委員 どうもそれは御理解いただけてないようですが、じゃかに一つのとえ話として、あそこは何らかの形で全部基地が破壊されたとして、そのままアメリカへ引き揚げていったときは、この金はどういう形になるのか。めちやくちやになったところ、先にお金を払ったという形に

なるわけでしよう、完全に。その点どうでしょう。

○吉野政府委員 われわれのアメリカに支払うべき三億二千万ドルの中には、民生用資産の引き受け、引き継ぎということで一億七千万ドルが払われております。ほかに、先ほど福田大臣もおっしゃられているように、七千万ドルという高度の政治的な金額もある。したがって、少なくともわれわれのアメリカ側に対して、資産、その引き受けのために支払うという額は一億七千万ドルプラスアルファという数字でありまして、五億ドルとか七億ドルの、アメリカのあそこに投資した軍施設全部について支払いを行なうわけじゃございません。

○西中委員 全部じゃないことはわかっていますよ。一部たりといえどもこれは血税ですよ、出すところは。そこで私は問題にしておる。むしろ私はこういう文書の中から何らかの了解が行なわれているのじゃないか。そうでなければ、こういうふうな明快に将来にわたったことまできちっと約束してお金を払うなんというものは、これはやはり問題が多いのじゃないか。はっきりしたものがないのにそういう話があったとかないとかということになった場合にはどうなるのか、これは非常に問題が多いと思います。

時間もないと迫っておりますから、私は引き続き次の機会にこれをやるとしまして、もう一つの疑問といいますが、変だなと思う話をお聞きをしておきたいと思ひます。

これは例の西山記者が七一年六月十八日に書いておる記事であります。さらに、対米支払いの総額は、この三億二千万ドルをはるかに上回る。沖縄返還にともない日本側は、米軍施設改良工事費の名目で、来年度から二百三十四億円（六千五百万ドル相当）の円を支払うことになったからだ。このカネは一応、米軍施設改良工事費となつてゐるものの、実際の使途は「米側の自由」ということのようにだ。この文章があります。かなり断定的に前段は書かれております。これははたしてこう

いうことがあったのか、なかったのか。またはこういう点はひょっとして実際問題として予算に別の形で組み込まれる危険性というものもありますので、私はこの際聞いておきます。これはどういうことになつてゐるのですか。

○吉野政府委員 その、先生御引用の新聞の記事は、必ずしも正確な事実の内容を伝えてゐるとはわれわれは考えておりませんが、いずれにせよ交渉の過程において、復帰時及びその後におきましてアメリカ側が沖縄の基地を整理統合する過程におきまして、かなりの代替施設の建設その他が行なわれることになるわけでございます。それに要する費用を先方は見てほしいということでございます。これはわが国といたしましても地位協定に従ひまして見るつもりである。先方はその額を大体当時の見積もりとして六千五百万ドルと見たということでございますが、これは何れも限度がある金ではございません。地位協定に従ひましてわれわれは支払つていきたい、このように考えております。

○西中委員 こういう話があったことは事実です。もう一ぺん確認しておきます。

○吉野政府委員 事実でございます。

○西中委員 私はこれは非常な問題があると思ひます。いままで四百万ドルが問題でございまして、この点についても沖縄国会では明確ではなかつたと思うのです。そしていまお聞きしますと、何らかの形で、そしてこの事実もあつたということですね。もう一度、その点はどうなんですか。

○吉野政府委員 これは協定とか約束とかいう意味ではございせん。御承知のとおりわれわれとしては沖縄における施設の整理統合してほしい。先方もそれは彼らの任務の範囲内においてやりましよう、しかしながらそれには新たな施設の建造を要する、そこでそれは地位協定に従ひましてわがほうも負担しましよう、こういうことでございまして、これは特別に取り立てて問題にすべき問題ではないのだからとわれわれ考えております。

す。

○西中委員 地位協定を適用するのは復帰してからの問題でありますから、それからの話でもこれはいいいわけですね、ほんとうを言うと。これは協定上には出てきてない。また付属文書の中にも出ておりません。いま聞いたところははっきりしてきましてたけれども、これも了解事項か合意事項か何か知りませんが、書類があるのじゃないですか、どうでしょう。

○吉野政府委員 その点は何ら政府間の合意はございせん。先ほど申し上げましたとおり、そのような形式のやりとりがございました。

（永田委員長代理退席、正示委員長代理着席）
それがわれわれとしては唯一の交渉の経緯でございます。

○西中委員 それでは六千五百万ドル相当の内容はどういうふうになつてゐるのか。私はむしろ地位協定第二条及び第二十四条の規定を見ても、アメリカに提供した後の施設、区域に対して補修、改良、新設、増設に対してわが国が財政負担する義務というものはないことは明らかだということに判断しております。この点について政府の第二条、第二十四条、この二つの解釈もあわせて説明をしていただきたい。そしてこの六千五百万ドルというのとは一体どこからそういう根拠が出てくるのか。あなたは先ほど肯定された。どういうものをどうするのですか、どういう基地をどういうふうに統合するのですか。

○吉野政府委員 これは具体的にはどのような基地をどういうふうに整理し、どのように統合するかということとは、何ら先方もわがほうに提示してませんでしたし、われわれもまたそのような要求をいたしました。先方もそれはきまつていない、こういうことでございまして。しかしながら、いずれにせよ、そういうもののために、相当の費用がかかるだろうということでございます。これは先生御指摘のとおり、地位協定の第二十四条の経費の分担の規定によりましてわがほうが持ち得るものは持つ、持ち得ないものは持ち得ない、こういう

ことであります。

○西中委員 委員長にお願いしたいのですが、いまの問題は、これは国家の財政に関する問題でございまして、もう少し明確に資料を出してもらなければ私は納得できない、少なくとも局長のほうからは肯定的なお話があつたわけでございまして、どういふ話に合ひになったのか、この点を資料としてお出しただきたい、このように御配慮願ひたいのですが、どうでしょう。

○吉野政府委員 これは単なる交渉の際のやりとりでございまして、特に差し出すべき資料もございません。なお、これは予算でございましてそのつど施設片が予算を請求することでございますから、その予算の際に審議していただく、こういうことになるだらうと思ひます。

○西中委員 予算関係の部分でございまして、しかも、これからこれを肯定的にあなは進めようと思はれてゐるのですから、これに対してははっきりとした答を出すのが当然じゃありませんか、そのようなことをやらないのは問題です。きちつとそれははっきりしてください。

それを委員長におはからい願ひたいと思ひます。

○正示委員長代理 私は代理でございまして、西中委員に申し上げます。この問題は、先ほど来アメリカ局長がたびたび言つておりますように、地位協定によつてどの程度日本側が負担するかということがいま問題でございまして、それがきまると、これは防衛施設庁の予算から出す問題でございまして、こういう回答をしておるうちに私は聞き取つたわけでございまして、したがって、きょうこの委員会が済みましたあとで理事会にも開かれることとございまして、その席でさらにこまかく、詳しく申し上げますから、その席でさらに、もう一点申し上げておきたいと思ひました。

う時間ありませんからこれ以上進めませんが、しかし、何らかの話し合いがあったことは事実、そして、あなたもそれを肯定された。私は、金額の積算とかそういうものは要求はいしませんが、しても、どういう経過があったのかということもまた資料として御提出願いたい、こういうわけでございます。そして、時間がございませぬが、先ほどの七千万ドルにおける限り、ばく大な軍事資産の問題、これを無償で置いていくことについて、もうこの重大な問題が暗黙の了解とされたのか、何らかの文書があるのか、この点私はまだ釈然としないものを残しております。さらにまた、いまの六千五百万ドル、これまたお話し合いをされたことは事実で、肯定をされました。すなわち、私たちが言いたいのは、こういうことについて、沖繩国会のこの答弁とは、かなりニュアンスが違つてきておるわけでございます。こういうような状態では済済というものは、非常に残念なことでございますが、私たちがいままでの議論というものが、非常に国会を軽視しておるように思われてなりません。今後外務省としてはその点は十分御反省を願いたい、このように思うわけでございます。

それでもう一つの問題は、昨日の決算委員会におきまして、わが党の委員が在日米軍の電話の使用料につきまして、これはいままでの政府答弁からいいますと、当然請求すべきものだという立場から一転して、帳消しというふうな、そして沖繩交渉と何らかの関係があるものではないかというように伝えられておりますが、こういう問題について、坂井委員からは、日米合同委員会の議事録の提出を求めております。これについてはまだはつきりした結論は出ておらないようでございしますが、私は、ここでこの合意議事録を含めまして、今日までの日米合同委員会における合意議事録といふものはほとんど出された、公表されたこととございませぬ。こういう際にも何年も何年もこの議事録といふものは秘密として置かれておるのですが、むしろ今回のこのような事件を契機

としてお出しになったほうがいいのではないかと、いうように思うのですが、この点はどのようにお考えでしょうか。

○吉野政府委員 この合同委員会の記録は、そのまま発表しない、不公表にしておくというのが従来の取り扱いでございまして、したがって、今回の点につきましては議事録を提出することはひとつかんべんしていただきたいと思います。

なお、御存じのとおり、合同委員会の議事録はそのつど要旨だけは発表しております。したがって、それによつて十分目的は達せられていられるとわれわれは考えております。

○西中委員 要旨ではよくわからない、できるだけわれわれとしては詳しく知りたい、そういう気持ちにあるわけですね。しかも古い資料をいつまでも秘密扱いにするということはないと思う。少なくとも秘密外交としてのいま批判を受けているところではございますから、むしろ積極的に出すべきではないかというように私は考えております。過去にやはり出されたという前例というものがあるでしよう、どうでしょうか。

○吉野政府委員 過去におきましても、国会の御要請によりまして要旨はすでに提出しております。これもその一つでございまして、このような要旨はときどきまとめまして、必要があれば提出できると思ひます。

○西中委員 もう時間も参りましたので、最後に外務大臣に一つだけ……

先ほどから事前協議の問題がいろいろございしました。きょうの新聞では福田外務大臣の十日の参議院予算委員会における事前協議再検討発言として、その意味するところはどうかというように伝えられておりますが、福田外務大臣が事前協議について再検討される、これはいろいろと先ほど具体的な問題の提起がございました。しかしこれは問題がかなりたくさんございまして、どういふお考でそういう発言をされておられるのか。簡単に言いますと、外務大臣は、悪くいえば、当面何とかこれは話をしようという事で、今日のこの事態を

あまり波立たせないように発言をしたのだという解説もございまして。それ以外に実際に取り組むとされるならば、たとえば岸・ハーター交換公文の改定を意味するものであるかどうか、または事前協議の運用のみを再検討されるのか、またはそのほか、在日米軍の戦術作戦行動、こういう具体的な問題についていろいろ国会で問題になっていることを一々チェックをされるのか、その辺のところはどういうふうにお考えになつてこの発言をされておられるのか、御説明願ひたいと思ひます。

○福田外務大臣 事前協議の基本的な考え方を要する考え方は持つておりません。ただ、その運用、適用ですね。これは国会でも皆さんからいろいろ御質問を受けて、そのつど答弁に当惑をするような状態でありまして、明確にお答えができるようにおさらばしてみたい、こういうふうな考へておる次第でございまして。

○西中委員 終わります。

○正副委員長代理 続いて、曾根益君。

○曾根委員 私は明日の連合審査会におきまして、外務省の機密漏洩問題について、言うならば本格的な議論、質疑を行ないたいと思ひます。で、きょうはその問題に深く触れるつもりはございませぬが、ただ昨日の参議院の段階でございませぬけれども、漏洩した電報、これは現状においては少なくとも三本というふうな承つておるのうが、そのうち二本は秘密を解除した、こういうふうな伝えられております。はたしてそうなのか。なぜ二本は解除され、三本目は解除されないのか。解除した基準はどうなのか。それから解除された以上は少なくとも直ちに国会、本院においてはこの委員会に解除したそのものをお出し願ひたいと思ひますが、その御用意があるかどうか、これをまず外務大臣から伺ひます。

○福田外務大臣 漏れておると考えられます電報が三本あるのですが、二つは往電でありまして、一つは来電であります。その往電の二つの分につきましては、すでに議員のほうからも公表されております。そういうことで私どもがこれを秘

密にしておく必要はない、こういうふうな考へておるからこれを解除した。それからもう一つの来電のほうにつきましては、来電がある事実これは議員のほうから公開をしておりますけれども、まだその電文の全容につきましてはこれを公表しておりません。私どもとしてはこれはまだ機密にしておく必要がある、かように考へております。

○曾根委員 そういたしますと、外務省の機密文書の扱いにはいろいろな基準があると思ひます。それで電文がそっくり出ると、やはり暗号保持上の機密を解除せざるを得なくなる、あるいはそれがばれた、こういう意味でばれたものだけはやむを得ず秘密から解除するのか、どういふ基準なのか。文書の内容の機密とそれから暗号の機密保持のための機密と両方あるのじゃないかと推測されるのですが、どうなのか。

○福田外務大臣 外務省の機密と申しますのは、これは申し上げるまでもございませぬけれども、人と人との話、それを電報に載せるといふケースが非常に多いのです。そういうものを一々公開したんじやこれは外交交渉はできない、こういうふうなケースが多いわけでありまして。今度漏洩したその往電ですね、まさにその点に該当する、こういうことで機密にしておつたわけでありまして、不幸にしてそれが漏れちゃった。もうこれを隠しておく理由もなし、隠しておくこともできない、こういうことになりましたので、この機密を解除する、こういうことになったわけなんです。

もう一つの問題は、暗号上の問題があるわけなんです。今度日本の電報を、秘密を解除するといふことになりましたと、暗号に大きな影響がある。この暗号につきましてはまた考え直さなければならぬというふうなこともなり、非常に当惑をいたしました。こういう状態でございます。

○曾根委員 これ以上きようは深くやりませんが、解除されたものをいまこに直ちに出していただく御用意ございませぬか。この私の質問中にでも、どういふものが解除されたのだから、それと議

員側が提出した、あれは委員会に提出しているのじゃないのですけれども、発表したいといひますか、それとの検討をしてみたいので、これを御提出願えますか。

○福田事務大臣 曾祿さんにお届けすればいい問題なんですか、あるいは委員全体に配れという問題なんですか。

○曾祿委員 委員会に御提出を願います。

○福田事務大臣 それじゃ委員会に提出をいたします。

○曾祿委員 それではそれを見た上であるいは質問を交えるかもしれませんが、私は他の問題について質疑を行ないたいと思ひます。

最初に、明十三日からチリのサンチアゴにおきまして国連の貿易開発会議が、第三回日の非常に重要な会議が開催されるわけでございます。この会議に臨む日本政府の基本姿勢、これについてひとつ外務大臣からここにはつきりと御説明を願ひたいと思ひます。

○福田事務大臣 いまお話しのように、このサンチアゴにおけるUNCTAD第三回の総会にはきわめて重大な意味を持つ、こういうふうな思ひます。つまり五極時代ともいわれ三極時代ともいわれますが、もう一つの極があるわけなんです。その極を度外視する世界政治、これは私にはあり得ない、こういうふうな思ひます。そういう意味合いにおいて、今回の会議は非常に重大だと思ひます。

特にわが国は経済的に非常に強大になつてきた。そこでよくれた国々から非常な期待を持たれるわけでありまして、これはもうアジアの国々にもとよりであります。アフリカの国々に至るまで、世界のすみずみから期待を持たれる。その期待を持たれる日本がどういふ姿勢を示すか、そういう意味合いにおいて、この会議はわが国にとりましては一つの試験の場でもある、そういうふうな基本的な認識を持っておるわけであります。

【正委員長代理出席、委員長着席】

そこでわが国といたしましては、いろいろこの対処の方針といふものを検討しておるわけであります。

まするが、その具体的なことは、これは愛知全権に御一任をいたしております。その会議における雰囲気、そういうものもとらえて出していかなければならぬ姿勢でございまして、これは一任しておりますが、問題は三つあるのです。一つは通貨の問題であります。一つは通商の問題であります。それからもう一つの問題は対外経済協力、こういう問題であります。

通貨の問題につきましては、これは昨年の秋世界の規模で通貨調整が行なわれた。そうしますと、これが大体十カ国蔵相会議においてきめられたというふうなことから、開発途上国のほうではかなりこれに反発を示したわけであります。それでおそらくこのUNCTADの三回総会でもこれが問題になるであろう、こういうふうな思ひます。その辺につきましては、私どもはこのUNCTADにおける開発途上国側の立場、こういうものに理解を示しながら対処していきたい、こういうふうな考えております。

それから第二の問題である通商の問題であります。これは特恵関税につきましては御承知のとおり状態となりまして、まあ関税につきましてもさらに問題もありません。ありますが、関税外の諸問題、開発途上国の商品が先進工業国によって受け入れられやすいような状態にすること、特に開発途上国は第一次産業製品が多ございまして、から、そういうものに對する対策をどうするかというところでございまして、これに對しまして、わが国は開発途上国の立場を尊重するかまをえをとりたい、こういうふうな考えております。

それから、第三に申し上げます国際経済協力の問題ですが、これはこの会議において最も大きな問題になるだろう、こういうふうな思ひます。これがわが国のまた試験の場であるというその意味合いにおいての問題点なんです。わが国はすでに量的にはアメリカに次いで世界第二の経済協力を行なえるような国になつてきましたけれども、しかし、その経済協力の規模よりも質の問題というのが論議されるだろう、こういうふうな思ひます。

質的側面からいいますと、わが国の経済協力というものは、まだ世界に對しまして誇り得るような状態ではない。むしろ批判を受ける状態でもある。こういう情勢下において、わが国がこの会議においてどういふ対処の方針を示すのか。これはもう申し上げるまでもございせんけれども、政府開発援助、この比率を高める問題です。これがわが国の財政と関連いたしまして大きな問題であります。これに對してどういふような受け答えをするか、これは愛知外務大臣に一任をいたしております。それから、政府援助の条件でありますとか、そういうことにつきましては、大体愛知外務大臣に基準を示しまして、それで応待するよう、こういう指示をいたしておるわけであります。

いずれにいたしましても、その三つの点が大きな課題になる。その三つの点につきましては、ただいま申し上げましたような姿勢で対処する、こういうかまえてございまして。

○曾祿委員 何といひましても、わが国の基本的な対外姿勢の重要な柱として、特に開発途上国からエコノミックアニマルだ、日本だけのことを考へてゐるのではないかと、とかくこういう非難もあります。また、實際上の日本の経済侵略ではないかという誤解等も、援助といひながら非常に重要な点に問題があるわけです。これは非常に重要な段階でありますから、いま大体三つに分けられました問題の中で、まず開発援助のことについて私からさらに伺いたいと思ひますが、お話のように、わが国の援助の額からいへば、七〇年におきまして十八億二千四百万ドル、GNPの〇・九三%、大体額においては世界第二位だといつていばつてゐるようでございます。この前の会議のGNPの、現実には大部分がいわゆる輸銀の借款でございまして、それは結局、日本のビッグビジネスがあるいはプラント輸出あるいは造船等のクレジットのあれであつて、ほんとうに開発途上の社会的発展あるいは地場産業の開発等にプラスとは必ずしもいえない、こういううらみがございました。

したがって、大部分が輸銀のクレジット、それが十億四千四百万ドル、いまの大臣の言われたように、その中で政府の援助が、これは全体で四億五千八百万ドルにすぎない。全体では総額の四分の一である。しかも、その中の純粋の贈与はたった一億二千万ドルにすぎない。この点から見ますと、なるほど総額では世界第二位といひながら、その開発途上国、受け入れ国から見ると、いかにもしわい、けちな政府援助であつて、政府援助としては実はGNPの、これは七一年度の計算のようでありまして、GNP対比はたった〇・二二%にしからざる。フランスは〇・六五%、オランダは〇・六三%、先進国平均が〇・三四%、これから比べると非常に低い。むしろ政府援助からいへばわが国は第十三位。この中には、先進国の中には自分の旧植民地に対する援助等政治的理由もありましようが、それにしてもあまりにも政府援助が少な過ぎるではないか。これが非常に大きなポイントでありまして、少なくともこの点について〇・七%までGNP対比でやらなければならぬというこの要請にこたへる、この問題があるわけでありまして。しかし、これは単に総額の問題ではなくて、対外経済援助あるいは技術援助の姿勢そのものを根本的に直す。日本の貿易促進あるいは向こうからローマテリアルを取るために必要な開発だつたら幾らでも金を出すというのではなく、もっと開発途上国のために、その社会的経済的進歩、南北問題の解決に持てる日本が応分の役割を演ずるのだ、だから政府援助を多くするのだという基本姿勢がなければならぬ問題じゃないか。さらにまた、この借款にいたしましては、やはりわが国の借款の条件そのものが、現状においては平均年率は三・九%、期限は二十一年、四年、据え置き期間が六・七年でございまして、これは先進国の平均が年率二・八%、期限が二十九年、据え置き期間が七・四年、こういう点から見ても先進国水準じゃ全然ないのだ。クレジットの内容を見てもそういう点があまにも

露骨にあわれていると思うのです。これをどう考えるか。

単に愛知——あなたは愛知外務大臣と言われたけれども、前外務大臣ですが、それにまかさないで、これこそ日本の姿勢を正す非常に重要な、ことに国連としては第二のいわゆるデケード、十年計画のスタートにおける七〇年代における重大な、そして日本の姿勢が非常に問われているときに、この政府援助の内容を非常に大きくする、そういうような対外援助の姿勢そのものを直す。クレジットにしてもっとベターな条件を出す、こういう対外援助の姿勢そのものを基本的に直す。その結果が、いま直ちでないにしても、GNPの〇・七％が政府援助だという理想をはつきりこの機会に対外的にも打ち出す、こういう姿勢が必要であらうと思うのですが、その点だけに限って大臣のもう一ぺんの確たる方針をお聞かせ願いたいのであります。

○福田外務大臣 政府開発援助は、これは非常に財政資金を要する問題なんです。これは金融資金の問題じゃない。一昨年、一九七〇年度でいいますと、約千億くらいを使っておるわけです。それがかりにいまお話の〇・七の目標に達する、これを目標一九八〇年というふうに設定いたしました。これをきいてみる、その場合にはGNPがどういふふうにかこれから伸びていくかというのを想定しなければならぬわけでありまして、かりにノミナルで一三％成長だ、こういうことを前提にいたし、一九八〇年にGNP〇・七の政府開発援助を達成するということにいたしました。この千億円の額が実に九千億内外になるわけなんです。それが財政資金を必要とする、こういうことになる。そこで〇・七％、なかなかこれは容易ならざる数字なんです。であります。開発途上国は一致の意見といたしまして先進工業国に〇・七％の援助の要請をしておる。そういうようなことを考えますと、この要請を度外視するというわけにもいかぬ。しかし〇・七％という目標を日本として承諾をするということになりますと、それを達成する

期限を示す必要があるかと思うのですが、そうなりますとこれはかなり大きな財政負担を年々積み重ねるという問題があるのです。期限を示さないでわが国は〇・七％達成しますと言うと、たいへん問題がばやけてしまう。イギリスなんかはそういう同じような悩みがあるんだと思います。そこで〇・七％ということを言わないようなんです。中間の数字を言ひまして、中間の年度、何年先にはこまごまいきますというのを言っておりませんが、わが国においてどういふふうにしたか、これは愛知代表がその場の空気をみてひとつ対処していただきたい、こういうふうに出ておるのです。わが国としては先ほども申し上げましたとおり、開発途上国に対してこれは世界的な課題としてわが国として答えていかなければならぬ、こういうふうに出ておられますが、その辺で御理解を願いたい、こういうふうに出ておられます。非常に積極的にしかも勇気ある態度をもってこの会議には対処するつもりでございます。

○曾根委員 会議におけるやりとりについては語弊がありますけれども、〇・七％にしても期限の問題がからんできません。そこには先ほどのデクニクスの分野もありますからこれは出先の代表でもけつこうですけれども、外交政策の大きな柱の一つとして、それは対米外交、対中国外交、対ソ外交、平和外交、安全保障の外交、いろいろございいます。しかしもう一つの柱はやはり南北問題に對する日本の姿勢を外に示した国内の姿勢もそういう点に国民の協力を求めるという大きな姿勢が必要ではないか、こういう意味で特に強調したわけですね。これは息の長い政策目標としてひとつぜひ真剣に取組んでいただきたいわけですね。対外援助のそういったような政府援助及びクレジットの内容の改善のほか、いま御指摘のように通貨問題についても、たとえば開発途上国側からはSDRについてもこれを何とかひとつ開発のほうにリンクする方法を考えてくれ、こういうようなこともあります。また援助についていわれることもつきでなく、日本のやつは全くひもつきで、

原料は開発して持つていってしまし、それで日本の商品はゴリ押しで押しつける、いわゆるアンタイドエードというのがない、ひもつきをやめろという、これはむろん貿易の問題になりますけれども、基本精神においてやはりそういうたようなエコノミックアニマル、日本商品はほんらんだけを目的にしないような態度が必要ではないか。通貨の問題及びひもつきの問題、この点についてはどうお考えですか。

○福田外務大臣 ただいま御指摘の条件の問題それからアンタイドの問題、それはお話しするような態度をもってこの会議に臨んでおるはずでございます。

○曾根委員 商品の問題につきましても、先方はやはり第一次産品の価格の安定という点から非常に望みを持っておりますし、また向こうの一次産品の買いつけについてやはり割り当て制度ぐらいたはつきりしてもらいたい。マーケットシェアリングといいますが、そういう希望もあるようでございます。

○平原政府委員 お答えいたします。

一次産品のアクセスの問題にしましては、わが国は農産物を中心といたしまして過去数年間開発途上国からの輸入が逐年ふえておるといふ実績がございますので、この点を今後とも努力するということははっきり言えるわけでございます。なお開発途上国からの輸入のシェアをどうするかという問題にしましては、商品協定のな需給関係の調整という点にはわが国といたしましても相当積極的な面が出せるかと思ひますが、御存じのように、一方自由化要請ということもございまして、グローバルの割り当てというものを一般的にわが国はいたしておりますので、これを開発途上国にはつきりした形でシェアをそれぞれ与えるということとは実際問題としては一般論からいって非常にむずかしい、むしろ商品協定のな需給の調整という面で開発途上国の希望というものをある程度かなえる方向にいきたい、こういうふうを考えております。

○曾根委員 最近のいわゆる南北問題の中に、開発途上国の中に先発のグループと後発のグループとの間にかんがりの利害関係の衝突が起こっているようであります。わが国としては何といつても地理的な関係もございまして、アジア特に東南アジア等の途上国を中心に考えてきたことは、私は間違っていないと思ひます。しかし、同時にわが国の援助に対する国際的な割り合い、役割りからいって、それだけにとどまらない、やはりグローバルな見地からの援助にもむろん加わるといふ意味で——日本だけがじやございませんが、加わる必要に迫られているのじやないか。その点について後発途上国とそれから先発のグループとの関係、それから日本としてアジア以外の途上国に對する態度、これについてどうお考えですか。

○福田外務大臣 先発、後発の関係につきましては、やはり先発というか、テークオフの段階に入つた途上国、そういうものにつきます。後発国に對するよりは条件において差異が出てくるとか、やはりその相手国の状況を配慮しながらやっています。つまりわが国の財政にも限りがあります。そこで、なるべく先発の国にはわが国の財政負担を軽くして、その分を後発のほうへ回す、こういう配慮をするわけです。

それから地域的に見ますとやはりアジアの諸国、これはわが国の安全というような問題あるいはアジアの平和というような問題、そういう問題にも関連のある地域でございますので、特にいままで配慮をしまいたつたわけでございまして、これも、これはいま曾根さんの御指摘のように、いまわが国はアジアの日本という立場ばかりじゃありません、やはり世界の日本である、世界に使命を持った日本であるという立場でもあります。最近ではアフリカの諸国なんかも非常に多くの接触を持ってくるようになってきております。南米についてはもとよりでございます。また中近東諸国、これにも接触を持つ、こういうふうになつてつづつある。世界じゅうのおくれた国々に對しましてわが国の経済力を背景としての奉仕、これを

いたしたい、かように考えております。

○曾根委員 次に、日ソ関係ですけれども、最近ソ連側の平和条約及び領土問題に関する考え方に若干弾力が出てきたようにとられる節々がなきにしもあらず、領土問題はこれは解決済みであるというよりも、この問題を踏まえた平和条約の問題について話し合いをしよう、これはもう本年の終わるころまでにはやろうというこの合意があったわけですが、あなたのほうの外務省に得られてる現在の時点における情報から見て、領土問題について従来の硬直した姿勢に弾力性が出てきたというように、何かめどといえますか期待といえますか、ございますか。いかがでしょう。

○福田国務大臣 日ソ領土問題につきましてはソビエト側に微妙な変化が出てきた、こういうふうに見ておるのです。それは何かと申しますと、平和条約交渉、これはもう領土確定交渉である、こう言ってもいいぐらいなものであります。その平和条約交渉を年内に開きましよう、こういうことを言うようになってきたことですね。これは私は、たいへん大きな変化である、領土問題について微妙な態度の変化がある、こういうふうに見ております。

しかし、さてこれが具体的に一体決着がつくかどうか、こういうような角度になりますと、これはなかなかまだまだ容易ならざるものがあるのじやあるまいか、こういうふうに見ておるのです。日ソ関係全体としますと、これは最近のブレジネフ演説なんかを見ましても、日本に対して非常に親近感のある演説をいたしておる、あるいはソビエトと関係のあるいろいろな国々からの情報によりましても、わが国に対するソビエトの態度というものは非常に顕著な変化が出てきておる、こういう状態でございますが、さて領土の問題になると、それが直ちに領土問題に反映してくるかということになりますと、私はそれは楽観はしてない。やっぱりこれは一億国民全体が火の玉のようになって今後しばらくソビエトに対して要請をし続ける、こういう姿勢がますます必

要になってきた、こういうふうに考えるわけであります。

○曾根委員 話題を変えまして、キッシンジャー特使が日本に来るのをおくれるようになったというのをききょうのニュースで聞いているのです、日本側にどういうような通報があったのか、お知らせ願いたいと思います。

○福田国務大臣 諸般の情勢によりキッシンジャーの来訪がしばらくおくれる、こういう旨がキッシンジャー氏から牛場大使のほうに通報があった、こういうことでございます。ただ、これはおくれるのであって取りやめということじゃないようです。

○曾根委員 大体、たとえば五月の上旬までとかそういういつまでというところは言っていないわけですが、当分というところ、むろん氏が来ることは変わりはないけれども、当分ということとで不特定の期間なんですか。その点どうなんでしょうか。

○福田国務大臣 キッシンジャー氏はいつまで延ばすのだというところは特定をいたしておりません。おりませんが、これは私のほうの期待ですが、どうせキッシンジャー氏が来られるなら、これはニクソン大統領のソビエト訪問前に来ていただきたい、こういうふうに見ております。これは私の希望でございます。

○曾根委員 申すまでもないのですけれども、当分おくらした理由について、やはりベトナム問題というように最大というかほとんど唯一の原因ですか。そこら辺についてお差しつかえない限りおくれた理由について御説明願いたいと思います。

○福田国務大臣 キッシンジャー氏がおくれました理由につきましては、諸般の事情により、こういうことだけしか申し上げられませんが、私の想像ではベトナム問題であらう、こういうふう

に存じます。

○曾根委員 最後に、実はこの前の本委員会におきまして、アメリカは最近の日本の商品の輸入に

対してまたまたいろいろな方面から輸入制限等の方法をとってきておるようだ、またダンピングの問題についても触れて私から御質問いたしました。はたせるかなと言つては言い過ぎかもしれませんが、昨日以来の新聞等の記事によりまして、ダンピングに關してもとも米財務省は、もう三月末に新しいドルレートで計算した輸出品の輸出価格がもしその商品の国内価格を下回っているような場合にはダンピングとみなす、こういうような運営規定をはつきりきめて、そういう方針に基づいて一般的に日本側、これは日本側だけにきかないかもしませんが、これはどの商品に対してもそういう態度をとるのでありましようが、通貨調整をやった国に対して通貨調整による円等の切り上げに伴う価格調整がほんとうにできてないような場合にはダンピング税をかける、こういう姿勢でわが国のほうにも申し入れたという記事がありました、その実情並びにこれに対する政府の基本的な対処の方針をお聞かせ願いたいと思

います。

○平原政府委員 お答えいたします。

最初先生の申されました三月末のアメリカの財務省の発表でございますが、ただいまおっしゃられましたとおり公正価格を下回る販売、すなわち、いわゆるダンピング問題の基準をいたしまして、通貨調整後その通貨調整がはつきりと反映していない場合、これもダンピングと考えられるかもしれぬ。英語ではすべてクッドという過去形にいたしまして、はつきりとそのとおりであるとは言い切っておりませんが、財務省の発表をいたしましては、そうなりかねないという基準を示しております。これの意味いたしますところは、発表自身は電報にいたしましてわずかに三ページくらい簡単なものでございまして、先生御心配のとおり、わが国の場合も含めましてこのようなのはたして白か黒かというような判断の基準というものが実際の商売、貿易上必ずしも実際的でない

ままに、もしこれを型どおり実施された場合は非常に困るわけでございます。そこで、幸いに

昨年のサンクレメンテの会議におきまして日米双方の間に於いてこのアンチダンピング問題を今後協議しようじゃないかという話がございましたので、その第一回の会合を、これはアメリカ側の申し入れではございませんで、日本側からサンクレメンテで話し合ったアンチダンピングに關する日米協議をすぐ開こうではないかということをお申し入れたわけでございます。そしてけさアメリカのほうから返事が参りまして、今月の二十七日にその第一回の会合をワシントンで開こうということに同意してまいりました。したがって、この日米協議を通じて、私たちといたしましては、先方がこのような基準に基づきましてどれほど実際的にやろうと考えておるのか、またその考え方につきまして、いろいろ不当と考えるような点がございしますので、その点についていきたい、そのように考えておる次第でございます。

○曾根委員 これでやめますが、先ほど冒頭にお願いたしましたこと、外務省から、機密を解いた電報を本委員会に私の質問中にお配り願うと言ったんですが、それはどうなんですか、お確かめ願いたいと思います。

○櫻内委員長 ただいま取り寄せておるそうでございますので、委員会終了までに間に合わせたいと思

います。

○曾根委員 場合によつたら、そのことについて一言二言質問する権利を留保して、これでやめます。

○櫻内委員長 松本善明君。

○松本(善)委員 秘書文書問題も非常に大事であります、明日も連合審査が行なわれますので、きようは事前協議の問題について外務大臣に伺いたいと思

それは事前協議の配置の変更に関する基準、事前協議を要するような部隊の規模についてですね。一個師団云々というようなことがありますが、この問題について、アメリカ側は、日本との間に了解はない、日本の国会でたびたび言明がなされているという、それだけである、そのジョンソン次官のサイモンソン委員会での答弁を引用いたしまして外務大臣にお聞きした、覚えておられると思いますが、そのときの外務大臣の御答弁は、「日本政府の解釈が公式に記録されたと思う。」とまで言っているのですから、非常にはっきりしておるのじゃないか、「それできわめて事は明快じゃないか、そういうふうに考えております。」というふうな答弁でありました。時間がないために、それ以上詰めませんでしけれども、これはいままでの事前協議についての政府の答弁とは全く違うわけですね。日米間では口頭了解がある、この配置の変更に関しては、それで一貫をしまし、りました。そういう意味での拘束力のある紳士協約があるという説明でありましたけれども、そういうものに違反をすれば、口頭了解でありましたもそれに違反をすれば、条約の義務違反になるほどの重大な問題であります。それをアメリカのほうでは、そういう口頭了解はないと言っているわけですね。これは、藤山・アイゼンハワー口頭了解をアメリカ側が意に介してないということなんですね。これは外務大臣がこの三月二十五日に言われたようなことでは済まない問題であります。この点について、日本政府が何らかの意思表示をアメリカに対してしたかどうか、この点を伺いたいと思います。

○高島政府委員 ただいまの御質問で、配置の重要な変更につきましては政府の従来の見解についてのお尋ねでございますけれども、この点につきましては、従来からしばしばお答えしておりますとおり、陸上部隊の場合は一個師団程度、その他云々ということでは日米間の了解がなされているということをお答えしております。

ただいま、サイモンソン議事録の御指摘のやり

とりの部分につきましてはこれと違うではないかというお尋ねでございますけれども、このやりとりの全体をお読みいただきますれば、米側としても、いまさき述べましたような、日本政府が従来申し述べております見解で十分了解しているというところは了解いただけるんじゃないかというふうに思います。

○松本(善)委員 これは、サイモンソン委員会の議事録を読めば、そういうものではない、基準はないということをはっきり言っておるの、いまの答弁ではとても満足できないということだけを言っておきましょう。

それから外務大臣は、アメリカ側とこの際事前協議問題についていろいろ全体話し合ってみるという話でありました。ところがジョンソン次官はサイモンソン委員会というふうな言っており、米政府も日本政府も、あらゆる種類の不測の事態を想定し、いずれかの政府が事前協議が正式に採用されるべきであると考えざるやうな状況に陥つて、あらかじめ確固とした了解に達しておこうとしたことではない、と言っている。要するに、事前協議問題についてあらゆる状況に陥つて、あらかじめ確固とした了解に達しておこうとしたことはアメリカ側は考えていないんだ、そういうことはアメリカ側からするならば融通無碍で、これはアメリカ側からするならば融通無碍で、この事前協議にかかると、かからないかの、この点、そうして自由日本に基地を使えるというのでアメリカ側としてはこういう考えに立つてあるというところは十分に理解できる点であります。けれども、けしからぬことであると思われ、そういうことを考えるのであらうと思われ、日本政府は、本来その具体的な基準をきめて明確に、これは日本が戦争に巻き込まれるかどうかという非常に重大な問題でありますから、本来、いままでに明確な基準をアメリカとの間にやっておくべきであった。なぜいままでそういうことをやらなかったのか、この点については外務大臣はどうお考えか、お聞きしたいと思います。

○福田國務大臣 非常に抽象的でありましてけれども、明確な基準が設定されておる。これは御承知のとおりです。ただ、安保条約締結後十二年にもなりましたから、いろいろのことが考えられる、御議論もある、そういう際に、私も皆さんに対して明快な答えができるようにしておきたい、こういうふうに思っています。おさらいをしてみたい、こういうふうに考えておるんです。その際、あなたからこの前ずいぶん粘り強く聞かれましたね、駐留のこと、これなんか明快にしておきたい、こういうふうに考えております。

○松本(善)委員 抽象的ではあるが明確な態度がきまつているというふうに最初に外務大臣は言われましたけれども、やはりそうではないから、先ほど来あるいは今国会でも外務大臣がいろいろ答弁に困つたりする、それで明確にしたい、こういうことでしょうか。私はその明確でない、むしろあいまいなことで、これは役に立つたか立たないか空文化されているという非難が非常に強くある。それは、そこに原因がある。その点ははっきりしておかなければならない。

それから、いま私が申しましたように、アメリカ側ではそういうものをつくりたくないというのが基本的な態度にあるわけですね。外務大臣、もし日本側がそういうことを話し合おうとすれば、日本側から明確な、こういうときにははっきりしてやらなくちゃ困るということについての日本側の態度をきめて、そうしてアメリカにこうしろ、こういうことを要求しなければ、これはとてもできる話ではないのです。外務大臣、そういうものを日本側として、こういう場合、こういう場合はきちっとさすんだということ、そういう作業をするというお考えがあるかどうか。

○福田國務大臣 松本さんと私は、立場がどうも少し違うようですね。あなたの場合は、おそらく安保条約不要論だ、廃棄論だ、こういう立場のようには思いません。私も、安保条約はぜひともこれは必要なんだ、こういう見地です。ですから、そういう立場に私は立ちまして安保条約

をいかに円滑に運用するか、こういうことでアメリカ政府と話し合う、こういうことでありまして、安保条約不要論、廃棄論、そういうようなことを前提としたし、話合いはいたしませんです。

○松本(善)委員 それはもちろん、外務大臣と私は立場が違います。違いますが、事前協議の運用について政府はどういうふうなやうとしておるのかというのを聞くためにこの委員会をやっているわけですね。その立場が違うからというわけにはいかないで、私のお聞きしておるのは、日本側から事前協議についてこういう場合とこういう場合はきちっとかけろということをお願いにきめて、そうしてそれをアメリカ側に要求していくというやうな態度でやるか、そういうお考えかと、こういうことを聞いています。

○福田國務大臣 そのことを申し上げておるのです。私も、アメリカと話をするのであるから方針がなければならぬ。しかし、その方針の内容は、松本さんのおっしゃるやうなあるいは期待されるやうな内容にはなるまい、というように思っています。

○松本(善)委員 安保条約を円滑に運用するという方向で話し合うと言われる外務大臣の先ほどの御答弁は、結局アメリカ軍が自由に動けるやうにということではないかという私は非常に危惧を感じます。

さらに伺いたいのは、事前協議の系統について先ほど議論が出ました。形式はないのだというやうな話がありました。これは三十八年の三月二日の衆議院の予算委員会が中川条約局長が、二つの場合が考えられる、一つははっきり事前協議だと申し入れのある場合、もう一つは事前協議とは言わなくて実質がそれに当たる場合や事前協議になるだろう、こういう答弁がありました。事前協議と明示しないで事前協議になるやうな問題が日本側に言われた場合、そしてそれを異議を言わないということによって事実上了解するやうなやうな黙示の了解ということ、この問題について

てはあり得ますか。

○吉野政府委員 この問題は、おそらく日本の基地から直接戦艦作戦行動に発進する場合に関する事前協議だろうと思いますが、そのような場合にはわがほうはイエスもあればノーもある。したがって、イエスと言うかノーと言うかどちらかしかないのだろうと思います。したがってそのイエス、ノーを断示で言うかあるいははっきり言うかというだけの話だろうと思いますが、普通はそういうものははっきりイエスと言うかあるいはノーとはっきり言うかどちらかではないかと、われわれ頭の中で考えれば考えられるのじゃないかと思ひます。

○松本(善)委員 いまの答弁は、そうすると、一応断示ということもあり得るけれども、普通の場合ははっきり言うのだ、こういうことですか。

○高島政府委員 私、中川元条約局長の御答弁の趣旨がどういう意味か、いま記録がないのでわかりませんが、この事前協議の問題に関しまして、政府の態度が断示でなくて、断示でイエスとかノーとか言うことは考えられませんか。すべて明示的にイエスあるいはノーと言うことだろうと思ひます。

○松本(善)委員 四月八日の参議院の予算委員会、今回の米軍のベトナム出撃について、外務大臣は、米軍から空軍の移動について六日に通告があったという話でありました。この内容をちよつとお聞きしたいわけですが、だからだれにどういふ内容の話があったか、まず伺いたいと思ひます。

○福田国務大臣 スナイダー代理大使から私に対して通報があったわけですか。

○松本(善)委員 どういう内容の話ですか。

○福田国務大臣 話は、岩国にあるF4飛行部隊を中心にして、あそこにある空軍関係が南方に移動をいたしますと、こういうことです。

○松本(善)委員 このことについて、戦艦作戦命令を受けているかどうかという点に關して、日本側から聞いたかどうかという点であります。これ

は明確に戦艦命令を受けているかどうかという点をそういう形でお尋ねになったのでありますよ

○松本(善)委員 三月二十五日の外務大臣の私に對する答弁によりますと、從來聞いたことという

ことはしなかったし、今後もないだろ、しかし万一それを疑わしめるような事態があればアメリカに問いたすこともあり得ようという答弁をされました。今回聞いたことだと思ひます、うきわめて例外的な場合だということだと思ひますけれども、米軍の移動が戦艦作戦行動と疑わしめるような理由があったからなのか、あったと思ひます。

○松本(善)委員 米軍は、艦艇にいたせ飛行機にいたせ、それはその場所へべりつておるとい

うわけではないのです。これは艦隊あるいは航空部隊の性格上各所を転々としておるわけなんでありま。その一々の場合に、あの移動はあるいは移駐はどういう性格のものだ、こういう問いた

しはいたしません。ただ、岩国の今回の場合は、向こうから事前協議の対象ではないけれどもわざわざ通報してきた、そこでこれは事前協議該当事項かと思ひまして、私のほうから特に、これは戦艦作戦命令を受けておる行動であるかどうかという点を問いたした、こういうわけなので

○松本(善)委員 外務省の政府委員の答弁によれば、結局日本の基地を離れるときに戦艦作戦命令を受けていたかどうかということが基準であるといふことで、一貫した答弁であります。そういうことになりま。基地を離れてから戦艦命令を出すという点について米軍が注意をいたさえるならば、日本の基地から自由に出撃すること

とができる、米軍はそのことを気をつけていさえすればいい、日本の基地に在る間は戦艦命令を出してはいかぬ、離れてからそれを出すべきだ、こういう注意だけでこの事前協議事項といふことは

済むということになりませんか。これは自由出撃といふことを結局は認めるということにはならないでしようか。その点について外務大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○松本(善)委員 その辺が私ははっきり割り切つて考える必要がある、そういうことなんです。つまり、岩国から飛行隊が南方に移動する、これはいろいろの場合に移動があるだろ、と思うのです。いままたまたベトナムで戦争がある、そこで問題はありますが、しかし平時におきましても、ベトナムでああいう事態がない場合におきましても、あるいは演習とかなんとかいうことで移動といふものが行なわれるのです。そういうことで移動といふ線を引くか、こういう問題であります。や

はり私は、わが国の基地を利用いたしまして戦艦行動をやるあるいはやらないうか、その辺が境界線になるのじゃあるまいか、そういうふうに向うのです。そういうことで從來とも政府の答弁は一貫をいたしておる、そういうことでござい

○松本(善)委員 政府は、安保条約は脱法行為を前提としないという立場の答弁をずっとやってきたが、結果的に戦艦作戦行動のために日本の基地が使われたといふことになるならば、これは当然事前協議の対象にすべきであると私は思ひます。もしそうでないならば、その脱法行為、いま私が申し上げましたように、基地を離れてから戦艦作戦命令を出すといふことさえ守れば自由にな

る、脱法行為自由自在、こういうことになる。これは結果的に戦艦作戦行動の基地に日本を使つていふというふうな判断ができる場合は、日本側から強く主張してそれをチェックするといふのが当然のことではないかと思ひますが、その点について外務大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○松本(善)委員 その辺も私は松本さんと立場が違ひます。私も日米安保条約を結んでおる、日米関係は非常に強いきずで結ばれておる、こういうことでありまして、アメリカが言うことを信頼する、そういうことであります。結

果がどうなるか、その結果までその結果が予測し得ない段階において判断することはできない、そういうふうに向うのですが、どうも結果まで想像して事前協議の対象に加えるべしという御議論になりますと、私もなかなか御賛同できない、こういうふうに向ひます。

○松本(善)委員 結局、外務大臣の御答弁では、アメリカ軍の自由出撃を認めるということにならざるを得ないといふことを私は指摘をして、質問を終わります。

○櫻内委員長 橋崎弥之助君。

○橋崎委員 官房長官に緊急にお伺いしたいことがあります。外務大臣の御時間もあるようですから、手短かに言ひます。

本日午後二時半過ぎ、警視庁の捜査二課長高田さんから横路議員のところへ、この問題に對して参考人としてお会いしたいという申し出がありました。御存じですか。

○竹下国務大臣 初耳でございます。

○橋崎委員 われわれは、いまやこの横路君の問題は横路個人の問題ではなしに、社会党全体のものとして受けとめております。したがって社会党の立場でこれは拒否をいたしました。その理由としては、暹羅元外務事務官及び西山記者を公務員法百条あるいは百一条で逮捕することすら違法である、われわれはそういう立場に立つておる。したがって、そのような違法の捜査にわれわれは協力することはできない。ましてや憲法で保障されたわれわれの国政調査権に對して警察権力が干渉するときは、断じて許されぬ。こういう事態に對してどう思われますか、官房長官。外務大臣も同時にその御見解を承りたい。

○竹下国務大臣 これは捜査中の事件でございますので、政府としての論評は差し控える、こういうことを今日まで貫いてきております。いまの件につきましては、私には今日の段階、全く初耳の話でございますので、特に私の政府としての論評は差し控えていただきたい、このように思ひます。

○福田外務大臣 私としても大体官房長官のお答えと同じですが、よもや警察が国政調査権に介入する、こういうようなことを考えているとは、私は思いません。

○橋崎委員 事国会議員に対する問題に発展してきたんです。この問題は捜査段階でも何でもない。官房長官も国会議員でしょう。そういう立場からこのような事態をどう思われますかということ、見解を聞いています。

○竹下国務大臣 率直に言って事態の認識が私にございませんで、政府としての論評は差し控えていただきたいと思います。

○橋崎委員 われわれが拒否しましたら、聞くところによれば、今度は警視庁ではなしに、警察庁からも同じような申し出がある予定のようでありま。

これは緊急の問題でございますから、特に委員長のお許しを得て、中谷議員の関連をお許しいただきたいと思ひます。

○櫻内委員長 関連質問を許可いたします。中谷鉄也君。

○中谷委員 官房長官は事態の認識について認識が欠如しているから論評を避けたいと言われましてね。しかし問題は、いま橋崎委員が申し上げたとおりなんです。事国政審議権に關して、国会で議員が取り上げたその国政審議権の前提であるところの、所持しておったところの資料、収集した資料等について警察がとやかく言う、参考人としての出頭を求めるなどということが現に横路君に對して行なわれておる。しかし官房長官としては論評できるはずで、国政審議権をそのようにかつこうでやることは、警察が侵すことになりません。なるじやありませんかというのを私は明確にお答えいただきたいのです。国政審議権については憲法の規定があります。しかし私はここで憲法論争をあなたとしようと思ひませんけれども、明らかにいま申し上げた事実が真実の事実です。この事実についてあなたの御見解を述べていただきたい。私がお尋ねしたいことは、まずその

点です。

○竹下国務大臣 私もまだ考え方の整理ができておりませんし、どういふことでそうなりましたものやら、特に私自身その間の法律的知識も乏しいでございますし、いま私が官房長官でございますので、その点は差し控えていただきたいと思います。

○中谷委員 では、もう一点申し上げておきます。事実関係はそういうふう非常に明確な事実ですね。そういう事実認識というふうな問題じゃない。そういう事実関係に基づいて法律的な評価をお願いし、見解を述べていただきたいと思います。

そこでも重ねてお尋ねいたしますけれども、国会は国権の最高機関。そうしてその国会と行政府との関係については、国会議員たる者、国務大臣たる者は常に考えておらなければならぬ問題じゃないやありませんか。何も事新しくこの問題についての見解をどこかで相談してこなければ述べられないという問題じゃないと思ひます。これはまさに政治の姿勢に關する問題です。その点についての御見解を述べていただきたいと思います。

○竹下国務大臣 国政審議権また国会が国権の最高機関である、そのことは私も十分に知しておるつもりであります。しかし参考人として横路議員をどのような形で、何を背景にお願いしたかというものが全く今日私にも知識がございせんので、これに對する私の見解の表明は差し控えてさせていただきます、このように思ひます。

○橋崎委員 御案内のとおり、行政、司法、立法は分立しております。本件はまさに憲法でも保障された国政調査権に基づく立法院の本来の仕事である。われわれ議員の本来の仕事である。それに對して司法が介入することがあつていいことですか。その御見解を承りたい。

○竹下国務大臣 三権分立の厳然たるたてまえ、これは私も理解いたしております。しかし何回も

ばかりの一つ覚えのように申し上げるようでありますが、全く事実認識がございせんので、私がこの場で論評することは差し控えてさせていただきますと思ひます。

○橋崎委員 それは論評すべき性質のものでないという意味なのか、いま急に聞いて、事態がよくわからなからいまは論評できないという意味ですか。

○竹下国務大臣 それは事の実態によりまして、私が事実関係を私なりに認識した場合、一つの見解を申し上げることも可能であると思ひますが、また別の意味において三権分立—今日事件が捜査当局にゆだねられておる場合、その内容によつては論評を差し控えなければならぬ場合もある、このように思ひます。

○橋崎委員 法制局の御見解を承りたい。

○眞田政府委員 私も事案の事実関係については全くタッチしておりませんので、一般論として、いまおっしゃったようないきさつを前提にいたしましてどういふことになるだろうかという感想を述べるとどういふと思ひますが、何だかお聞きしてありますと、横路委員が院外で法案なり国政の審議をされる材料について何らかの活動をされたそのことを別の刑事事件の参考人として教えていただきましたという趣旨であらうかと思ひわけでございまして、これは中谷先生百も御承知のとおり、任意捜査でございまして、参考人として任意に教えていただけないかという趣旨でしかものは言えないわけでございまして、そういう参考人としての協力の要請があつたことが直ちに何か三権分立を乱つたとか、あるいは警察が国会議員の方の国政審議の活動に介入したというふうなことになるかどうか、私その辺どうも疑問に思ふ次第でございまして。そういうものであるとすれば、特に三権分立のたてまえから憲法違反のことをやつたじやないかというふうなこともならないのじやなからうかという感じがいたします。

○橋崎委員 官房長官、お時間がおありのようです。から、明日連合審査が行なわれますその場で、

佐藤総理に本問題に對する政府の見解を出していただきたいと思ひますが、お約束できますか。

○竹下国務大臣 事の実態を調査の上、相談をしてみたいと思ひます。ここで私がもし約束をいたしても、いわゆる政府として捜査当局の参考人の問題について、統一見解とでも申しましようか、そういうことを整理できるかどうかということについて、総理もいま物価対策特別委員会に出ておりますので相談することは一向やぶさかでありませんが、残念ながら、私が直ちに引き受け申し上げていくというわけにはまいりません。

○中谷委員 眞田部長に私のほうからもう少し答弁を正確にさせていただくために申し上げておきたいと思ひます。

要するに、参考人としての捜査協力要請であることは先ほどから申し上げた通りであります。ただ問題は、申し上げていることは、国政審議権、国会における質問などについて、それに関連する事項について、警察権力が国会議員に對して、本来の国政調査権、国政審議権にかかわる問題について、たとえ参考人であるといえども、捜査協力要請の名において出頭をお願いするということを出頭を求めるなどということは警察権力の国政審議権に對する干渉である、こういうふうには私に考えるわけなんです。もちろん眞田部長も百も御承知のとおり、同じことを私にほうから申し上げますけれども、参考人というものが法的にこれに協力しなければならぬ義務を有するものであるというのを私に私に申しておるものではございません。問題、そんなことであったとしても干渉になるではございませんか、少なくとも干渉のおそれがあるというわけなんです。この点について、事は憲法五十一條その他に關する問題であらうかと思ひます。こういう点について法制局のほうにおいても事実関係を—私のほうでもさらに非常に簡単に事実関係をありまされるけれども明確にいたしますから、これについての見解を用意していただきます。

い。この点について御答弁がありましたらぜひ御答弁をいただきたいと思ひます。

○真田政府委員 裁判所と国会議員あるいは行政府との間でのいろいろな協力関係を要請するということはあろうかと思ひます。その強制力を持たない場合であつても干渉になるというものはこれはあり得ると思ひます。かつて浦和充子事件で参議院の法務委員会が調査をなされようとした。その場合にももちろん強制力はなかつたわけですが、これも、これはやはり司法権に対する干渉になるという事で、最高裁判所から強い御反論がありまして、それで事件は済んだと思ひわけですが、それは強制力がない場合でも、協力依頼という形で捜査をするその目的が批判をするというようなことであつてはいけないということだろうと思ひます。事の核心は。今回の場合は、私先ほど申し上げたように事実関係をよく知りません。知りませんからどういふ趣旨で出頭を御依頼を申し上げたのかわかりませんが、もしそれが別の刑事事件の処理上事実関係を知らねばならないというだけで、任意に教えていただけませんかという形の御要請をすることが直ちに憲法違反になるとは私は思ひえないわけでございます。つまり国権の最高機関である国会の議員の国政に対する審議権に干渉したというふうには、直ちににならないのじやなかろうかというふうには思ひます。その趣旨のお答えを先ほど申し上げた次第でございます。

○橋崎委員 すでにお約束の時間も来ておりますので……。しかし事は重大であるし、明日はこの外務委員会が中心になつての連合審査であります。したがつて本問題に関する限り私は以後の処理については理事会にひとつお預けをして、問題を留保したいと思ひます。

希望申し上げておきますが、できれば明日この問題についての発言をお許しただければ、このように希望申し上げて理事会にお預けをしたいと思ひます。委員長のお取り計らいをお願いしたいと思ひます。

○櫻内委員長 橋崎君の御発言のように、ただい

まのお話は理事会においてよく協議をさせていただきます。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十七分散会

昭和四十七年四月十九日印刷

昭和四十七年四月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K